



特277

413

特277-413



76410352

山口縣

初等教育改善方案解說

山口縣教育會

始



はしがき

本縣に於ては、初等教育の刷新向上を期せんがため、

防長の歴史的使命と、新時代の現実的要求とに立脚して

中正穩健なる改善方を制定し、昨年六月七日、山口縣

訓令第二六號を以て、その嚮ふべき方向を明示する所が

あつた。

然るに同方案は、文辭極めて簡潔にして、その表現も

抽象的であるため、往々立案の眞精神を把握するに苦し

む者もあつて、これが解説書の發刊を希望する向が少く

ないところから、本會は今回特に委員に委嘱し、これが



懇切なる解説を試みて、本書となし、聊か教育實際家の
伴侶たらしめんことを期した。

縣下初等教育者各位、幸に熟讀研鑽、よく訓令の眞精
神を了得し、日夕これが實現に邁進せらるゝならば、本
縣初等教育の面目一新せんこと、蓋し期して待つべきも
のがあると思ふ。

昭和十一年五月

山口縣教育會



目次

◇初等教育根本方針の解説

- 第一章 前文の解説……………一
- 第二章 陶冶體系……………三
- 第三章 日本教育の目的と小學校令第一條……………六
- 第四章 五大方針の根本精神……………八
 - 第一項 五大方針の相關々係と國民的基礎教育……………八
 - 第二項 聖旨を奉體し國民道德の振作を期すること……………九
 - 第三項 先賢の宏圖を温ね防長精神の體現を期すること……………一九
 - 第四項 時勢の進運に鑑み實際的教育の伸展を期すること……………三〇
 - 第五項 縣民體位の實情に考へ健康教育の振興を期すること……………三三
 - 第六項 教育は師表の徳化にあるを思ひ教師の人格向上を期すること……………三六
- (附) 小學教員心得……………三七

◇教育の實際の解説

- 第一章 學校經營及學級經營……………三

第二章	教授訓練養護の全體的立場	三六
第三章	教授	四一
第四章	訓練	五八
第五章	養護	七三
第六章	各科教授上の留意點	八三
(一)	修身科	八三
(二)	讀方科	八九
(三)	書方科	一〇三
(四)	綴方科	一〇六
(五)	算術科	一一〇
(六)	國史科	一一八
(七)	地理科	一二三
(八)	物理科	一三八
(九)	圖畫科	一四五
(十)	唱歌科	一五〇
(二)	体操科	一五七
(三)	裁縫科	一六五

(三)	家事科	一六六
(四)	手工科	一七一
(五)	實業科	一六六

◇ 初等教育改善方案原文

一、山口縣訓令第二十六號	一
一、初等教育根本方針	二
一、教育ノ實際	一
一、教員ノ修養服務	九
附錄一 學校經營及學級經營に關する研究	一三
附錄二 個性調査に關する研究	一三
附錄三 成績考査に關する研究	一三

初等教育改善方案解説

山口縣教育會

◇初等教育根本方針の解説

第一章 前文の解説

畏クモ 天皇陛下 曩ニ勅語ヲ下シ賜ヒ國運隆昌ノ淵源ハ實ニ小學校教育ニアルコトヲ宣ハセ給フ洵
ニ恐懼感激ノ至ニ勝ヘザルナリ

惟フニ小學校ハ國民的人格ノ基礎教育ヲ施ス所ニシテ徒ラニ時流ヲ趁ヒ舊套ニ泥ムベキニアラズ特ニ
教育尊重ノ傳統ヲ有スル本縣ニアリテハ其ノ歴史的使命ト現實的要求トニ立脚シテ堅實中正ナル百年
ノ大計ヲ樹立スルヲ要ス

茲ニ初等教育ニ關スル五大方針ヲ確立シ舉縣一致之ガ實現ニ邁進セントス任ニ在ル者須ラク其ノ眞意
ヲ體認シ至誠一貫所期ノ目的ヲ達成シ以テ教育報國ノ實ヲ顯スベキナリ

この前文は本縣初等教育の根本方針を確立するに至つた理由とその根據とを述べたものにして、言々句々皆深重なる意味を寓してゐる。従つてこれが解説に當つて先づ三綱目十要項に要約してこれを表示し、併せてこれが説明をいたさう。

(三) 綱目 (本) (十) 要項 (文)

第一段 小學校教育ノ重大性
一、畏クモ 天皇陛下義ニ 勅語ヲ下シ賜ヒ國運隆昌ノ 勅語ノ御下賜
淵源ハ實ニ小學校教育ニアルコトヲ宣ハセ給フ
二、洵ニ恐懼感激ノ至ニ勝ヘザルナリ…………… 拜戴ノ感激

第二段 本縣教育方針 樹立ノ基礎
一、惟フニ小學校ハ國民的人格ノ基礎教育ヲ施ス所ニシテ…………… 小學校教育ノ使命確認
二、徒ラニ時流ヲ趁ヒ舊套ニ泥ムベキニアラズ…………… 時弊ノ反省
三、特ニ教育尊重ノ傳統ヲ有スル本縣ニアリテハ…………… 傳統ノ教育精神更張
四、其ノ歴史的使命ト現實的要求トニ立脚シテ堅實中正…………… 方針樹立ノ立脚點明示
ナル百年ノ大計ヲ樹立スルヲ要ス

第三段 方針ノ確立 達成
一、茲ニ初等教育ニ關スル五大方針ヲ確立シ…………… 五大方針確立
二、舉縣一致之ガ實現ニ邁進セントス…………… 舉縣一致ノ努力
三、任ニ在ル者須ク其ノ眞意ヲ體認シ…………… 眞意體認
四、至誠一貫所期ノ目的ヲ達成シ以テ教育報國ノ實ヲ顯…………… 教育者覺悟
スベキナリ

第一段は小學校教育が、如何に重大であるかを述べたもので、殊に昭和九年四月三日宮城二重橋前に於て我々教育者に賜はつた 陛下の御信賴あつき御勅語を拜戴するに至つては唯々恐懼感激の外はない。我々教育者は只管至誠一貫忠誠奉公の誠を輸さなくてはならない。

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ
夙夜奮勵努力セヨ

第二段はかくの如き自覺に基き、忠誠奉公の覺悟を新にし、此處に本縣初等教育に切實な五大方針を決定して協力一致教育

の向上と發展とに微力を捧げまつらんことを示したものである。殊に本段はその五大方針を確立するための基礎的立場を闡明することに努めた。先づ第一に小學校は國民的人格の基礎教育を施す所であることは悠久に變らぬ根本理念である。現代のあらゆる研究調査は結局これを實にするためのものに外ならない。然しながらこの研究が往々にして枝葉末節に走り、甚しきに至つては國情や國民性の異つてゐる諸外國の諸研究そのまゝを移して以つて基礎教育と心得てゐる者がないではない。それは國民教育の本末を轉倒する者でかく誠しめなくてはならない。さは言へ徒らに舊套に泥むべきでもない。凡そ新しき主義主張なるものは現代教育に對して何等かの缺陷をついてゐるものであるから全然これに無關心であることはこれ又職務に忠なる所ではない。従つてこれ等新しき研究は國民教育の本質に照合してこれが正しき位置づけをしなくてはならない。特に教育尊重の傳統を有する本縣にありてはその歴史的使命と現實的要求とに立脚し、適切にしてしかも堅實中正なる百年の大計を樹立しなくてはならない。かゝる基礎的立場を考慮して此處に本縣初等教育の五大方針を確立するに至つた次第である。故にこの五大方針は國民教育の本質に則り、本縣傳統の精神と現時の實情とに即し、然も現代の新思潮に温ねて出来上つたわけである。第三段はかやうに慎重に熟慮して出来上つた五大方針であるから、本縣初等教育の職にある者はよくその眞意を體認して至誠一貫所期の目的を達成せられんことを願ふ旨を述べたものである。

第二章 陶冶體系

小學校は國民的人格の基礎教育を具體的に施すところであるから、一見抽象的な教育論は必要が無いやうに見えるが實はそ

の背後に透徹した理論的背景を持たなくては教育そのものに不統一を來たす。即ち之を欠いた教育はその場限りのまことに統一なき主観的教育に墮するの外はない。故に今その概論を試み次に具體的な本縣初等教育根本方針を説明することとする。

教育とは自然人に價値生活をなましめて人としての使命を果し得るやうな完全な人格者を育成することである。言ふところの完全なる人格とは健全なる身體を持ち、諸々の價値が調和的に統一してゐる人格である。抑々人間は一面動物的であると同様に靈的であり、言はゞ神と動物との中間に位し自然の生活と價値の生活とを併せ營む二重の存在である（セーラー）。

そこで唯生命を維持するのみでは動物と何等異なる所がない、人の人たる所以は生活しながら自然の生活を超越した價値にありがれ且つこれを實現するところに存する。價値の生活とは眞善美等の諸價値を自然の上に實現することである。これ等の中道徳は我々の意志を正しくし、科學は我々の思ふところを誤りなく實行する方法を示し、藝術は我々の感情を淨化し趣味を豊にする。殊に今日の如く人々生存の勞苦にあへぐ時代にありては高尚な趣味は人生を潤らしむるものとして最も深き意義を有つ。これ等は何れも人間生活に必要なものにして一を缺いても健全な精神とは言はれない。然し乍らこれ等は唯雜居するのみでは結局人格がばら／＼のものとなるの外はない。故にそれ相當の位置を與へねばならない。然らばこれ等の中で人生に對して最も中心となるものは何か。それは道徳であらねばならない。道徳の實現こそ人生の最も大切な使命である。智慧足らずとも將藝術感は多少缺くる所ありとも尙人であり得るが道徳に背いた人は人といふ名に値しない。それは人の姿を裝つた禽獸のやうなものである。かくて道徳を中心としながら科學藝術の諸價値が各々自己の特色を失はないで、しかも互に調和し、統一する状態は最も望ましい状態である。これを健全な精神といふ。完全な人格とはかかる健全な精神が健全な身體の上に實現したものに外ならぬ。

然しながら人格の最高最善の調和的發展は人間全體に與へられたる永遠の課題にして、限りある一個人の實現し得べきことでない。故に理想として人間共同の課題である最高最善の調和的發展を目指しつゝ直接には各個人の個性的發展を遂げるの外

はない。個性とは人の心身に於ける單なる差異性の謂にあらずして人として當然發揮すべき本性の發展の方向及び程度に於ける特殊性の謂である。であるから可能なる調和的發展とは道徳を中心とし乍ら各人の各價値方向を出来るだけ延ばすことと論ずることが出来る。かかる陶冶を目指すものを基礎陶冶若しくは一般陶冶といふ。そして小學校教育の中心はこゝにある。

二

一般陶冶は人を人として教育すること、即ち凡そ人の有する諸能力を調和的に發達させて、人として恥かしからぬ修養をさせる教育である。故に將來如何なる職業に従事するにも必要な基礎を作することを目的とする。更に主客兩面より言へば基礎陶冶では第一に慣習、法制、道徳、科學、藝術、宗教、經濟等の各種の文化につきて一方に偏することなくその大要を知らせ以つて精神の多方面の修養を與へねばならない。第二に將來如何なる職業に就くにも必要な性質例へば注意深いとか、機敏なとか、勤勉であるとかいふ如き諸性質をつくり上げねばならない。そしてかかる一般的陶冶を施す間に於て各兒童の個性が次第に現はれその特質がはつきりと見定められるに及んでこれに即して職業教育を與へるのが自然の順序である。

この任務を帯る學校が、實業の學校である。但し人間の生活をかく明瞭に區切ることは自然の人間生活ではない。従つて基礎的一般陶冶の終りの階段に於ては職業的陶冶を施すことを妥當と考へる。

職業陶冶は國家の「自として自己の使命を果し國民文化の發達に對して多少なりとも貢獻し得るに至らしめる教育であつて一言に「各人固有の使命への教育」といふことが出来る。それは單にパンのための教育ではない。人は一定の職業につき生活を維持すると共に又分業の社會に於て自己に課せられた任務を果し、他と相まつて社會全體の發達を計らねばならぬ。故に職業陶冶に於ては各人固有の使命としての一定の職業に對する知識と技能を得しむるを以つて第一の目的とするが、然し乍らこれのみに偏すると自己の専門に偏し人間としての一般修養を忽にし、自己の職業のみを重視するの弊に陥り易い。故に職業教育にも一般陶冶を附加し、且つ自己の職業は他の多くの職業と相待ち相互に理解し合ひ、相依り相助けて始めて全體の發達が

望まれるといふ所謂共存共榮の精神を體得せしめねばならない。偏した職業人の養成は却て職業陶冶の眞の精神に反する。殊に社會の上層に立つ者は自己の嗜好や偏見を超越して個々の事物及び事情を全體との聯關に於て達觀し、全體の立場から公平に考察し決定し且つ新しい事情に適當にしかも迅速に順應する能力を必要とする。そしてかゝる能力を得しむる教育を我々は基本的な一般陶冶に對して高等な一般陶冶といふ。

第三章 日本教育の目的と小學校令第一條

我々の教育はよき日本人の教育であらねばならぬ。前述の理論は何れの國の教育にも適合する基礎的背景に外ならない。然らばよき日本人の教育とは如何なる教育であるか。それは我が國傳統の國民文化を通じて日本的な考へ方、感じ方、行ひ方を悟らせ、中にも我が民族精神の最大の特質であり我が國體の精華である忠孝の大義を體得せしめ、進んでは獻身的に國民文化の發達に努力し得るやうな人格を養成することである。そしてかゝる獻身的努力は毫も自己の人格を棄てるものではなく、却つて同時に自己の人格の發展に向けられた努力になる。

日本教育の目的は小學校令第一條に明示してある。それに依ると

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と規定してある。この中で中心となるものは勿論「道德教育及び國民教育の基礎」といふことである。道德教育とは一般に人が人として踐み行ふ道であり、人格の中心をなすものであるが故に小學校に於ては特に幼時より徳性の涵養が必要であるその

中でも中心をなすものは國民教育である。

兒童は他日日本國民として日本國家の一員として立つべきであるから幼時より我國固有の國民的教化を與へ、我が國體の尊嚴なる所以を知らせ、國民として特有な道德を實踐し得るに至らしめねばならない。今や列國共に國民教育を重んじ國力の充實と國民文化の發達を企圖してゐるばかりでなく、各國は自國の文化と民族精神の宣揚によりてのみ人類の進歩に貢獻し得るのであるから小學校に於ては特に感受性強きを思ひて國民的な認識、感情及び意志を陶冶し眞に我國の進歩發達に參與し得る忠良な國民を養成せねばならぬ。故に道德教育の中にも特に大切なのは忠孝の大義を體認し獻身的に民族文化に貢獻するやうな人格の教養である。

國民文化に貢獻するためには更に國民としての日常生活に必要な普通の知識技能を收得する必要がある。そしてこゝにいふ知識技能は廣く解して藝術の理解及びこれに對する技能をも其の中に含ませること論をまたす。又小學校に於て授くる事項が高遠であつたり、實際生活とかけ離れたものであつてはならないことも言ふまでもない。同時にそれは兒童が將來如何なる職業に従事し、進んで如何なる高等教育を受けようとも一切に通じて必要な基礎的のものでなければならぬ。これ小學校令第一條中に「普通」の二字を附加せる所以である。

以上の目的を達するための基本條件は健全な身體である。心身の關係は極めて密接にして身體の健全及びその發育狀態如何は直ちに精神の發達に影響する。健全な身體には常に健康なる精神が宿るとは言ひ得ないが精神の健全な發達の一條件は健全な身體であることは否み得ない。故に身體の發育の最も盛んな兒童期においては特に注意を加へ病弱の種子を早く絶ち切り健康への基礎を固めねばならぬ。殊に國防上産業上よりみて國民體位の向上と體力の増進とは一日も忽にすることは出来ない身體の強健は忠良なる臣民への基礎的條件である。

第四章 五大方針の根本精神

小學校教育はもとより實踐の領域であるがその背後には透徹した理論を有たねばならない。しかもそれはかゝる理論を背景とした日本の教育であらねばならない。けれどもかゝる日本の教育は具體的には各々郷土に即した教育である外はない。従つて防長の教育は防長の特長に即する外はない。かく考へて特に防長に於て力説せねばならぬ具體的な主要點を五つあげたのが五大方針である。今これ等の五大方針の各項につきて説明をするのであるが、その初めにあたつてこれ等五大方針の相互關係を一應説明しておく。

第一項 五大方針の相關々係と國民的基礎教育

前文にも明記せる通り小學校は國民的人格の基礎教育を施すところである。換言すれば立派な日本人としての基礎教育を施すべきところである。

然らば立派な日本人とは如何なる人か。其の中心は何か。立派な日本人とは我が國民精神の最大特質であり、我が國體の精華である忠孝の大義を体認し、進んで獻身的に國民文化の發達に貢獻し以つて天壤無窮の皇運を扶翼し奉るやうな人間である。かく考へてその中心點は忠孝の精神の體得であらねばならぬ。根本方針の第一、二項はこの點を明示せるものである。このことは更に小學校令第一條の第二項に相當してゐる。

内に國民的信念の忠孝を體得せるものは、進んでこれを實にせねばならない。即ち獻身的に國民文化の發達に骨身を惜まざる働かねばならぬ。かくしてこそ始めて忠孝が實にせられるのである。そのためには國民文化の何たるかをよく理解し、その基礎に立つて各々の性格によく適合した職分を求め、最後は職業に依りて忠孝を實にせねばならない。根本方針の第三項はそれ

を示せるものであり、同時に小學校令第一條の第三項に相當せるものである。

以上述べたところに依つて忠孝の實にせらるべきことは精神に於て將又實行に於て一應立場は明瞭となつたが、その實行の主體である身體の健康を失ひては結局畫餅に歸するの外はない。特に本縣民の體位の現情に鑑みて兒童の保健衛生につきては特に留意する必要があることを痛感する。これ第四項の必要なる所以にして、且つ又小學校令第一條の最初に「兒童身體ノ發達ニ留意シテ」とある所以でもある。

最後に教育は結局するところ教師その人の人格にあることを思ひ、第五項にその修養の極めて重要な所以を明示したのである。以下これ等五大方針の根本精神を詳説しよう。

〔註〕 大きい項目の次の各々四つの小さい項目はその内容となる主なるものを掲げて以つて説明にかへたものである。

第二項 聖旨を奉戴し國民道德の振作を期すること

日本國民の教育に於ては學校の大小に關はらず國體の精華である忠孝の大義の體得がその中核でなくてはならない。他の種々の教養はよし不完全なりともそれ等の源であり、全國民生活の中核である忠孝の精神のみは骨肉の底まで徹底させねばならない。これ國民の確固たる不動の信念であるばかりでなく、又歴史の明示するところでもある。況んや純真無垢にして感受性暗示性の最も強き時代である小學校教育に於ては一層これが徹底を期して信念の教養に努めなくてはならない。これが中心となるものと言ふまでもなく教育に關する御勅語である。今御勅語の御趣旨を拜察するに教育の淵源は國體の精華である忠孝の實現にあることを御示しなつてゐることはいと有難き極みである。

我カ皇祖宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

日本精神の教育といふのも要するに此處にある。更に言へば國民道德の中核である忠孝の實現に邁進することが聖旨に奉ずる所以となる。

かく考へて我々の日常實踐してゐる教授訓練養護は勿論その他百般の施設經營には聖旨を奉戴して忠孝の精神の一貫せることを必要とする。改善方案の教授の一般方針の (2)の末項に

一、………、特ニ國民精神ノ涵養ニ留意スベシ。

とあり、又訓練の(ロ)の(1)(2)には

一、感恩報謝ノ念ヲ涵養シ、孝道ノ實踐ヲ期スルコト。

一、敬神崇祖ノ念ヲ培ヒ、宗教的情操ノ陶冶ニ適切ナル施設ヲ講ズルコト。

とあり、更に養護の(イ)の(1)の末項に

一、健康ノ道德的意義ヲ體得セシムベシ。

とあるは各々の教育部面には忠孝の精神が中核となりて爾餘の一切の活動の生ずる源泉となることを明示したものである。

併しながらこの忠孝の精神の一貫と言ふことは唯教育の内容面にのみあるのではなくて、すべての施設運営の形式上にもなくてはならない。この後者につきては一般に教育者の考の至らぬ點が多いやうであるから特に國家の特質より見て進むべき點を示しておく。

二

忠孝の教育に於ては單に修身や國史や國語で忠孝に關する教材を説いたのみでは未だ全しと言ふことは出来ない。すべての教育作用に日本國家構造の特質が躍動してゐなくてはならない。最近政府が「國體觀念ヲ明徴ニ」してゆかねばならぬと聲明したのも國家のすべての層面に日本國家構造の特質を體現せしめねばならぬといふ意味である。初等教育改善方案の第一項の

(一)に「國體觀念ヲ明徴ニシ」とあるのはこれらの兩面を意味する。

そこで「よい日本人の教養」といふことには日本國家の特質を闡明にしてあらゆる教育組織にそれを實現せしめねばならぬ。言ふところの日本國家の特質とは何か。それには先づ西洋の國家と日本の國家とを區別してみれば自から明瞭になる。普通西洋國家は都市國家と呼ばれ日本の國家は農村國家と言はれてゐる。そは如何なる考方か。都市國家は國民全體が主権者であり個人は皆平等の權利を持つて集合してゐる社會にて成り立ち、その結合の紐帯は個人々の平等の幸福利益である。これに反して農村國家は個人々の間に差別があり、その結合の紐帯は情愛である。日本の國家は人間生活の形が家と國との形で營まれ、その國といふも亦家を原型としてゐる。これは民族の性質にもよるが一は農を以つて國を立て、來た事情にもよる。國が家をその環としてゐるといふのも諸々の種族が諸方から集り來つて集團をなしたのとは大いに事情を異にし、國土と民族とは恰も同胞であるかの如く國土生え抜きの民族がその生れ故郷の國土に國土の自然の産物たる稻麥等を植ゑて生活して來たことが國民が一家族の形を成したものと思はれる。水草を追ふて牧畜を營み或は狩獵を事とする種族が漂遊して轉々移り來つた國土には前者ほどの親しみはもたれぬ。民族の生れ付きが既に個人主義的である上に、かく移轉して諸所に集り來るといふ如き生活は社會は個人の集合なりといふ意味の社會生活をするのが自然である。中には羅馬の如く家族生活を尊重したものであるが、概して西洋諸國では「市」といふものが人間生活の主要なる形である。市民といふことが、又市民道といふことが社會人としての最上の形式である。古來歐洲諸民族は獨立自營の市を建てその中に文化も發達した。その經濟的基礎は商工業であつて農業と對立する。歐洲にては産業革命以來商工業頓に發達し、それに従事するために郷土を離れ家を離れ個人々々が各自の技能を齎し集り來つて都市生活が盛になつたのである。土地をはなれ家をはなれて四方から集合して生活する所に道德は個人主義的とならざるを得ない。個人主義に基づいて出来る道德は所謂共存共榮を眼目とする。ミルやベンザムの言ふ所の最大多數の最大幸福とか公衆の福利とか社會的幸福とかいふは即ち個人集合といふ意味の社會生活に最も適合した道德目的である。

この意味の社會に於ては自由競争が大なる勢力である。個人の自由なる活動自家の福利を圖ることは社會は個人の集合なりとの意味の社會に於ては最上の生活原則である。故に社會の福利、公衆の幸福といふは多勢のもの、個人的幸福の寄せ集めに外ならない。その中の一人でも犠牲にして多勢の福利をはかることは自家撞着である。個人主義的道德は個人の自利を正當視する。共存共榮の道德の中には己を捨てるといふことは毛頭含まれてゐない。

然るに自由競争には何程かの制限を加へなければ個人的幸福の目的に反す。即ち弱肉強食となるから。それ故に個人の自由競争を認めるところでは妥協、契約が行はれる。そして「約束に信」なることが頗る大切な道德となる。かゝる妥協、協定が規約といふ外形的の取り極めによつて行はれるところでは同等(Equality)といふことが原理となる。この同等が政治、法律その他諸般の文化層を特色づけてゐる。就中アングロサクソン人は同等の權利、義務の原理を社會生活の最大規範としてゐる。かゝる同等の原理からは權利、義務の觀念が起る。それに對して日本に於ては慈愛が流れ出づる。慈愛は一切の個々を没却して一味一体なるところのものである。西洋に於てもよく人類愛とか同胞愛とかいふことが言はれてゐるが然しながらこれは矢張り根柢に於てすべての人を兄弟と見るといふ形をとるので愛ながらに同等といふことが根柢に原理としてこもつてゐる。日本に於ける親疎貴賤上下長幼さまじくの秩序に相應じて作用するものとは全く異つて、すべての秩序を没却して父母も君主もすべて一やうに兄弟よと呼びかけるのである。フランス人の自由、同等、友愛の三大道德原理も、かくして先づ自由競争、次にこの自由競争を制限するための妥協の根柢たる同等、最後に人類兄弟の同等友愛と言ふ意味より來てゐる。英國人の自利是認の説も同じである。總じて同等といふことは確かに人間一面の要求を語るもので人間は動もすれば人間到るところこの原理のみによつて左右せられんとする傾きがある。而して社會が個人の集合によつて出來てゐるところでは一層その勢が強くなるのは當然のこと、言はねばならない。

三

同等、對等といふことが最も顯著に現はれてゐるのは夫婦を家族生活の根本とするところにある。親子の縦の關係ではなくて夫婦の横の關係が基本となる。男女の愛は愛の代表的のものであつて然も相求めて得られなければ憎惡に轉する敵對的關係を藏してゐる。財産の如きも夫婦各々の所有があり時としては訴訟問題を起すことも珍しくない。即ち夫婦の間において日本に如き慈愛でなくて自己を幸福にする愛が根柢となり、他面權利義務の觀念が根柢よく作用してゐる。父子祖孫の一家の永久存続といふが如きことは眼中にない。

國家組織も亦君主は君主人民は人民でありながら他面個人として同等である。大統領の如きは米國でも佛國でも一面一個の自由市民たることを以つて自己の誇としてゐる。帝王神權説の如きも表面超同等の如くみえて實は個人主義に立脚してゐる。即ち強者の自己的個人的主張に基づくのである。従つて父子一體的の考が缺けてゐる故にやがて帝王が廢せられて漸次デモクラツシーとなるのは自然である。

次に學校生活に就いてみても教師は教師、兒童は兒童でありながら同時に同等といふことが根柢にある。この事は言語を見てもすぐ分る。ユート(ユート)といふ言葉は何時如何なる社會に用ひても妥當であり、又それしかない。これ等も明に同等といふ國民精神がとけこんだものに外ならない。

以上述べたところの個人の集積が社會國家であるといふ西洋流の見方のところでは、自由、同等、友愛といふ如き道德が發達し、社會では約束、契約を守るといふ意味の信義が尊重せられ、家族では夫婦の愛情が眼目となり、國家では權利義務の主張、法律萬能の思想が有力となる。洗練せられ來つた自利主義からは所謂公德が大いに發達し、社會公共の外面的秩序を保つことが結局自利に最も好都合なることを知る。各自權利を主張して譲らざるところには自然權利を侵すことが遠慮せられ、公共の利益がいかに各自の自利を確保するものであるかを熟知するに至るのである。近時天皇機關説が問題となつてゐるが西洋

では實によく妥當する語なのである。天皇機關説は詳しくは君主機關説といふのが正しい。そして一言にすれば法治萬能、權利義務萬能主義の契約が實は憲法といふことになるのである。これを我國の 陛下の慈愛の流れとしての將又祖宗の遺訓としての憲法に比較することは抑々その根柢から間違つてゐると言はなくてはならない。

社會は個人の集合なりといふ意味の社會が人間生活の基調とならずして、血縁關係に基づく家族生活を根本とする國に於ては道德の形が前者と大いに異なる。此處に於ては父子祖孫相次ぎて一家族の永久存續を眼目とし祖先の祀を絶たぬことを第一とする。西洋の夫婦一代限りの家とは大いに異なる。横の關係でなくして縦の關係である。新に家を立てるのではなく舊を繼ぎ古を守ることが主である。かゝる道德を孝行といふ。孝が道德の本であるのは孝が人間生活の存續の民族繁榮の本となるからである。すべての政治、道德、教育の根本が同等でなくして孝である。凡そ人がその父母祖先を懐ふことは人類普遍の情であつて特にとどの民族に限られてゐるといふ性質のものではないが、祭祖を以つて道德の本とするのは理由のあることである。個人を以つて社會の要素とするところでは個人の完成、個人の獨立自立を人生の眼目とするのは當然のことであるが、家族を社會生活の要素とする處では家族の完成、家族の存續が人生の眼目となつて個人はそのために盡す所に自己の本分を見るのである。個人は家族の中に生れ家族の中に死し、個人は生死するが家族は個人の生死を超えて永續して個人生活の根柢となる。それ故に夫婦が主となつてその夫婦限りで終始すべき家族ではなく却つて家族を永續せしめるために夫婦が存在する。家族の存續は故に父子祖孫の相續となつて子孫は父祖の志業を繼述することが人生の最大義となる。故に子孫への發展と言はず父祖への報反といふ。即ち孝をいふのである。傳統を重んじ歴史を尊ぶは廣義に於ての孝の精神である。改善方案の五大方針の第一項の二番目に「敬神崇祖ノ念ヲ培ヒ孝道ノ顯現ニ努ムベシ」とあるのもかく解釋すべきものである。親の子に對する愛情を以つて道德を立てずして、子の親に對する敬愛即ち孝を以つて立てる意味はこゝにある。敬の一字は人生に重大なる意味をもつ事になるのはすべて敬は自己の根本に還る性であるからである。孝は孝敬であつて只親に狎れ親しむのではない。この孝敬を別に

感恩とも云ふ。更に生ける親にのみでなくして祖先に仕へることも亦孝であつて敬神崇祖といふことが大切な道德でありその根本は感恩報謝である。これ等の孝といひ、感恩報謝といひ、報本反始といふは皆我國道德の根幹にしてその最も大なるものを君に對する感恩とし、次に親に對する感恩とする。教育は須くこれを中心とせねばならぬ。前述の改善案の根本方針の第一項並に訓練上の留意點の第一、第二項もそれを示したものである。

父子祖孫一體といふところからは權利義務でなくして慈愛が流れ出る。慈愛は只親子的愛情から發現する。人間慈愛の發する處には恩と感恩とが生ずるのである。君臣の間、兄弟の間、師弟の間、朋友の間その外何れの人間關係に於ても恩と感恩とは慈愛の地に於てのみ見られる。

四

人間の關係を親子の關係を基本として見るところから孝を本として種々の道德の形がなる。單なる兄弟なみに見た同等愛でなくして家族の中に親子の關係を本として、夫婦の關係、兄弟の關係がある。即ち親子の間には親、夫婦の間には別、兄弟の間には友愛といふ如き各差別のある人倫道德が發達する。家族の構造をなす人間關係が道德成形の素材となるのである。先だつもの後れるもの、尊くものと従ふもの、教へる者と教へられる者の關係は親子の間の慈愛と孝敬とを本とする。

かゝる感恩報謝、報本反始、慈愛、孝敬が一切の文化組織の根本であるところに日本國家の特質がある。しかもこの道德的態度の最高統一、中心點を一國の中心であらせられる。天皇とする。これは我國が元來民族的血族的であつて民族並に國土全體が神より創造せられた一大家族であるところより必然に考へられることである。即ち 皇室は俗に云ふ總本家に相當し、臣民はその分家に相當する。故にこの總本家を中心とし、これに感恩報謝の誠を輸すことが孝であると同時に忠なのである。かゝるが故に根本方針第一項の(1)の末項「忠君愛國ノ志氣ヲ振起」せざるを得ないのである。又君は一家の戸主として遍く慈愛を垂

れ給ひて人民を撫育せられる。この事が即ち政治なのである。のみならず、陛下御自身におかせられては躬ら祖先の祭祀を鄭重に遊ばされて實際に孝をお示しになると共に、祖宗の遺訓に従つて撫育し給ふ。故に政治とはいふものゝ實は教なのである。こゝに政教一致といふ趣が見られる。我國の憲法は實に、陛下の慈愛の表現であつて、かの法治主義の憲法とは根本に於て異なる。かくの如く忠と孝と一致するのは我國に於てのみ見られるところにして、一切の道徳は悉く忠孝の諸の發現であると言つてもよい。道徳即ち忠孝、忠孝即ち道徳、これが我國の道徳の單純明白透徹無難なるところである。現つての君に忠、現つての親に孝これ程現實即眞理であるものはない。この何等まざらばしきところなき忠孝から萬徳が起る。その他の政治法律經濟學問藝術皆忠孝を本とする。これ等のものが若し別々の原理をもつならば文化の統一國家の統一を失ひ、従つて國家の滅亡となる。まことに政治の基礎形式たる憲法は勿論、民法も天皇の庶民愛育の發露の形式であり、刑法は民を忠孝の道によつて正すものである。學問も國に忠ならんがためのものである。然るに近時すべての文化組織就中學校教育が西洋的の統一原理によつて行はれるに至つたことは最も憂ふべきことと言はねばならない。

以上述べたところを要約して表示すれば次のやうになる。

〔西洋〕契約—權利義務—法治主義—個人の幸福—同等の—個人の完成—原理—横の關係

〔日本〕情意—慈—愛—孝治主義—全体への奉仕—感恩報謝—報本反始—縦の關係

今我國の教育の現状を正視するとき我國の根本道徳たる忠孝、感恩報謝、報本反始の道が、遺憾ながら教育の全體組織に表現せられてゐない。忠孝を口にて説くは誰にも出来る。然しすべての教育の組織に忠孝を表現することはむづかしい。否氣がつかぬと言つてもよい。これは明に忠孝が分つてゐない左證である。例へば教師は權利と義務で動いてゐる向もあるし、又教

師と児童との間が慈愛と敬信との關係で運営せられてゐない向もまゝ見交ける。自治會も他人のあげ足とりに終始すべきではなくて、各自の職分を通じて全體社會である學級の向上を企圖する奉仕といふ事が考へられねばならない。又手工科實業科等も只立派に作りさへすればよいといふ結果主義に偏しないで天恩地徳に感謝する報徳精神が根本に流動しなくてはならない。西洋流の個人の幸福利益のための作業としての、み考へてはならない。

五

以上説くところに依つて皇室を中心とした大家族としての國家に於てはその家族としての萬民は協力一致皇運を扶翼し奉らねばならぬことは一應明となり、その精神的態度は報本反始の誠であらねばならぬことも亦明となつた。然らば萬民協力一致して皇運を扶翼し奉るには各自は國家全體の成員として各自の能力に應じて國家全體のために奉仕しなくてはならぬ。國民の中唯一人でも自己の職責を盡さざる者あらばそれだけ國力は伸展せぬ。これを小にしては一家族に就いても戸主を中心として全家族が各自の職分に忠實でなければそれだけ一家の繁榮もない。ひいては國家の發展もない。故にかゝる全體への奉仕の精神の教養を日論むためには一學級の經營にあたりても各自は全體社會である學級に於て各自の役目をよく自覺し、自己一人が自己に適應せる責務を果さなければ全體學級の發展がないといふことを體驗させなくてはならない。例へばA児童はそれに適する全體學級の仕事を分擔し、B児童も同じく適當の仕事に分擔し、その一人が責任を果さざるに依り全體の計畫は駄目となることを體驗させると同時に、A、B各の仕事完了してくれといふ事が全體の共存共榮となることを體驗させなくてはならない。又積極的にはBの仕事がAがその不能のところを扶助することに依り共存共榮があることをも體驗させなくてはならない。而してかゝる體驗をとげさせる機會は掃除作業を始めとし自治會組織に於ても將又協同學習を目論むことによりても十分にその目的を達成することが出来る、又かやうに經營せねばならない。從來かゝる點までよく注意して國民精神の涵養を考へた人々は案外少ない。以上の如き經營をなすことによりて始めて成人後各職分を果すことによりて忠孝の誠をいたし、ひい

ては共存共榮の生活の生れてくることの出来るといふ原型式の訓練が出来るのである。これ改善方案第一項の(3)の「社會連帯ノ意識ヲ高メ共榮扶助ノ精神ヲ涵養スベシ」とある所以である。

併し乍ら一言注意すべきは共存共榮といふ考方である。西洋流には勿論法的契約によりても外面的に共存共榮は出来るのであるが吾人はかゝる態度をとることは絶対に出来ない。その根柢に感恩報謝の念の動くことに留意せねばならぬ。即ちA君が一生懸命やつてゐる、僕も一生懸命やらねば相すまい。皆の者が僕一人のために迷惑するだらうといふいとも崇高な信念のもとに作業するやうにせねばならぬ。よく西洋そのまゝの共存共榮を考へる人があるに依つて一應注意しておく。

六

かやうにありがたき國柄に生れた我々萬民は獻身的に國家興隆のために骨折らなくてはならない。家のため國のために一身を投出して奉公し、以つて共存共榮の實を擧げなくてはならない。故に學校にありては幼時より萬難ありとも排して進むの氣力を養はねばならない。即ち實質剛健の志氣を涵養する必要がある。そのためには體操その他の體育施設を通じて養成すると共に、教授訓練に於てもそれぞれ適切なる考案工夫のもとにその實を擧ぐる機會は多々あること、信ずる。殊に我防長二州にありては燃ゆるが如き忠誠の情念の下に一身を犠牲にして無私奉公の實を擧げられた幾多の先覺を有つに於て尙更の事であるこれ改善方案第一項の末項に「敬虔報謝實質剛健ノ美風ヲ發揮スベシ」とある所以である。我縣民はよく「實質なれども剛健ならず」との批評を受けるのであるがこの點一層奮勵しなくてはならない。

以上全體に亘りて我國民道徳の中核である忠孝を根幹として日本人の性格の陶冶をはかるべきことを述べ、しかもそれが最大中心であることを指摘した。更に進んでこれ等の諸點の具體化を我が防長二州は幸にも濃厚に有つた幸福を思ひ、我が先覺先覺者の宏圖を温ねることにより一層切實に日本人の性格の陶冶を施さねばならない。

第三項 先賢の宏圖を温ね防長精神の體現を期すること

普遍的なる忠孝の大義はそれが種々に具體的に體現せられて特殊の形態となりて始めて實となる。今我が防長二州の歴史を回顧するとき我が先賢が如何に苦難を排して皇室のために協力一致、よく忠誠奉公の實をあげしかが明瞭に分るのである。すべて日本精神と言ひ防長精神と言ひその本質は一にして、具體的には歴史を通してのみ把握することが出来る。であるから我々は先づ以つて防長傳統の精神の把握のために防長史の研鑽に努めてその生動せる具體的な忠孝の大精神に感動しなくてはならぬ。かくして始めて忠孝の精神陶冶が効果的に可能となるのである。最近郷土教育の唱導せられた一面の理由もかくの如き具體化の原理による。改善案第二項の(二)に「防長史ノ研鑽ニ努メ傳統精神ノ眞髓ヲ把握スベシ」とある所以である。而してこの防長史の研鑽によりて我が先賢がよく協力一致して忠誠奉公の誠をいたし、よく百万一心の實を擧げた偉大なる氣魄を兒童の心底に徹底せしむることがまことに大切なことである。國史教授にあたりては特に防長史を適宜挿入して取扱ふことはまことに必要なことである。尙修身その他の施設に於ても郷土の先賢の宏圖を温ねて防長傳統の忠孝の大精神の涵養をはからなくてはならない。これ第二項の(一)に「汝我奉公ノ氣魄ヲ啓培シ、百万一心ノ美風ヲ發揮スベシ」とある所以である。又同(二)に於て「先賢ノ事績ヲ稱揚シ景仰追慕ノ念ヲ篤クスベシ」とあるのも同じことを語をかへて述べたもので、これ等偉大なる先賢の心情をよく理解してその風采を景仰追慕しなくてはならぬ。そこには感謝の涙を催すと同時に奮つて先賢に劣らず忠誠奉公の實を示さんとの志氣も振ひ立つわけであるし、又そこ迄ゆかなくてはならない。

以上防長傳統の忠孝の大精神に感動せしめ、又幾多の先賢の行蹟を追慕せしむべきことを述べたのであるが、更に進んでこれ等先賢の大精神への感動、追慕の情念を根基として我等の先賢並びに祖先が血と涙とで築きしこの郷土を益々發展させ、建設せしめるの覺悟と自信とを涵養しなくてはならない。即ち徒らに回顧的に止らずして、未來的、發展的であらねばならない

かゝる立場を徹底するには郷土教育を尊重するの他なし。即ち郷土に於ける具體的なる自然現象、文化現象、社會現象、政治現象、經濟現象等を具體的全體的に理解せしめることに依つて幾多先輩の爲した業績に感謝報恩の念を抱かしめると共に、これ等をよりよく發展せしめ、建設してゆくことこそ孝であると同時に忠であることに氣付かしめなくてはならない。郷土教育はこの感恩報恩の精神陶冶を先づ根幹とし、郷土の諸現象を具體的全體的に理解せしめ、以つて一面諸の認識の母胎たらしむると同時に他面公民教育、實業科、職業指導の生ける訓練を施して郷土建設の精神を培養するところに主眼をおく。改善方案の第二項の(四)「郷土教育ヲ尊重シ、郷土建設ノ精神ヲ培養スベシ」とあるのはこの點を明示したものである。

第四項 時勢の進運に鑑み實際的教育の伸展を期すること

以上説くところに依りて忠孝の具體的顯現は我々が實際に役に立ち將來職業によりて國家全體の分擔をなす有爲有能の人物の養成に依りてのみ實にせられることが明かになつたかに思ふ。

惟ふに時勢は刻々進展し政治的、經濟的、文化的には幾多の新問題が生起せられつゝあり。しかもこれ等の間に伍して、よく目の本の皇運を扶翼するに當りてはまことに有爲有能の人士、剛果敢なる人士の双腕に俟たなくてはならない。小學校教育はかゝる基礎教育を施すところなるを以つて、中心には忠孝の情意の陶冶を企圖しつゝ、各文化層によく通曉し見識の豊富な、しかも剛果敢なる人物の養成を志し、時勢に應じて文化の發展に貢献するやうな教育を施さなくてはならない。これ第三項に「時勢ノ進運ニ鑑ミテ實際的教育ノ進運ヲ期スベシ」と大目標を掲げたる所以である。その内容とするところは各文化層を代表する各教科を偏するところなく兒童に傳達するにあるが、その傳達に際しては先づ第一に「教育ノ地方化、實際化、生活化ニ努メ」なくてはならない。でなければ生きた役に立つもの、人格化したものにならない。それには先づ郷土の諸現象

によく即して教材を生かして繁簡宜しきを得させ、以つて地方の實狀によく適せしめねばならない。第二に日常具體的な事實現象の上に教材を生動させてゆかなくてはならない。郷土教育もこの點に大きな交渉をもつ。第三に兒童の具體的な生活に即してその指導が教育であるやうにせねばならない。かくすることによりて始めて教育が人格陶冶に資すると同時に他面實際的にも有能の人士が養成出来るわけである。これ最近教育の地方化とか實際化とか生活化とかが叫ばれる所以である。

二

次には兒童精神の活動の面よりみて、その人格の陶冶上、こゝに新教育の主張である勤勞教育の原理を一應検討する必要がある。勤勞と言ひ勞作と言ひ作業と言ふはその間多少の差はあるが、皆要するに同じことを主張すると見てよい。その主張の根據には二つの流即ち(イ)心理學上よりは主意的立場より運動的過程を重視する活動心理と、(ロ)哲學上よりはカント、フイヒテ等の主意的哲學とその近代に於ける發展とである。然しながらこれ等の説明をすることは今當面の問題ではないからこれに止め更に進んで然らば勤勞教育は如何なる點を主張するかを述べよう。それは大體に於て(イ)自發活動の重視(ロ)筋肉活動の重視、といふことになる。まことに人格の人格たる所以、有爲有能の人格の根柢には自發活動といふことは不可缺の要件であるし、又筋肉作業を重視することによりて——手工的教科目の類は勿論、學習上にも筋肉表現を加味する——全我活動を促すと同時に精神の集中(これが意志教育)を最も自然的に本能的に目論むことが出来る。然かも筋肉に訴へることにより理論の確實化をはかり得るは勿論人間活動の基礎たる生産創造の能力とその喜びとを味はせることが出来る。かく考へて今日教育上に於て勤勞教育の主張を正しく取り入れることは人格陶冶上、將又有爲有能の人間養成上最も大切なことと言はなくてはならない。かゝる立場に立つ教育にして始めて「勤勞教育ヲ重視シ、研究工夫生産創造ノ能力ヲ養成」することが出来るのである。

三

更に進んで兒童の忠孝顯現は將來實社會に入り、自己の能力性質に應じて職業を持ち、それを通じて國家の發展を企圖する

ところに將來せられる。かく考へて小學校に於ては一般的陶冶を施すと同時に職業への基礎的訓練を施さねばならない。これ職業指導である。職業指導とは換言すれば職業的人格の陶冶といふことになり、その要点は次の三点に要約出来る。即ち(イ)國家の興隆と皇道扶翼のためには各職種の職業の振興が不可欠の條件であり、この世に生を享けし者はこのいとも神聖なる職業を有たなくてはならないといふ精神的態度の教養が根本であること。(ロ)活動力の養成即ち創造生産の能力練磨が必要であること。——この点に於て勤勞教育とその授を一にす。(ハ)國家の職業形態とそれ等に關する諸々の知識の獲得と實地訓練とが必要であること。——この点に於て郷土教育、公民教育と一脈相通する。

職業指導といふことを考へる時、否すべての教授訓練養護を考へる時そこには當然兒童の個性といふことが重視せられねばならない。兒童の個人を生かし、出来るだけ陛下の赤子として最大能力を發揮せしめて國家に奉仕せしめるといふことはまことに重要なことである。只注意すべきは唯單に個人の完成といふ西洋流の立場からのみ考へる個性尊重には警戒しなくてはならない。我々の立場は陛下の大御寶である万民が各々自己に最も適切なる部面を通じて奉公申し上げるといふ意味であつてそのためには幼時より出来るだけ個性を尊重してゆくといふことであらねばならぬ。「協同社會的ニ組織化スル」といふ根本精神もそこにある。改善方案第三項の(四)に「兒童ノ個性ヲ尊重シ、職業的人格ノ陶冶ヲ圖ルベシ」とあるのはその意味である。尙最後に我國家は家族制度の國柄であるが故に長男教育と言ふことには職業指導上格別の留意をなさねばならぬといふ事を附加しておく。

最後に國家を構成してゐる各縣は各々その特質を發揮することに依りてのみ國家全体の強化を圖ることが出来るといふ事も當然考へられねばならない。これ郷土教育である。かゝる点よりみれば本縣の地理的地位は本州の最西南端部にあり東亞の最大國土に接近し、海外發展をなすには極めて好都合な地勢におかれてある。そして事實も亦それを裏書きしてゐる。であるから本縣教育にありては絶えず機會を利用し海外に進出するやう進取發展の氣風を馴致することは望ましいことである。これ

「本縣ノ地理的地位ニ鑑ミ進取發展ノ氣風ヲ養フヘシ」とある所以である。

第五項 縣民體位の實情に考へ健康教育の振興を期すること

國家のために奉仕し得る有爲有能な人物の養成にはどこ迄も活動しぬくといふ頑健なる體格を有たねばならぬといふことが基礎條件となる。近來の教育に於てとかく輕視せられがちであつた点は前述の精神教育とこの健康教育とである。今や「健康への教育」は全國的な悲痛な叫びである。見よ體質の惡化、近視眼の増加等人的資源の軟弱化はまことにうれうべき現象ではあるまいか。殊に縣民體位の實狀に顧みて益々その切實さを感じるのである。「健なる者は既に富めり」との標語を實にせねばならない。そしてそれには大體に於て消極積極の二方面より健康の保持と増進とを考へることが出来るが、その中核になるものは健康への道徳的意識であらねばならない。健康に努力精進することが立派な道徳であることは猶知徳に精進すること自身が道徳であると同じ理である。「健康への意志」即ち健康を喜び健康にならうとする意志を振起すれば、そこに自ら進んで運動もし、飲食も節する。更に眞理への意志が興味に基づいて起る如く健康への意志は運動によつて又は節制によつて得た快感即ち健康の喜びから起る。かく考へて健康への意志はその中心であらねばならない。

次に健康教育の振興上その消極面よりみて出来るだけ健康を保持してゆくといふことに努めねばならない。そのためには先づ第一に最も多くの時間を費す教授衛生を重視しなくてはならない。そして學習上より來る疲勞を最少限度に止める工夫が必要である。これ「教授衛生ヲ重視シ健康保持ニ留意スベシ」とある所以である。その他不斷に衛生訓練を重視して健康への意識を高めなくてはならない。これ「衛生訓練ヲ重シ健康意識ノ涵養ニ努ムベシ」とある所以である。

次には積極面即ち増進と云ふ事に就て考ふるに、それには先づ鍛鍊といふことが大切である。鍛鍊せられることによりて身體は益々健全になりゆく。身體が健全になれば従つて精神も亦明朗となり活潑となり勇猛心が出來、忍耐力も陶冶せられる。

かく考へて健康への教育は同時に意志教育にもなるわけである。故に健康と訓練とは密接なる相関々係のあることをわすれてはならない。「身體ノ鍛錬ニ努メ剛健ナル心身ヲ養成スベシ」とあるのはそれを示したものである。であるから健康のための運動は一人残らず各自に適切なる運動を普遍的に行ひ、以つて心身の鍛錬につとめなくてはならない。運動競技を一、二の選手に獨占せしめたり、又一二の競技や運動に偏するが如きはまことに非教育的である。これ「學校體育ノ本旨ニ鑑ミ運動ノ普遍化合理化ニ努ムベシ」と示した理由である。

第六項 教育は師表の徳化にあるを思ひ教師の人格向上を期すること

人間教育は要するに最後は人間即ち教師その人の問題である。教師が正しく強く美しくなければ如何に術に秀でてても所詮教育の實は上らぬ。昭和六年十月三十日畏くも 天皇家下東京高等師範學校に行幸の際下し賜つた 御勅語に

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ依ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

と仰せ給ふ。まことに有難き極みである。教育者たるものは日夜奮勵努力して師表たるものの分をつくし、以つて 聖慮に副ひ奉らなければならぬ。知的教授に於て直視的具體的ではなくてはならぬといふことはそのまゝ、児童の前に生動する具體的教師が正しくなければならぬといふことに移して考へ得る。自然にして自由なる生ける感化程大切なものはない。根本方針の第五項にはこの點を強調して結局教師の問題が重要であることを指示してある。

一、教育ハ師表ノ徳化ニアルヲ念ヒ教師ノ人格向上ヲ期スベシ

- 一、教師ハ自己ノ全人格ヲ竭シテ職務ニ専念シ教育報國ノ誠ヲ輸スベシ
- 一、教師自ラ道徳ノ行者トナリ率先垂範儀表タルノ本分ヲ完ウスベシ

一、自主積極ノ研究氣風ヲ作興シ獨自性ノ發揮ニ努ムベシ

一、常ニ健康ノ増進ニ努メ明朗ナル態度旺盛ナル意氣ヲ養フベシ

小學校教師は (1) 児童に對しては直接の指導者 (2) 國家に對しては次代國民の養成者 (3) 社會に對しては地方の開拓者とならねばならぬ。而してこの三大任務は一に學校の完全なる經營によつて達せらるべきものであるから、又(4) 學校に對しては校務の經營者とならねばならぬ。十分なる修養を積まざればこの大任を全うすることは出来ぬ。

(1) 児童成育者としての修養

(イ) 道徳的修養 教育の事業は人を感化するにある。故に教師は常に自己の修徳に努め、身を以つて範を示し児童をしてその徳に感化させ、その行に感化させるやうに努めなければならぬ。教師の具ふべき諸徳は枚擧に遑ないが就中敬虔、同情、威信、公平、誠實、熱心、忍耐等は最も必要なものである。愛情は教師の児童に對する至情で猶親の子に於けるやうなものである。而も之に溺れることなく、人の貴い子に對する敬意を失つてはならぬ。同情は所謂思ひやりの心である。教師は児童の個性境遇に同情して始めて眞にこれを指導することが出来る。威信は教を立てる所以である。既に慈母の愛情と同情とがあり、これに加ふるに嚴父の威信を以つてすれば教育の實は舉らないことはない。公平は業を率ゐる所以である。學校教育は團體教育であるから、一視同仁で總ての児童に對するがよい。貴賤、貧富、愛憎等に依つて差別をつけてはならぬ。誠意と熱心とは児童を感動せしめる所以である。熱誠を以つてして動かないものはない。けれども教育は一朝一夕のことでないからこれを完成しようとするには忍耐がなくてはならない。

(ロ) 知的修養 教師の知的修養の深淺厚薄が直ちに児童學業の成績に影響する。加之教師の好學心は非常に児童の學習に對する興味を刺戟する。教育の感化は多くかゝる間に行はるものである。エマーソン曰く、教育の秘訣は求道的態度にありと。

されば教育は常にその修養に努め直接教授の材料に關する學術技藝に就いての知識技能は勿論、特に教育の理論に通曉し、そ

の方法に熟達する必要がある。又廣く社會の實際問題に注意して、豊富なる常識を修養し時勢の進運に遅れぬやうに努めねばならぬ。

(ハ)身體の鍛鍊 學校教育の事務は極めて繁劇であるから身體が強健でなければ忠實にその職務を果すことが出来ぬばかりでなく、兒童の好伴侶として終日活動することが出来ない。この故に教員たるものは特にその心身の健康を保全してその務をつくす素地を養ふことに努めねばならぬ。

(2)次代國民の養成者としての修養

小學校教師は又次代の國民の養成者として我が國體の精華及び國民道德の眞髓を體得し兒童の儀表として立たねばならぬ。又常に國家の前途、社會の大勢を思ひ思潮の趨勢に留意して將來の國家を託するに足るべき國民の指導に努めねばならぬ。

(3)地方開拓者としての修養

教師は又地方の開拓者としてその土地の自然及び人文を研究し、生活の程度、産業の状態を究め、風俗人情を察し、自治の施政方針と相俟つて地方の開拓に力をつくさねばならぬ。今日特に郷土教育の重要性が叫ばれる、理由もここにある。

(4)學校經營者としての修養

教師は直接の兒童教育以外、學校の經營者として又特別の修養を要する。今その重要な事項をあげると

(イ)學校を統率する者は、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵の諸徳が必要である。蓋し剛毅に非ざれば難に勝つことが出来ぬ。忍耐に非ざれば久しく持續すること出来ぬ。威重に非ざれば人を服することが出来ぬ。懇誠に非ざれば衆をなつてることが出来ぬ。勉勵に非ざれば事を爲すこと出来ぬ。

(ロ)一校を經營する者は特に教育に關する法規に精通し國家の指示する教育の方針並に自己の職務職權を明かにしてこれに違はないやうにせねばならぬ。

◎初等教育改善方案中教員の修養服務に關するもの參照のこと。

◎明治十四年文部省達第十九號を以つて指示せられたる小學校教員心得を次に掲げておく。

◇ 小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學校教員タル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其ノ恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者夙夜勉勵服膺シテ忽忘スルコト勿レ

一、人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一、智心教育ノ目的ハ専ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ

一、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

一、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實效ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋

劣ニシテ倫安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

一、教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ即チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其ノ身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

一、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實效ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テコレアラサルナリ一、師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ

一、人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令致々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ態度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ

一、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス

一、校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ徳誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

一、熟練懇切勉勵ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨

リ教授ノ實效ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ

一、學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸徳ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ツ能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス

一、生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシムル要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

一、人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言フ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至處至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ鋭敏ナレハナリ

一、教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

◎教育の實際の解説

第一章 學校經營及び學級經營

學校經營及び學級經營は本縣初等教育五大方針に依據し、地方及び學校の實情に應じて適切なる方針のもとに施設經營すべきである。然しながら具體的經營に至りては尙考慮すべき種々なる問題並びに注意事項があるからそれ等の諸点を稍々詳細に述べておく、

〔一〕 國民教育の中心点の徹底

國民教育は健康なる身體の練成を圖ると同時に、正しき方向を與へるために各文化の了得につとめ、然も毅然として實行する意志の陶冶をなすべきであることは、小學校令第一條に明かにしてあるところであるが、その中心点は我が國民道徳の中核である忠孝の大義の實踐といふことにある。故にそれは學校經營及び學級經營の中心点であらねばならない。かゝる國民的人格の教養は勿論知情意全体に關すること、即ち正しき信念、信仰に關することであるから先づ第一に正しき信念をつくること、第二にその實踐といふことに主力を向けなくてはならぬ。従つてその主なる手段は修身、國史、國語等を中心として國民的感情を陶冶することと、適切なる施設によりてそれを強化し實踐性を濃厚ならしめるにある。施設としては朝會を初めとして儀式、國旗掲揚、神社參拜等のあらゆる機會を通じて中心点の徹底を圖るべきである。然し乍らこの際特に注意すべきは、すべての經營の上に日本國體の本質がよく表現せられてゐなければならぬ。又教育上の原理即ち勞作、協同、體驗、郷土等の諸原理も日本的に考ふべきである。

世上往々にして忠孝の精神内容方面には留意するもその施設、方法等は未だ西洋的に止まり消化しきれずにある向も無いでは

ない。日本教育はむしろ教授訓練養護のすべての面に互つて日本的に組織化することが大切である。我々は經營にあたりて内容形式両面より工夫し、研究して眞の日本の教育經營をなさねばならない。

〔二〕 協同社會的精神の教養とその組織化

我々日本人は萬民よく協力一致して各その分をつくして、一死以つて君國に殉ずるところに眞個の生命を見出す。従つて基礎教育である小學校教育に於てはかゝる基本形態を學級組織上に表現し、體驗せしめなければならぬ。學校若しくは學級を全體とし、個々の兒童は單なる個人でなくその成員として協力一致その向上發展を圖らなくてはならぬ。例へば自治會にしても徒らに他人の缺點をあげるを以つてその中心とせず、各兒童は各學級の分擔を責任を以つて果し、以つて全體たる學級の向上に資しなくてはならない。個人の利益を先に立てず、全體を先に立て學級乃至學校を構成する各成員は各自の分擔を責任を以つて遂行することによりてのみ共存共榮の實があるといふ眞の生活共存體の體驗を遂げしめねばならぬ。今日の學校は個々の兒童對教師の關係に止まり、教材を傳達することの外教育なきかの觀を呈してゐる。宜しく一學級、一學校に於て兒童相互間の有機的統一を企て生活共存體たることの體驗を遂げさせる組織化を自論まなくてはならない。

協同社會とは勿論テニーズの説く如く愛と信仰と權威即ち情意によりて結合せられたる社會を指す。然し乍ら理論よりもかゝる體驗を日本的に遂げしめることが更に大切なのである。例へば紙を配るにも自分だけよければよいといふが如きことなく他にも自分と同じ友達が多くなることを目覺させ、全體のために利己的要求を抑制せしめねばならぬ。更に積極的には自己の分擔と責任とを自覺して全體に奉仕する訓練をつまねばならぬ。先に述べた自治會を始とし、掃除作業等がかゝる訓練の絶好の機會である。故にかゝる機會に自己の分擔を忠實に果し、他人に迷惑をかけないこと。同時にかくすることがよりよく全體の完成となることを目覺させねばならない。要するに消極的には他人に迷惑をかけぬ様責任を重んずること、積極的には全體への奉仕の精神の教養を施すと同時にその實地訓練をもなさなくてはならない。個性尊重も日本的には各兒童が自己の全能

力を發揮して全體に奉仕するといふ意味でなくてはならない。單なる個人の全的完成は個人主義の西洋に於ける個性尊重である。由來日本人には社會連帶意識、共榮扶助の精神に乏しいと言はれてゐる。故に小學校にありてはこの点を基礎的に訓練しなくてはならない。日本的協同社會精神の陶冶はかくして始めて達せられる。その根源となる精神的態度は勿論相すまぬ、ありがたといふ感恩報謝の念と獻身的奉公の念とである。尤も低學年にありては形よりはいること言をまたぬが、兎に角協同社會的訓練は大切な公民教育であること言ふまでもない。

〔三〕 經營上の基礎條件 (その一)

郷土の政治的、經濟的、社會的事象を詳に調査研究し、以つてこれを土台としつゝ更に進歩向上を圖るに適切なる施設經營をしなくてはならない。今政治的に考へても、例へば土地によりては政争の頗る露骨な所もあるし、又全體がよく統一してゐる所もある。従つてかゝる郷土の政治相をよく調査し、それ等の各々に應じた施設經營就中公民教育の立場より助長補短の教養をしなくてはならない。かくして始めて生きた郷土人を育成することが出来る。經濟的に考へても疲弊困憊の極に達したところもあるし、經濟更正の出來てゐるところもあるし種々なる經濟相を有つ、故に教育はこれ等町村の財政、産業、職業的傾向等をよく調査してそれに相應せねばならない。特に高學年にありては公民教育は言ふまでもなく郷土教育、職業指導の立場よりもよく調査してそれに立脚した理想の實現、郷土建設の精神の培養を圖らねばならぬ。更に社會的に考へては町村民の傾向、町村の風土等も各異つた相を持つものであるからこれ等もよく調査して經營せねばならない。

〔四〕 經營上の基礎條件 (その二)

兒童の精神並に身體の發達段階と個性境遇とを研究調査して、これに基づく經營をしなくてはならぬ。兒童の身體の發達より考察すると二、三、四歳頃は第一充實期に屬し、身幅の増加が著しく身長増加に勝る。五、六歳頃は成長再び盛にして身長の方が身幅の方より勝るこれを第一伸長期といふ。七歳になれば頭部の成長絶頂に達し、四肢の長さは増加して軀幹の長さ

を越えその運動も亦益々發達する。八、九、十歳頃は身長増加率が減じ、身幅の増加率が加はる故に之を第二充實期と言ふこの間に於て永久齒は乳齒に代つて漸次増加し、次期に入りて略完成する。これ食物として固形物を十分攝取してよいことを意味する。十一、二歳から十四、五歳に至る間は再び著しい成長を始め、四肢の長さが特に増加する。依て之を第二伸長期と呼ぶ。一般に女兒は男子より一、二年早くその成長を始め、又一、二年早くこれを終る。であるから女兒の身長は一時男兒の身長に勝り、後再びこれに劣る。

精神の發達に就きては夙にシュプランガーの生活形式論に依つて貴重なる研究を遂げられてゐて、道德的、經濟的、社會的論理的、美的諸感情の發達を發生的に示してくれてゐるが、その他にはあまりこの方面の研究は出来てゐない。故にかゝる点をよく實地につき研究し、以つてその心理發達によく適合する取扱法を工夫考案すべきである。

次に個性の調査にありては末尾の附録第二に依つてよく調査をとげ、以つて學級教育の劃一化を避け各個人能力を最大限度に發揚するやう指導し、同時に將來の職業指導への指針と致さねばならない。

〔五〕 高等小學校の本質とその使命

高等小學校の位置は今日非常に大切である。今日小學校義務年限修了者の約七割は高等小學校に入り更に青年學校に進む。しかも産業の第一線、國防の第一線に立つて活躍するのがこの高等小學校卒業生である。かゝる重大な使命を帯びてゐる高等小學校はそれでは如何なる点にその本質と使命とを見出すべきであるか。第一には國民精神の徹底であり、第二、公民教育の徹底、第三、實業科の充實、第四、職業指導の重視である。これ等四項の徹底がその本質的生命である。かゝる本質と使命とをよく自覺して、皇國の實力ある公民を育成せねばならない。この中第三項の實業科の充實といふことは教育内容の徹底と設備の充實との二方面を意味する。教育内容としては先づ該町村に最も適切なる科目を選択すること、よく工夫考案して成績の向上を企圖することである。唯注意すべきは實業科目は單なる精神教養の手段として考へてはならない。必ず結果の合理的

發展を期せねばならない。

第二の公民教育は具體的郷土の諸現象を通して政治的、社會的、經濟的生活の基礎訓練をなし、特に憲法の精神と共存共榮の本義とを會得させ、公共のために奉仕し、協同して事にあたるの氣風を養ふことにある。かくして始めて立憲自治下の良民たることが出来る。修身書はよく公民的立場を考慮して編纂してあるにより、各郷土の現象を十分補充解説してその上に生動させることが最も望ましいと同時に機會を捉へての公民的訓練を行ふことも亦必要欠くべからざることである。特に注意しなくてはならないことは職業指導との聯關である。平時共存共榮の本義を果して國家に奉公する道は職業以外に存しない。従つて社會的、道德的に深められた職業觀念を伴はぬ公民的精神は空虚なものとなる。ケルセンシュタイナーは夙にこの事を唱導してゐる。最後にかゝる公民教育の根本的精神態度として、國家に負ふ所なくしては自己も亦あり得ないことを深く感得して起る報本反始の誠を以つてすることを忘れてはならない。

〔六〕 教育新思潮の研究とその日本の運營

今日教育上の新思潮は公民教育、勞作教育、郷土教育、協同社會教育、職業指導等數多くある。これ等の諸思潮は何れも現代教育の缺陷をついたものであるから何れへも關心を持ち、それをよく日本的に消化して適當な位置を與へ以て經營上の發展を目標とすべきでない。これ等の点については五大方針の根本精神の解説の際に述べてあるからそれを今一度讀んでみることに、し今は實際的方案を述べることにする。

(イ) 勞作教育——勞作教育の根本理念は自發活動の尊重と筋肉の使用とによる全我活動の企圖といふことに要約できる。その實際としては次のやうなものが考へられる。

- 技能科(手工、實業、圖畫、書方、唱歌、體操、家事、裁縫)の重視。就中手工、實業科を重視すること。かゝる立場は人間陶冶(意志教育)の上よりも精神的教科に劣らぬ陶冶價値を持つことに注目すべきである。

○學校掃除の教育的意義を發揮し教科として尊重すること。

○机の整頓、修理事業、ノートの正しき使用。

○草花の栽培と家畜の飼育。——これは情操教育の上よりも。

○低學年に於ける學習の遊戯化、作戯化。

○生活單元の全体的取扱ひ。

精神的教科目において自發活動を重視し、問答法を再検討すると同時になるべく實驗、實測、發表、演出。筋肉作業に依る整理等につとむること。

(四) 郷土教育——郷土教育の根本理念は郷土の諸現象を具體的・全体的に理會させて生動せる認識の母胎とすると同時に郷土愛好の精神を教養するにある。その具體的方案は第一に郷土の具體的諸現象(自然的、文化的、政治的、社會的、經濟的諸現象)を適切有效に調査したり、せしめたりしてそれに基づく各科の郷土化を圖ること。第二に高學年にありては郷土の諸現象を具體的、全體的に理會せしめて生ける公民教育、職業指導を企圖すること。第三に郷土の諸現象を理會せしめるに當つては、それを發展的に縱に研究調査し又教授すること。かやうに縱に研究し教授することによつてのみ所謂郷土愛好の精神は教養せられる。

(ハ) 協同社會教育——協同社會教育の根本理念は消極的には、全體における各自の負擔を遂行し責任を果し、以つて他人に迷惑をかけぬ自律性の教養と、積極的には自己を獻身的になげ出して全體のために奉仕する態度の教養とをなすにある。それ等各の根本には相すまぬといふ感情とつとめといふ感情とが動かなくてはならない。兒童相互が教師を中心として協力一致して全體に奉仕する眞の仕事の共存團、眞の生活共存體たることを體驗させねばならない。具體的には自分のことは自分でしませう。人に迷惑をかけませう。自分の責任をよく果しませうといふ消極的方面と、人のために盡しませう。人の難儀を救

いませうといふ積極面とがある。各適切な訓練をせねばならない。

(ニ) 公民教育——公民教育の根本理念は特に國家の政治的、經濟的、社會的事象に通じて、獻身的に健全なる國家の發展に奉仕するやうに教養するにある。然し小學校では別に公民科がないからやはり前と同様原理として考案するのが最も妥當である。實際には第一に修身書の中の公民的教材を中心として適宜補説してゆくこと。但し郷土の事象を基礎とすることを忘れてはならない。第二にその他の教科にありても政治生活、經濟生活、社會生活に關する教材には特に公民教育の意識を以つて臨むこと。第三に機會を捉へての實地訓練をなすこと。小學校ではこの實地訓練が殊に肝要である。第四に職業指導と聯關すること。職業指導と聯關なき公民教育は空虚なものである。

(ホ) 職業指導——職業指導の根本理念は職業なるもの、道徳的意味を體得させると同時に實際の職業に對する準備教養をなすにある。職業指導といふよりは職業的陶冶といふ方がよく當る。實際方案としては第一に修身書を中心とし、それより發展させて職業の道徳的意義を体認させること。第二に職業の業態を了得せしめること。この事に就いては往々農村にはいらぬ都會の事だといふやうな考の人もあるけれどもかゝる態度はいけない。たとへ自分は農業に従事したとしても、その他の職業への理解がなくては各職業の神聖さと困難さとが不明となり、自己の職業への神聖視が減退し、ひいては共存共榮の自覺を失ふ結果となるのであるから職業指導は都鄙何れに於ても必要である。唯注意すべきは都鄙の男子に對する場合の指導と同じく都會でも女子に對する場合の指導法には若干の工夫をしなくてはならない。第三に我家族制度上長男教育が職業指導上特に注意せねばならぬこと。第四に特に卒業生の各職業への進出状況と郷土の實情とを調査してその郷土に即したる職業指導をなすこと。第五に個性調査を詳にして適性に努めること。第六に職業の根本動力である勤勞愛好の精神を教養し、努めて實踐させること。かゝる点よりみて職業指導は郷土教育勤勞教育と交渉し、更に公民教育とも交渉する。

〔七〕 學校經營、學級經營上の形式的方面

- (イ) 學校經營と學級經營との相關々係をよく考慮せねばならない。單純にしてしかも中心点をつくところの大方針のもとに學校經營をなし、次にはそれを中心としつゝ、しかも特異性を發揮するやうな學級經營をなすこと。
- (ロ) 學校經營、學級經營の立案様式は本縣制定の標準案を參酌すること。
- (ハ) 經營案は毎年これを改訂し、年度計畫を明にすると共に前後一貫せる發展的統一を保つべきこと。勿論經營の大方針は本縣初等教育の五大方針に依據するも、地方及び學校の實情に應じて各具體的な經營方針が立つものであるから、それを一歩一歩實現するためには必然的に年度毎に努力点があるわけである。かやうな点を經營上明瞭にするとともに該學校の理想に向つて一貫した統一を保たなくてはならない。
- (ニ) 學校並びに學級の基礎的調査を詳にすると同時にその處理方法を研究し、以つて適切有効な經營の據り所とするこ
と。

(ホ) 施設事項は各學校備付の諸帳簿を始めとして、教室の施設に至るまでよくその本末輕重を明にして精選し、事務の刷新を圖ると同時に教育實際の能率をあげるやう工夫すること。

(ヘ) 教室經營にありては人格教育(反主知主義)の徹底を期するために教室の諸施設を知的材料(主知主義)のみを以つてうづめることは考慮すべきである。神聖なる國民精神教養の道場であるから。

第二章 教授訓練養護の全體的立場

初等教育改善案の教授訓練養護の一般方針の各一項に次の如く示してある。

1、教授ハ常ニ訓練養護ヲ伴フ教育的教授タルベシ。

1、訓練ハ教授養護ニ内在スルコトニ留意シ、常ニ有効適切ナル施設ヲナシテ、之ガ實績ノ向上ヲ圖ルベシ。

1、養護ハ教授訓練ニ即シテ教育ノ全野ニ擴充シ、健康ノ道德的意義ヲ體得セシムベシ。

これは教育といふことが、元來全體的活動であるといふことを指示したもので、三分するのは便宜上のことに過ぎない。その實三者は密接に關係し合ふ。教育の目的は全體としての人であり、教師は何時でも人格全體として生徒に作用する。これを少しでも忘れたらそれだけ教育は偏したものとなる。

我々の精神は常に知情意が全體として作用する。例へば思考といふ一精神作用をみるに、思考は勿論知識の作用であるが、併しこれには常に思考せんとの意志が伴ひ、同時に又面白いとか面白くないとかいふ感情が附隨する。何の感情も起さないやうな事柄は思考するに堪へないであらう。同様に意志は何時でも何かについての意志であり、この何かといふことは知識によつて定められる。又何の感情もない所に意志は起りやうはない。同じことは感情についても言はれ得る。即ち一一の作用は表面上如何に孤立して作用する如く見られても必ず一切の精神作用がこれに附隨しこれと共働する。かゝる全體的な活動に於て我々は唯その中に特に目立ち、全體活動の中心をなすものを取つて或はこれを知識と呼び、或は感情、意志等の名を與へるに過ぎない。「凡てが凡ての中に存する」とは近時の心理學者の好んで使用する言葉であるが、その意は凡ての精神作用がどんな個々の作用の中にも存するといふのである。

かく精神をいつでも有機的、全體的に考ふることは現代の特色である。一度「全體的」といふ立場に立つと、こゝに教授と訓育とが別々に行はれるかの如き考へ方は當然棄て去られねばならぬこととなる。例へば教授は主として知識に向けられた作

用であるが、この場合教師は教材について十分な知識を有し、これを教師自らの體驗即ち人格全體の體驗として生徒に傳へ、生徒も亦學ばうとする意志を振ひ起し、且つ興味を以つてこれに對し、要するに人格全體として教師の活動に對應することによつて始めて教授は完全な結果を收め得る。そればかりでなく學びゆく過程に於て知識の廣く深くなりゆくは固より、それと共に興味も亦次第に加はり、且つ勤勉とか努力とか注意深いかいふやうな意志の徳も自然に養はれる。同様に調育即ち意志の修養が正しきものについて知ること、及び純粹な感情を必要とし、人格全體に關係することは改めて説くまでもない。

かく教授と調育とはいつても共働するのであるが若し、二者に輕重を附するなら固より調育を重しとせねばならぬ。何となれば人格の中樞をなすものは道德的意志であり、正しきもの、實行こそ人の本分である。知識も實行に移して始めて生きた知識となる。家庭の教育でも學校の教育でも正しきもの、實行にむけられた意志の修練が教育の中心座を占めねばならない。唯家庭に於ける調育が直接に行はるゝに反し學校に於ては先づ正しきものを知らしめ、それを實行させようとするから教授と調育とが分れるかの觀を呈するのである。知らしめることによりて調育すること、これが學校教育の任務である。學校に於ける仕事の大部分は教授として現はれるが、その終局目的が實行にあることを寸時も忘れず意志教育に留意せねばならない。單なる論理よりも實行を重んずることは日本教育の特色である。「中庸」にも爲學の序を擧げ「博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之」と言ひ、博學より明辨に至る四者によつて物の理を究め、最後に篤く行ふべきことを示してある。最近の種々なる新思潮はこれ知情意の一元を口論むものと言ふも過言ではない。

最後に養護に於ても健康上守るべき法則を示すは教授であり、此の法則を實行し及び練習するには強い意志を必要とし、又かかる實行と練習によつて意志は次第に強まり行く。即ち養護も亦教授及び調育に關係し、中にも調育とは特に密接な關係を有ち、積極的養護は意志教育に最も大切なものである。

第三章 教授

〔一〕 教授の本質

教授は單なる文化財の傳達ではなくて生徒の自己活動によつて文化財を再構成せしめ、再構成に關與する諸般の能力を練り、再構成の方法に熟達せしめるにある。何人も兒童に代つて意志し、兒童に代つて思考することは出来ない。教師の成し得る凡ては「唯生徒の自助を補助し」(ベスタロツチ)「生徒の自己活動を喚起し、之を正しく導く」(シュライエルマツヘル)に止まる。知識に對する教師の強い信念及び純真なる愛と熱情とによつて、知識に對する生徒の興味を刺戟し、意志を喚發して自己活動の端緒を開き、教師の正しき知的活動によつて生徒の心に潛む合法的活動を振起し、この合法的活動によつて知識を再構成せしめる。一言に教師の活動によつて生徒の活動を促し、この活動を正しく導くところに教授の本質がある。

〔二〕 教授の目的

教授は精選せられた文化財を生徒の素質に應じ、出來得る限り多く收得せしめ、及び自ら進んで收得し得るだけの充分な基礎を與へるを以つてその目的とする。この中精選せられた文化財を收得せしむる方面を一般に實質的陶冶と言ひ、自ら進んで收得し得るだけの基礎を與ふる方面を形式的陶冶と言ふ。實質的陶冶によつて多様な文化内容を生徒に傳へ、形式的陶冶によつて文化財を收得する方法を知らしめ、文化財收得に必要な精神力を練り、及び文化財を收得しようとの意志、即ち「眞理への意志」を振ひ起すことにより教授の任務は完うせられる。然し古い時代では概ね實質的陶冶に偏してゐた。十八世紀の後半頃から形式的陶冶を重んずる學者が輩出し、一時形式的陶冶を偏重した。その形式的陶冶も始めは唯文化財の收得に必要な知力、即ち記憶力、想像力、推理力等の神膺に限られてゐた。然し今日の形式的陶冶はその範圍を擴めて(一)知力を練ると共

に(二)一定の文化財を收得する方法に慣れしめ、及び(三)真理への意志を養成する三方面を包含することであらねばならぬ。

次に各種教材は今日の文化財の中最も精選せられたる基本的、本質的のものである。その上あらゆる方面の文化領域に互つてゐる。これは兒童のあらゆる素質を可能なる限り延ばして、人格の調和的發展を遂げしめようとの目論見に外ならない。故に特殊の教科目を偏重することは許されない。調和的とは各素質を平等にといふのでなく、一方に偏せずあらゆる素質を可能なる限り延ばしめることを言ふ。

更に各種の教材は各々本質的構造と價值とを固有するものであるから従らに狭義の道德のため犠牲にせられてはならない。各々その特質を發揮せねばならない。そのねらひ所は教授要旨に明示せられてあるからよくそれを念頭におさめ萬遺漏なき各科教授を施さねばならぬ。

然し乍ら各々の文化層は畢竟するに統一ある人格にまで統合せられねば人格の破壊となる。その中心点は狭義の道德であらねばならぬ。例へば美的陶冶と稱して風俗壞亂となるやうな材料をとることは許されぬ。それは人格の統一に資するのでなくして破壊となるからである。故に狭義の道德といふ標準に照して許されるものでなければ教材とすることは出来ない。かくして各種の文化面に精進し、以つて廣き知見を擴むることこそ廣義の道德と言ふべきであらう。文化の各面に調和的によく通達した人こそ調和的人格、立派な人格といふことが出来やう。この際特に注意せねばならぬことは我が國民精神の徹底といふことである。日本の調和的人格の養成にはこの國民精神の涵養といふことが忘れてならぬ大切な方面である。故に教科目中修身、國語、國史の如く最もよく國民精神を表現せる教科はその点をよく考慮して指導し、その他廣くあらゆる教科の上にもかかる点には留意徹底せしむべきである。今修身、國史、國語を見るに修身は我が國固有の道德を體得せしめ、我が國民に固有な特質、固有な人生觀を悟らしめ、國史は我が國が大和民族を中心として發達し來つた記録として國民文化の起原とその發

達とを示して國民的情操を養ひ、國語は直ちに我々を民族精神に導き入れる。國語は民族精神の表現であり、民族統一の最も有力な機關である。故に國語を了得することにより單に何を意味するかといふことに止らず悟り、感じ、奮ひ立つのである。即ち國語は普通に考へられてゐるやうに、たゞに思想を交換する道具に止らないで、同時に又我々を民族精神に導き民族的に統一せしめる。要するに修身、國史、國語は國民精神教養上最も重要視すべき性質のものである改善方案の教授の一般方針の2にも次の如く示してある。

特殊ノ教科目ヲ偏重スルコトナク、各教科目ノ教授要旨ニ則リ、ソノ本質的價值ヲ發揮シ、以テ兒童人格ノ調和的發展ヲ圖ルト共ニ、特ニ國民精神ノ涵養ニ留意スベシ。

〔三〕 教授の方法

(イ) 準備 各教科書にはそれ／＼編纂趣旨が明瞭にせられた趣意書が出てゐるから、その趣意書を先づ以てよく讀むことが何よりも先づ必要なことである。文部省がねらつてゐる以上の事をやつてゐる向がないでもない。よく研究する必要がある。次には教材の本質をよく究明して、どこが中心であるか、どこに本質があるかといふことを十分に研究し、そこから正しき教材觀を立てることが肝要である。従つて教授に際してもその点の徹底が先づ大切で、徒らに枝葉末節に深入りし、反覆練習の時間の不足を來すが如きことがあつてはならぬ。教材の單純化と完結化とは最も注意すべきことである。尙教材觀の確定に次いで兒童觀が是非必要である。各の教材を受取る兒童の心理如何といふことに着眼する兒童觀と前述の教材觀との間に最も適切な指導觀が生れてくる。兒童觀を缺いた指導は空中樓閣である。

次に縦に教材の系統的研究を遂げると同時に横にも聯關的研究を遂げて、文化内容の全體系の一として教材を生かし、教授能率をあげねばならぬ。然らざれば單なる断片的集積に陥る虞がある。殊に教科擔任制をとる場合は豫め談合して調査研究を

し準備し、指導能率の増進を圖らなくてはならない。改善方案の教授の一般方針3、4に次の如く指示してある。

3、教科書ノ編纂主旨ヲ了得シ、教材ノ本質ヲ究明シテ、正シキ教材觀ノ確立ニ努ムルト共ニ、各教材ノ本末輕重ヲ較量シテ、之ガ單純化ヲ圖ルヤウ工夫研究スベシ。

4、教材ノ系統的聯關的研究ヲ精確ニシ、周到ナル準備ノ下ニ指導能率ヲ増進スベシ。

(口) 指導過程 (その一)

教材の指導にあつては各教科の特質に應じて指導しなくてはならないが、それは各科教授法の研究に委ね、今は教材を大きく三つの類型に分ちてその指導の概界を示さう。

(1) 精神科學的教材、自然科學的教材の特質とその教授方法

自然科學は如何なる法則をもつものか。それは個々のものを比較してその異質性を抽象して等質なるものを残し、一般の概念又は法則の下に特殊を包攝してゆくものである。かゝる道行を歸納法と呼ぶ。この場合特殊は概念又は法則の一の代表又は一の例たるに過ぎない。

然るに科學外の道徳や藝術の世界即ち精神科學はこれと趣を異にして、特殊は自然としての特殊ではなくて、我々の精神の表現としての特殊であり、始めから存するものでなくて、作られ生産せられた特殊である。自然科學の考へる對象の如く等質的に他と交換し得るものでなくて他によつて置き代へることの出来ぬ固有の價值を有する。それは一般的價值が具體化特殊化せられたものであつて一般と特殊と合一した特殊である。この特殊は自然科學の如く非合理性として捨象せられるものではなくて非合理性のまゝが合理性である。故に普遍は非合理性を捨象して定めらるゝのではなくて非合理性を底から包み非合理性の中に遍照する。

自然科學の現象や道徳藝術を對象としてながめた時に、前者は自然の事物であり後者は「作られた對象」である。であるから後者は論理的思考によりて説明せられるものでなくて本質直観によりて理解さるべきものである。狹義の認識の領域に屬しないで價值判斷の領域、目的々に見られるべき領域に屬する。従つて精神科學に對する態度は中に見出さるべき普遍に照らし、之を判定し、評價しその善悪美醜を悟得するの外に存しないであらう。しかもそれは普遍から分析的に演繹的に説明するのではなくして、総合的に一舉にその本質を明にするのでなければならぬ。故に道徳現象や藝術品に於ては「何故に」と問ふことを許さない。何故にと問ふのは演繹的な説明を要求することであり、演繹的に説明することは道徳や藝術を自然科學的に歪めてみることであり道徳を道徳として、藝術を藝術として理解するのでなくなる。道徳でいふ良知とか藝術でいふ藝術感といふも何れも総合的直観である。故にヘルバルト派の歸納的進行としての形式段階は科學外の領域即ち精神科學に適用することは出来ない。科學に於ける普遍は與へられたものであるが精神科學に於ては見出さるべきものである。前者は説明せられるが後者は総合的に了解せられるものである。前者は分析的説明的であつて、先づ分析し然る後綜合するが、後者は直観的具體的であつてその具體的形態の中に本質を把握する。故に精神科學の教授方法は評價と本質直観を可能ならしめる具體的指示、表現があるのみ。この事をシュブランガーは精神的文化財は我々の内なる精神を働かすことによつてのみ理解せられると言つてゐる。

以上述べた所を今少し平易に述べてみると、自然科學の對象は自然であり所與であるが精神科學の對象は精神であり創造せられたものである。自然は感覺を通じ實在の影像として間接的に與へられるが精神はありのまゝに直接的に内的經驗として看取せられる。従つて直接に心情による直覺によりて把握する外はない。デイルタイはこれに「了解 (Verstehen)」といふ言葉を與へてゐる。

自然科学は個々の物に共通な一般性を抽出して、それより概念若しくは法則をつくるのであるが、これに對して精神科學はそれ自身に固有の價値を有つ。独自の價値をもつ個性である。即ち一つの道德現象、一つの藝術品、一つの歴史的事實は各々一定の價値、しかも他によつて置き換へられない價値をもつ。その各々は何れも善美等の一般的價値を具體的個別的に表現したるものとして各々異つた特色をもつ。自然科学が非合理性として捨象するところのものは精神科學にとつては最も重要なものとして全體的に包含せられねばならない。自然科学に於て生徒に示す材料はそのまゝでは善でも美でもない。少くとも之を善とか美とかの型にあてはめて見ることは科學者の態度ではない。然るに精神科學は始めから美とか善とかの價値をその中に含んでゐる。

二

従つて精神科學では自然科学の如く多くの現象を比較し凡てに共通なものを抽象するのではなくて、各特色ある個々の事實につき、之に即して直ちにその本質を把握せねばならぬ。自然科学では抽象作用や推理作用が主なる方法となつて來るが、精神科學では直覺的に了解し解釋するのでなければならぬ。芭蕉の俳句を誦して直覺的にその美を感じ、清麿の話を聞いて直覺的に忠の如何にあるべきかを悟る。即ち道德や藝術に對する判断は善や美に對する直覺的判断である。それは自然科学に於ける如く歸納推理演繹推理等に依り論理の法則に従ふ事實的判断ではなくて直ちに本質をつかむ直覺的な價値判断である。かく直覺的に意味を覺ることが「了解」であつて自然科学に於ける「説明」と區別する。

かくして自然科学の研究に於ては思考作用がその中心となりて情意の作用は言はゞ背景になつてゐる。即ち研究せんとする意志とか、面白いといふ興味の如きがそれに相當してゐる。然るに精神科學は情意が前景に出で、知がこれに共働する。故に正成の忠義な話を聞いては涙が出るが、菜の花の研究をしたのでは涙は出ない。知は冷やかものであり、情意は温かなものである。總じて了解は我々の全體験による了解である。そしてこの點からして精神科學に於ては特に生徒の全體験を躍動せしめ

る必要がある。

更に自然科学並に精神科學の特質上よりみて次のことを言ひ得る。自然科学は普遍的因果關係を研究して量的に説明するものであるが、精神科學は一回的因果によりて質的に了解するものである。

又自然現象は人類によりて外より與へられる統一であるに對して、精神現象はそれ自身内部的に統一せられたものである。換言すれば独自の個性を有する内よりの統一である。前者は所與であり後者は創造である。そして以上述べ來つたところを示すれば次の如くなる。



まことに不世出の哲人カントは數理を根柢とした自然科学的認識論を我々に教へてくれた。これによりて模寫說より救はれると同時にすべての自然科学の基礎づけを得たわけである。ところが、この自然科学的方法は自然ならざる精神の領域にまで用ひられ、心理學、社會學、歴史學等皆この影響下に置かれた。然るにデイルタイ Dilthey (1833-1911) が出るに及んで抽象的概念に偏せる哲學を排し、情意的方面を高調し精神科學を高唱するに至つた。彼は歴史的意识を深くし獨創的研究を發表し、カントとは異なる意味で形而上學に反對した。そして生の内面的直接經驗を基礎とし、生自らの自覺作用生活關係を認識の對象とした。かくて新しき心理學に立ち人類の全生活に對する社會及び文化體系の研究に向ふ精神科學を樹立したのである。精神科學の凡ての表現はそれ自身個性的のものであるから概念を以つて現はすことは不可能である。個々の統一に於て直觀的に與へられたものゝ多様を體驗し了解し記述し得るのみである。従つて認識は體驗の記述及び分析であり、體驗、了解、生活は意志し感じ表象する全人的活動であると主張するに至つた。デイルタイのかゝる歴史の理性批判はカントの純粹理性批判に

少しも劣ることなき偉大なる功績を我々人類に残した。今日我々教育に携る者の無上の喜と言はねばならぬ。

三

以上の如き特質よりその教授方法は如何やうにあるべきかを先づ精神科學的教材より述べることにする。

〔一〕豫備段

學習動機を喚起することは何れの教材も異らぬ。然らば精神科學的教材にありては如何にするか、それは兒童の日常生活に得たる道徳藝術等に對する體驗を呼び出させること、既習の教材にして連絡あるものを再生させることで、かくして新しい事項への學習心が誘發せられるものである。

次には謙虚信賴の心である。材料は何れもかくありたい理想の表現で、これを求める心はかゝる理想に反する我の現状を顧みて之を悔み之を改め之を高めんとする心である。この事は道徳面に於て殊に多く經驗せられる。この要求が強い程己を空しくして教を乞はんとする謙虚信賴の心情がわいてくる。この二つの仕事は豫備段の任務である。

(教授段は直観と致思とに區分せられる)

〔二〕直観 精神科學的教材は直観的に本質を直観すべき性質を有つもの故に直観することが先づ大事な仕事となつてくる。直観には繪畫の如く眼に訴へる外的直観と音樂、修身、歴史の如く耳に訴へる内的直観とがある。そしてなるべく多様の直観を必要とする。かくする目的は生徒の體驗を躍動せしめ藝術感・道徳的良心を振起するにある。それには教材に對する教師の深い體驗の表現によつて、生徒の體驗を刺戟するに如くものはない。従つて教材が文學的ならその特色を現はすやうに朗讀指導が必要であるし、修身や歴史であるなら教師の全體驗より出づるやむにやまれぬ説話によりて兒童の感情をこれに應ぜしめねばならぬ。兒童の感情が躍動しその時々起る直観的な價值判斷によりて教材のもつ意味を了解せしめたら教授は半ば成功したものと云つてよい。思ふにこれ等の教材は唯知らしめるのみでなくて、同時に又純粹な感情や意志を起すことがその

特質である故に教師の説話、然かもその場面を心奥より表現するやうな説話が最も必要となつてくる。自學主義の名に囚はれて説話を全然排し去らんとするが如きは本教科の本質に合はない。尤も歴史教材等の中にも分析綜合等の自然科學的進行をなす學習を進めるものもあるから一様に論ずることは出来ない。又讀方等はその目的とする所が國語力の收得といふ點にあるが故に始めより文章を兒童にぶつゝけて十分に讀ませることが必要となつてくる。そして價值關係の中心點を把握させるやうにしないでならない。

以上述べた所は大體の筋を述べたに過ぎぬ。故に種々の教材を取扱ふに際してはその場合々々に應じて適當に取扱ふ必要がある。概してこの直観の段では教師が主動の立場に立つて兒童は比較的受働の立場に立つ。然しこれは教科の當然の歸結であつて、これを以て直ちに注入といふ事は出来ぬ。教師の説話につれて時々刻々に直観的に價值判斷をしてゆく働き(例へば尊氏にくい、正成は忠義な人だ)は兒童の深刻なる勞作と言はねばならぬ。

〔三〕致思 直観に次いで致思(深究)が来る。而してこの段は實際授業に於ては割合にぬけ勝である。こゝでは直観によりて得た情意的全體的了解を細節に亘つて吟味し、體驗を合理化し、確實ならしめる。即ち全體をこれを構成する部分に分ち、各部分について直観的な價值判斷を加へつゝ部分相互の關係及び全體と部分との關係を探り全體の構造とその特色を明かに認識せしめる。例へば歴史の教授に於ては事件をこれを構成する部分に分ち各部分間の關係及び前に起つた事件と後の事件との關係を定め民族精神が歴史の上に如何に現れ如何に發展して行くかを明かならしめ歴史に現れた民族精神の特色をはつきりと認識せしめる。修身も畧々同様である。讀方ではこの深究に際しては文章の形式を尊重することを忘れてはならぬ。即ち形式に即する深究が大切である。こゝに注意すべきは精神科學的教材は自然科學的教材の如く全體は部分より構成せられるのではなく、却つて全體は始めから存し、全體のもつ意味が部分の意味を決定するのであるから各部分も又部分間の關係もいつてもこの全體の意味に照らして了解せられねばならぬといふことである。各部分が如何に全體のもつ意味によつて規定せら

れ、如何にこの意味を中心として統一せられてゐるかを明かにするのが致思段の眼目である。又この場合一つの教材をこれに似寄つた教材と比較し、又これと反対の教材に對立せしめる（美を美ならざるものに、善を善ならざるものに對立せしむる如く）ことが教材の特色を把握せしめる上に於て有効な手段である。

この段では教師がいはゞ受働の立場に立ち、児童が能働の立場に立ち活動する範圍が比較的に廣い。

〔四〕整理段

この段では前段までに得た鑑賞又は實踐への指導を完成し確實にしなくてはならぬ。即ち第一、生徒自身の得た體驗を簡明に語らしめる。第二、新に學んだ事項を深く印銘せしめる。第三、似よつた他の作品や行爲を評價せしめ、及びその特色について語らしめて以つて他の事項への應用をなさしめ、又は行爲や創作によつて自己の體驗を表現せしめて實際生活への應用をなさしめる。これを實際について言へば文藝教材に於ては児童をして創作者の心境を了解せしめ得たならば進んでこれを自己のものとして發表せしめるがよい。又散文ならば韻文に韻文ならば散文に改作せしめるのもよい。又朗讀唱歌圖書手工等に依つて發表せしめるのもよい。又道徳教材ならば求め得た中心人物の心境に憧憬せしめ、これを児童各自の問題として實踐せしめるやう指導せねばならぬ。

四

次に自然科學的教材の教授方法を述べよう。自然科學は我々が目にみる個々の自然現象から出發して一定の概念又は法則に達し翻つてこの概念法則によつて個々の自然現象を説明するのがその任務である。従つて教授方法は種々の形をとるも結局はこの法則に副ふものでなくてはならない。

〔一〕豫備段

學習動機を惹起すること、冷靜なる自然科學的態度をとらしめること、はこの段の任務である。學習動機を惹起するには

學習すべき事項を問題として提出するのによ、又は疑問を起させてそこから出發するのによ、又學習事項が如何に大切であるかの學習の價值必要を感じしめるのによ、教授段は直観と思考との二部に分けて考察する。

〔二〕直観

豫備段にて提供した研究問題を解決せしめて概念又は法則に到達させることが教授段の任務である。而して概念の場合には概念構成の作用により、法則の場合には法則探究の方法によるけれども共に歸納的順序を採るので大體の経過は略同様である。概念教材（理科に於ける動植物の分類、理化教材に於ける基本概念の説明）に於ては先づ實物標本模型等をよく觀察せしめ（特に博物教材）又は實驗に訴へ（特に物理、化學）以て個々の事實を直観させて新概念構成の資料となるべき事實を確實に認識させ、第二、それ等の事實を要素に分解し本質的要素と偶然的要素とを比較してその差別を明かにする。

法則教材（物理學の如き説明科學）の場合には先づ概念教材の場合の如く觀察又は實驗によりて法則探究の資料たるべき個々の事實を確實に認識させ、かくして實驗、觀察が出來れば次にこれ等要素間の相互關係を思考せしめねばならぬ。

〔三〕思考

概念構成の教材では直観に於て得たる本質的要素相互の間に存する一定の關係を認め、この關係に基づいてその本質的要素を抽象し、綜合し、統一して新概念を構成させるのである。博物學の如き記載科學では概念構成に止まるものが多い。

法則教材（物理學の如き説明科學）では直観實驗によりて確認した事實の特質を明かにし、これを整理して要素相互の間に存する因果關係を探究せしめ、かゝる原因があるが故にかゝる結果を生ずるといふ所まで明かにせねばならぬ。しかもかゝる因果關係は一舉にして定めらるべきではなく、先づかゝる結果は大凡かゝる原因に基づくであらうとの假定（臆説）を立て、この假定を諸方面から確かめ理論の上から又は事實の上から檢證することが必要である。檢證によつて始めて因果關係は確立せらる。故に説明科學に於ては「恐らくかうであらう」といふ事を、即ち新法則の臆説を児童に豫斷せしめ、これを適當に導く

ことが極めて必要である。科學的思考力はかくして始めて養成せられる。要するに説明科學の教授は直観に始まり、因果關係の想定に半し、想定を検證に終るべきで、直視、想定、檢證の三段はその進行一般の順序である。

總じて教授段に於て注意すべきは資料たる事實の選擇蒐集を適當にすること、及びその觀察實驗を十分にすることである。さうでなければ概念の構成も臆説の豫斷もよく出来なくて、所期の目的を不徹底に終らしめる處がある。

〔四〕 整 理 段

前段の終に於て到達した新概念及び臆説は特定の限りある資料から作つたものであるから嚴密に言へばまだ確認し難いものである。であるから更に進んでこれを他の特殊の事實に適用して十分その確否を限定檢證させ、又は實地に應用練習せしめて確實に問題の解決を完成させなければならぬ。今この段階の主要任務を考へると

- (イ) 新概念又は臆説を他の特殊の事實に適用してその確否を限定檢證させること。
- (ロ) 新に完成した概念又は法則を既有的思想系統中に編入させること。
- (ハ) 新概念又は新法則の實地應用を自在ならしめること。

かくてこの種の教授は全體として歸納法によるけれども整理段は演繹による。普通五段教授法と稱して豫備、提示、比較、概括、應用の五段に分ける教授段階はこの種の教材に適用せられる段階であると言つていゝ。

最後に算術教材に就いて述べる。數學は自然科學とはその本質を異にしてゐる。即ち左の二點に本質的差異を認める。

- 〔自然科學〕——歸納的科學——因果的關係を定める。
- 〔數 學〕——演繹的科學——論理的關係を定める。

然し乍ら小學校に於ける算術教授は通常二三の實例に就いて證明した後、一般の法則を立つるをその一般の順序とし、且つそれは兒童精神の發達にも適應したものであるから、よし教科の性質は演繹的なるにせよ、教授の順序は歸納的なるを適當と

する。この事は新算術書の編纂ぶりを見ても首肯せられることである。そして「恐らくはかうであらう」「恐らくはかう言ふ關係を有するであらう」と想定せしむることは數學に於ては自然科學に於けるよりも一層必要である。そしてこれ算術が特に思考の練習に適する教科であると言はれてゐる所以である。

(2) 技能的教材(手工、實業、圖畫、唱歌、書方)の特質とその教授方法

技能教材とは中心の體驗活動を表現する手段の習熟に關するもので、その體驗が科學的のものなら技術となり、又技術的のものならば藝術となるわけである。

體驗の外への發動は自然科學的、精神科學的兩教材でも整理段に於て幾分行はれてゐるが、特に技能科の教授に依つてこれに習熟せしむることが必要である。

技能科の特色は第一、我々の體驗の發表であり、しかも體驗は人によつて異ふから發表も亦自然に異にし、各々個性があること。第二、従つて比較的自由であること。第三、凡て發表は身體を通じて行はれ、身體的要素がその重要な一面を構成すること等である。そして是等の特色からして技能科の教授に於ては、第一に個別的取扱を必要とすること。第二、なるべく自由に活動せしめ、過度の干渉を加へないこと。第三、身體的方面、特に手と發聲機關の練習を充分ならしめることの三点に對し、いつでも周密な注意が拂はねばならぬ。

技能はかく内なる體驗の發動であるが、この發動には發動の結果が客觀的に固定するものと然らざるものとがある。綴方、圖畫、手工、書き方、裁縫等は前者に屬し、朗讀、話し方、唱歌等は後者に屬する。又發動が全然自己の自由なる考案になるか又は模範に導かれての發動なるかにより、之を模倣技能と創作(考案)技能に分かつ。例へば圖畫に於ける臨畫は前者であり自由畫、圖案等は後者に屬する。けれどもこれ等は固より比較的の區分であつて、その始模倣に依るものも後には自由な發

動とならねばならないし、又さうなるやうに導かねばならぬ。

二

技能科の教授は大凡左の順序によつて行はれる。

〔一〕 豫備 他の教材と等しく學習の動機を喚起することが第一の任務である。即ち藝術教材の場合には何物かを創作又は鑑賞せんとする心を惹起し、技術教材の場合には何物かを考案又は模倣して製作せんとする心を誘發することが大切である。又特別の技能を要するものにはその基礎練習を爲すことも亦この段階の任務とする。

〔二〕 作業 初めより模倣によるものは先づ全体を演習して大体の感じを得しめ、次にこれを幾つかの小節に分ち一節宛演習してこれに倣はしめ適當な批評を加へつゝ指導を與へ、最後に全体をまとめて練習せしめる。作法・唱歌・書方の如きは大体この順序によるべきである。

次に創作によるものは先づ表現せんとする思想感情を如何なる教材に依つて、如何なる順序に表現すべきかの構想に苦心せしめなければならぬ。その構想には全然自由になさしめることもあるが、又適當なる模範又は參考資料を指示して手引とすることもある。綴方や自由畫や手工等は大体この趣旨に據るべきである。然し模倣を全然去つた創作は考へられないといふことを特に注意しておく。

〔三〕 整理 模倣によるものは練習の結果を新たな材料に應用せしめ、創作(考案)によるものは其結果について反省せしめ、又は他よりの批評によつて修正せしめる。何れの場合を問はず生徒をして自己の進境を自覺せしめ、その努力を促すことは特に必要である。

以上の外に體操があるが、これは大体模倣に依る技能と同様に取扱はるべきであるが、各運動の順序は生理學の原則に従つて決定せられねばならぬ。

(ハ) 指導過程(其の二)

各種の教材は大体以上の如き順序方法を妥當とするが、更にこれ等の各々に付き出来るだけ新思潮にたづねて直観化、作業化、郷土化、生活化につとめなくてはならぬ。惟ふに生ける認識の構成、確實なる知識技能の取得にはなるべく抽象を避けて具体化しなくてはならない。直観化と言ひ、郷土化といふは皆そのためである。更に全我活動を促してなるべく作業化し、確實なる知識の取得を圖ると同時に全人陶冶に資しなくてはならない。

協同といふことは主として訓練上の問題である。教授の協同化にありては相互間の暗示といふこと以外に訓練的立場よりみて相互扶助、共榮共存の體驗を遂げしめ、協同社會精神の訓練の一助となるものである。但し注意すべき点が二三ある。協同學習にありてはとかく優等生が中心となつて活動すること、力足らざる者が有力者に依頼すること等が時々ある。かくては一方には力の過信、他方は無力の自覺と依頼心が伴ふ故に、共に教育上是認できぬ。むしろ獨りで靜かに考へ、獨りで解決することこそ眞の自己活動である。故にかゝる注意のもとに協同の體驗を遂げしむるとよい。これ主知主義より訓練への轉向である。改善法案教授の一般方針の7には次の如く示してある。

教授ノ直観化、作業化、郷土化、協同化ニ努メ、確實ナル知識技能ノ收得ヲ圖ルベシ。

尙自學自習の態度を養成し工夫創造の能力を陶冶することや、兒童心身の發達に應ずる指導方法を攻究すると共に一層個別指導に留意すること等は、既に言ひ古されてゐることである。今更説明の要もあるまい。

(二) 結果の考察 今日自學自習とか體驗とかややかましくいはれるとその方面に偏し、結果の考察がといふこと甚だしく疎遠にされ勝ちであることは遺憾である。すべて創造といふことも中に土台になる確實なる知能ありてこそ、應用もきゝ創造も出来るのである。そこで教材の單純化、完結化を圖り、同時に主要事項の反覆練習に努め以つて確實なる收得を目論まなくてはならぬ。又時々成績を考査して一は自己の反省に資し以つて學習指導の改善に努むると同時に、一は以つて兒童の反省並

に學習改善の資たらしめねばならない。尙成績の考査法につきましては一層よく研究し、考査の目的に適合せしむることを要す。改善方案には次の如く指示してある。

9、教材ノ主要事項ハ常ニ反復練習シテ、應用自在ナラシメンコトヲ期スベシ。

10、學習ノ過程ヲ重視スルト共ニ、成績考査法ヲ研究シ、結果ノ省察ニ意ヲ用ヒ、學習指導ノ改善ニ努ムベシ。(附録兒童成績考査ニ關スル研究參照)

〔四〕 教授上の主要施設としての教授細目と指導案

(イ) 教授細目 教授をして系統的に具体的に郷土的に有効に完結せしむるには、教授細目の編成とその絶えざる加除訂正とが必要である。殊に最近の如く新教科書が連続して發行せらるゝに於ては、特に留意して訂正増補しなくてはならない。又教科書なき技能科の教授細目は、絶対不可缺のものなることを注意しておく。

(ロ) 指導案 教授の行はれる直接の原動力は指導案にある。故に指導案は是非ともよく練成せられたものでなくてはならない。今密案の場合の標準を左に示しておく。

第 學年 科指導案

總案

教授者

訓導

一、教材

二、要旨

三、教材観

イ、本質観

ロ、兒童観

ハ、指導観

四、時間配當

部分案

一、教材

二、主眼

三、連絡

四、準備

五、指導過程

イ、豫備

ロ、直観

ハ、深究 (一例)

ニ、整理

(この過程を考案するに當つては當然訓練上の問題と、養護上の留意点とが、併せ考へられてゐなくてはならない。)

第四章 訓練

(一) 訓練上の新動向

従来小學校教育の實際界に於ける訓練は、種々の偏見を持たれてゐた憾みがある。即ち

(一) 訓練は教授資護と離れて獨立の分野を持つものといふ見解。

(二) 訓練は他律であり、壓迫であり、劃一であり、禁止であるのを本体とするといふ見解。

(三) 國家の成目といふ点を閑却して個人的見解に流れ、社會的團體的訓練を忘却した点。

等はその主なるものである。

抑々訓練の目的は善良にして鞏固なる道德的品性を陶冶するに依り、それを訓練の直接陶冶の對象となすことは言ふまでもない。然し乍らこの意志は知と情とを除外して單獨に發展伸張し得るものではなくて知情意三者の全體が渾然一体をなして迫るものでなくてはならぬ。これを生活の上に即して考へる時、訓練は正しい理解の上に、しかも旺盛純正なる感情の上に鍛鍊さるべき意志の生活であらねばならぬ。

次に訓練は多く「爲せよ」に非ずして「爲すな」が多い。儻舌を誡める事はよいとしても、話すことを禁止する傾向をとらせるよりは多く言ひ、しかも言ひ損はぬ方がよいわけであり、沈黙は金であると共に言ふところ皆金なれば尙よいのである。徒らに靜止沈黙によつて教室内を靜肅にしよう。直接命令によつて矯正しようとするれば却つて反感を起し、やがて新時代に處する活動的な國民を養成するのに弊害が作つて来る。將來の訓練は道德を窮屈なものとせず、楽しいもの親しいものにしてゆき、彼等兒童自身、訓練をなすやうにしむけねばならない。而して「爲すな」から「進んで爲せよ」への訓練、しかも學級は共

同生活の道場である以上兒童は社會の成員であるから、社會的活動によつて訓練づけてゆくことが最も望ましいことである。共同社會生活によつて自律協同の社會的人格の養成を企圖して、始めて眞國民となり得るのである。又かやうな社會的環境そのものが、訓練に力を與へてくれることを見逃すことは出来ない。故に單に二三人の品行な者があるからとて、それによつて全体的訓練の計畫を立てることは最も慎まねばならない。全體として正當な行爲をなすものとして計畫を立て、僅かな者には適宜の處置をとらねばならない。かくて訓練は兒童自ら修養し、自ら進んで訓練をなすやう、然して自ら工夫創作して生活發展を圖り得るやう習慣づけてゆくところに其の眞諦がある。

(二) 訓練の目的

訓練の目的は一言にせば、道德的意志を陶冶するを以つてその目的とする。道德的意志とは多くの衝動についてその何れにつくべきかを思慮し、思慮の結果その一を選択し、選擇したものを實行しようとする意志である。故に道德的意志には第一に何が正しいか、如何なる意志が道德の要求に合するかといふ知見が備つてゐなくてはならぬ。第二に正しきものに對する感情、即ち道德的感情が動いてゐなければならぬ。唯正しと知るので感情が伴はなかつたら、實行しようとの決心は起り得ないであらう。であるから道德的意志とは意志であるが、同時に知見であり、感情である。約言すれば、意志を中心とする精神全體の統一的活動である。

道德的意志を中心とする精神全體の統一活動は、教育の中心点である。まことに人の人たる所以の價値は、その實踐によつて定まる。そしてこの實踐への指導、行爲に對する修練は教育の任務とするところであるから教育は一切の教育中最も重要な地位を占め、正しい實踐的意志の啓發は一切の教育作用に於て王座を占めねばならぬ。この点を改善方案中、訓練の一般方針の(2)に

教育ノ中心ハ訓練ニアルトヲ自覺シ、協同一致シテ、兒童生活ノ全野ニ互リ、其ノ徹底ニ努ムベシ。

と指示してある。此處にいふ児童生活の全野とは、學校生活は勿論のこと家庭生活にも郷土生活にも互りて善導せねばならぬことを意味する。

道徳的意志は形式内容の二方面に分けて考へることが出来る。形式方面とは、あくまで自己の本分に忠實であつて如何なる障害に出會ふとも屈する事なく、如何なる困難をも乗り切つて本分を果さうとする強い意志であり、内容的方面とは自分の本分の何であるかを明らかに辨へ、正しい内容を有つた意志即ち善い意志である。例へば何が忠であるか、何が孝であるかを辨へることである。善と信する所を固く執つて動かす、忍耐、克己、自制等の力を揮ひ起し勇猛に所信を斷行するのが強い意志である。而してこれ等二面は一應は分析して考察する事が出来るが、常に一體として作用らくことは言ふまでもない。

〔三〕 実践力養成の原則

訓練は正しい目標に向つて実践力を陶冶するところにその大部分の任務をもつ。然らばこの実践力の陶冶即ち障害に打ち克つて、あく迄も所志を貫徹しようとする強い意志の陶冶は如何にして可能であらうか。

意志は衝動ではなく、意志の強さは衝動の強さと同一視せらるべきでない。意志の強さはむしろ我々の精神の全活動が一所に集中し、凡ての精神力が統一的に發動する所に現はれる。衝動的な人は個々の慾望や情緒のまゝに動くが、意志の強い人は全力を一所に集中し、全精神が一體となつて動く。かやうに衝動の強さは意志の強さと同じではないが、併し衝動を棄て去つた強い意志といふものも考へられない。何となれば、衝動は精神の本原的なエネルギーであるから。従つてこれを缺いた精神はエネルギーのない精神であり、エネルギーのない精神は無力なものである。前述の如く強い意志は一所に集中した意志であるが、大凡集中には集中せられるものがなくてはならない。この集中せられるものは衝動の外には存しない。一言にせば、衝動は強い意志の内容である。であるからこの衝動はあらゆる方面に、出来るだけ高める必要がある。高められた衝動は、次に一点に集中せられねばならぬ。さうすると強い力を發揮する。

ところが衝動はやゝもすると氣儘に發動しようとする。これはいけないことで、これを支配せねばならぬ。支配するとは無力にすることではなくて、その發動を意志の方向に一致させ、一定の方向に向はせることを意味する。衝動はそれが勢力の自然の現れである限り、それ自身まだ善でも悪でもない。善でも悪でもないから、善へでも悪へでもむけることが出来る。憎むといふ衝動も善導すれば不義を憎む心となり、憤怒も巧に誘導すれば義憤となる。かくて

- (1) 衝動を支配せよ。併し弱めてはならぬ。
- (2) なるべく精神を一所に集中せしめよ。

といふことが、強意志養成の二大原則として考へられる。故に具体的に例せば、すべて學習その他の作業に於て精神を一点に集中せしめることを學ばせることが肝要である。かやうなわけで氣儘に喧擾になつたり、或は反對に黙して活動せぬやうな授業は、共に意志の集中が出来てゐない。他の例で食べたい衝動が起れば、一定の時間まで待たすといふが如きは、強意志養成の例である。改善方案訓練の一般方針(5)には次の如く示してある。

5、本能、衝動ヲ醇化シテ、價值ヘノ誘導ニ努メ、以テ実践力ニ富メル性格陶冶ヲナスベシ。

〔四〕 訓練 目標

児童の訓練にあたりてはその指導體系が明瞭になつてゐなければならぬ。然らば指導體系は如何なる觀點から立てらるべきであらうか。それには大凡そ次の各項を考慮してほしい。

(1) 國民的性格の陶冶

改善方案中訓練上の留意點に次の二點が指示してある。

- 1、感恩報謝ノ念ヲ涵養シ、孝道ノ實踐ヲ期スルコト

2、敬神崇祖ノ念ヲ培ヒ、宗教的情操ノ陶冶ニ適切ナル施設ヲ講ズルコト

之等二項は國民的性格の中心點を擧げたものでこれが徹底には十分に意を用ひなくてはならない。殊に我國に於ける國民的情操はこの二大中心點より考へて宗教的のものであることに氣付くであらう。尙宗教的情操の陶冶としては一般的に宗教性の中核である神秘性、信頼性、感謝性の如き本質的根本態度の陶冶を企てること。

(2) 修身書の徳目の實踐

修身書の各徳目が適當に配當せられて實踐せられねばならない。

(3) 郷土の(大きくは縣の)長短を明瞭にして助長補短の徳目を重視すること。

縣全體の欠陥としては特に改善案中の次の項に留意せねばならない。

質實剛健、勤儉力行ノ氣風ヲ作興シ、確固タル志操ト實行力トヲ養成スルコト

これ等の點につきては尙改善案に次の如く指示してある。

縣民性及び地方民性ノ長短ヲ明ニシテ、之ガ助長矯正ヲ圖ルベシ。

(4) 時代性若しくは時局より考へて必要なる徳目、例へば現在にありては國體明徴並に協同社會性の陶冶を強調してゐる。

以上の諸點をよく考慮し、忠孝の徳目を中心としてその他の徳目を縦横に組合はしてこゝに指導理想が出来る。この理想と現實とをよく凝視して更に之を各學年に配當し、精神の發達に應じた具體的目標を定めねばならない。これが訓練要目又は訓練細目である。改善方案には

訓練計畫ヲ現状ニ適切ナラシメ、繼續的鍛鍊ニ努ムベシ。

と指示してある。かくして各學校及び各學級には訓練要目若しくは訓練細目を全校統一のもとに作製して系統的訓練に努めな

くてはならない。勿論その他機會を捉へての訓練の必要なことは云ふまでもない。改善方案には次の如く指示してある。

訓練要目又ハ訓練細目ニヨリテ、系統的訓練ニ努ムルト共ニ、機會ヲ捉ヘテノ訓練ニ意ヲ致スベシ

(五) 指導態度

兒童心身ノ發達ニ應ジテ、他律ヨリ適法ニ、適法ヨリ自律ヘノ訓練ニ努ムベシ。

改善案には右の如く示してある。抑々道德の實踐は勿論自律自發をその本質とする。他よりの拘束に依りて行ふは未だ眞の道德に非ず。然し乍ら意志活動に乏しく衝動に趨る低學年時代と、高學年時代との間には自らその指導態度を異にせねばならない。

調育の究竟目的は自律的な道德的意志の陶冶にあるが、自律に達するまでには人は他律といふ長い段階を踏み上らねばならぬ。他律とは他から兒童の意志を律することであり、兒童の側から見れば父母教師の意志に従ひ、父母教師の命に準ずることである。即ち他律は父母教師の命に従ふこと(服従)にその端を發する。服従には迫られていや／＼従ふものと自然に従ふものとの二種ある。前者は多く力に依る威壓に對して起り、後者は父母教師に對する愛着から起る、服従はなるべく後者でなければならぬが、併しほんとうの服従はこれよりも尙一步進んだ自覺した服従でなくてはならない。自覺した服従とは父母教師の優越を信じ、その命であるからには正しいに違ひないと感じ、又は命令の内容を正しく覺ることから起るものである。自覺した服従はこれに自覺の伴ふ限り已に純粹な他律ではなくそこには多少なりとも自律の面影が見られる。

父母教師の命に従ふことから法則そのものに従ふに至つて、それは單なる服従から適法に高まる。父母教師に對する服従から、その命する所だけを引き離し人格的でない法則秩序に従ふのが適法である。家庭に於ける法則秩序の代表者としての父母に、學校に於ける法則秩序の代表者としての教師に従ふことから、家庭及び學校の法則秩序そのものに従ふに至つた時これを適法の行爲といふ。幼兒は先づ父母教師に服従することから進んで徐々に適法に達するので、この意味に於て服従は適法の

前階であり、服従は一切の訓育の第一條件である。適法はその行爲が法則秩序に合するといふだけであるからそれだけではまだ道徳とはならない。道徳には更にこれに正しい道徳的心情が付け加はらなければならない。唯外にある法則や秩序に従ふのではなく、自己内心の法則即ち良心の命に従ひ、この内心の法則を尊敬する心情から起つた行爲であつて始めて眞に道徳的であり得る。けれども適法は第一に生徒の衝動を支配し第二に社會生活に必要な法則や秩序に慣らす點に於て道徳の前階であるとも言はれ得る。適法によつて兒童は社會に存する一定の法則、秩序に従ひ社會生活に必要な諸種の習慣を獲得し得る。かく社會生活に必要な習慣を養ける訓育の方面に多くの學者は「習慣養成」といふ名を與へ、これを自律的な道徳的意志の陶冶に向けられた「性格陶冶」に對立せしめる。そしてこの見解に従ふと訓育は「習慣養成より性格陶冶にまで」といふことになる。

〔六〕 習慣養成の方法

兒童の衝動慾望を支配し、善良なる習慣を養ひ社會に存する一定の秩序、法則に慣らすための手段は種々あるがその中特に重要なもの二三を擧げておかう。

(1) 反對暗示 凡そ衝動慾望は強い感情を伴つてゐるから外からこれを抑へようとしても容易に抑へきれぬものである。のみならず人には見るなど言はれると見たくなくなる心がある。故に禁止とか抑壓とかはあまり有効な手段ではない。それよりも悪しき慾望を起したときには安りに抑へずこれに代る良い慾望を起させ、慾望と感情との方向轉換を圖るのが却つて教育的である。禁止と轉換とは水の流をせきとめた場合と一つの流から他の流れに導いた場合とに比較せられ得る。殊に小さい兒童は暗示性に富み外からの暗示に動かされるものであるから上の轉換も比較的容易に行はれる。泣く子に玩具を與へると泣き止むのはその注意が玩具の方に轉ずるからであるが、同じ理由からして子供が怒つてゐる時には叱らないで靜かな情調を含む音楽を奏して聞かせ、高價な玩具を破壊しようとするときには分解綜合の自由に行はれる積木を與へるがよい。かゝる手段を「反對暗示の法則」又は「注意轉向の原理」と言ふ。それならば一の不良な慾望を如何なる他のよき慾望に導くべきである

かは一一の場合と兒童の個性によつて異なるわけである。

(2) 看護 幼い兒童は教師の視ている時と視てゐない時とで、其の言行に大差を生じ易いから、其の言行をして不善を犯さしめないやう又危険に陥らしめないやうに、教師が監視、保護することが必要である。特に學校では授業時間外、生徒の自由に遊んでゐる時に看護の必要が多い。しかし生徒の不善を探さやうな態度になつては宜しくない。教師と生徒とが共に遊び、共に作業するといふ親友の如き態度で看護するのがよい。でなければ看護しない時は兒童は放逸な氣まゝ勝手な事をして恥じないやうになるであらう。

(3) 靜坐の類 以上の二つは幼年の者に主として用ひられるが、やゝ長じた者には次の二法が用ひられる。

腹が立つと靜かに一つ二つ三つ……と數を數へると怒は消えるものである。生徒が教室で騒々しく落着かない時、眼を半ば閉ちて腹に力を入れ、二三分間靜坐させたりするのは行ひ易くて有益な方法である。朱子學派で靜坐を重んじたのももつともな事である。

(4) 訓誡 生徒の年が長じて事理を悟り、善惡の辨別が明かになつて來ると、これに訓誡を與へて、その反省に訴へ、生徒自ら理解して惡を改め、又惡に陥らず、善に進むやうに指導する。この點は修身教授に似てゐるが、訓誡は眼前の事件をとつて實踐を促すのが特色である。訓誡は生徒の判断と感情に訴へるものであるから道理上正しき事を説き、しかも赤誠をこめて生徒の心緒に感銘せしめるものでなくてはならぬ。利害得失で誘ふのは宜しくない。又訓誡でうまく生徒をして感動せしめるには時機を得なければ効果が薄い。唯徒らに長々しく訓誡するのは却つて効果が少ない。

(5) 命令と禁止 命令は爲すべきを促し、禁止は爲すべからざるを命する時に用ひられる。共に教師の意志を兒童に強制して、直接兒童の意志を支配せんとするものである。教師の意志を生徒に傳へんとする點は訓誡と同じい。しかし訓誡は理由を示し、生徒の理解に訴へるのであるが、命令、禁止は理由を示さず、又理解に訴へない。命令、禁止は權威を背景としてゐる

が、訓誡はそうではない。訓誡は時として友人間の忠告と同じ態度で行ふことも出来る。年が長じ、生徒の自覚が発達して来れば、成るべく命令、禁止を減じて訓誡、忠告にかへる方がよい。

命令、禁止は児童の實行し得るもの且つ合理的なものが望ましく、父母教師の勝手なものであつてはならない。簡單明瞭で疑義を挿み得る餘地のない事が必要である。又命令、禁止は成るべくその数を少くし、一度發した事は十分に貫徹させねばならない。生徒が十分實行し終らない中に又他の事を命じたりするのは命令、禁止の權威を輕からしめるものである。まして前後に矛盾があつたり、父母の間や教師の間に不統一があつたりしてはならぬ。

(6) 懲罰 生徒が訓誡、命令、禁止された事に背いて非行を犯した時、これが再發を防ぎ、又幾分は罪を贖はしめる爲に心身上の苦痛を與へる訓育の手段である。懲罰を課する精神は古來種々に考へられ、或は非行に對する報復を目的とし、或は威嚇の爲にする事もあるが、教育上は矯正を主とし、幾分贖罪の意味を加へて課するのが正當である。

懲罰の方法は體罰、自由罰、名譽罰の三つに區別される。體罰は身體の苦痛を感じしめるものであつて、手足を束縛したり鞭撻したりする事である。自由罰とは休憩時に禁足したり、放課後に留置したり、特別な作業を課したりする事である。名譽罰は児童の名譽心に訴へ精神上の苦痛を感じしめるもので、教師の顔色で悟らしめたり、語で叱つたり、座席を隔離したり、謹慎を命じたり、停學、退學を命じたりするのはこれに屬する。勿論、二種三種の罰の重なることもある。總て懲罰は非行の再發を防ぐ事が出来、幾分贖罪せしめる意味になればよいのであるから児童に負傷せしめたり、それが反抗心を起させたり、自暴自棄に陥らせたりする事は良くない事である。故に右の三種の中で體罰は勿論、法令上(即ち小學校令施行規則第四十七條)よりも廢さなければならぬが、他の二種と雖も児童の年齢、性別、個性に應じて斟酌を加へ、適用を誤つてはならない。又信賞必罰といふことは紀綱を保つのに必要な事ではある。しかし賞は重きに過ぎ、多きに過ぎてもまだ害は少いが、罰は重きに過ぎ多きに過ぎると必ず學校の平和を害し延いては生徒をして却つて非行を重ねしめることにもなるから寧ろ軽く少くする

方がよい。且つ改善、贖罪の目的を達した後は罰は早く忘れられるのがよい。夏の夕立の晴れた後は夕立の前よりも一層日光が輝くが如く、罰の目的を達した後は教師は再び温情を以つて生徒に接すべきであるが、きりとて一旦罰を與へて、その實績の見えない中にうやむやに葬るのも良くない。

尙この他個人的にみて児童には各神經質、多血質、膽汁質、粘液質等の氣質がかなり明瞭に現はれる場合あり。又剛情、殘忍、優柔不斷等特殊の性格の持主もある。これ等の子供にあつては更によくその環境を調査して個人指導に努めなくてはならない。改善方案に次の如く指示してある。

愛情ヲ以テ児童ニ接シ、個性環境ノ調査ヲ周密ニシテ、個人指導ニ努ムベシ。

〔七〕 學習と訓育

訓練は教授の如く一定の時間に行ふべきものではなくて、児童の生活全體に即して行ふのが其の原則である。そこで學校における児童生活の主要な部分は各科の學習である。此の各科の學習に即して行はれる訓練は學校訓練の本體をなさなくてはならない。凡そ學習は單なる知的のものではなくて、知情意の渾一的全體的の活動であり、就中情意の主動を必要とする。情意を主人公として我々の自我が全體として對象物に働きかけ、其處に成立する意識の内面的緊張が持續して一定の目的地點まで發展するのでなくては何等の學習もあり得ない。學習は凡て全人的な全我的の活動である。これ學校訓練が學習に即して行ひ得ることの、また行ふべきであることの理由である。勿論運動場における児童の自由活動や作業や儀式、會合や學友團、自治會等の施設一として訓練の好機會ならざるはない。けれども學校生活の本體としての全學習が擧げて訓練の機會たることを忘れて、謂はゞ特設の機會のみに多くを期待する從來の訓練法は學校訓練の本體を誤るものと言はなくてはならない。凡そ教育の秘訣は徒らに煩雜な組織や機會の施設を避けて、一事に徹する工夫と情熱とに訴へるにある。

さて然らば學習に即する訓練には如何なる事が考へられるか。先づ第一に學びゆく過程を見るに、知識の廣まると同時に動

勉、努力、注意ぶかい等の意志の徳が養成せられるばかりでなく、一事に精神を集中することが何よりの意志教育であらねばならない。即ち手工圖畫の如き發動的なものは自然に意志を修練し、理算術の如く論理的なものは緻密、細心の良習を得しめ、國語歴史等の學習が國民的情操を涵養するは言ふまでもない。その他正確に時間を守り、秩序正しく事物を整頓する等の習慣も自然に得られる。特に指導宜しきを得れば氣儘な衝動本能を制止し専心事に當る點に於ても遊戯に近い効果が認められる。改善案の訓練上の留意點(4)に次の如く示してある。

學習及び作業ニ全我精進スル態度ヲ涵養シ、誠實勤勉忍耐周密機敏等ノ良習慣ヲ馴致スルコト。

〔八〕 性格陶冶の機會と方法

性格(品性)は生活の荒浪の中に養はれると言はれてゐる如く凡て道徳は實行により修練せられ、實行は社會に於ける生活により生活を通しての實行である。社會の外に道徳を實行する場所はなく生活の外に道徳的意志を修練する道はない。かく考へて生徒の生活環境を道徳的に整理し、整理せられた環境に於ける生活々動によつて自然に道徳的知見を養ひ、道徳的心情を涵養し道徳を實行するやうに仕向けることは性格陶冶の第一の道である。曠としての習慣養成は他律的であり行動の結果が適法であるか否かを重んじ、それが道徳的心情に及ぼす影響如何は二次的であるが生活による性格陶冶では自律的な道徳的心情の涵養を主とし、結果は二次的である。

さて兒童の生活領域は大凡そ學習、作業、遊戯、諸會、儀式、娛樂の六方面に現はれる。この生活の六方面をなるべく教育的に組織し、兒童をしてその中に自由に生活せしむることに依つて自然に道徳的知見と心情とを養ひ、併せて道徳に導くことをその目的とする。この「自然的」と「自由」との二者は道徳教育の主なる力點である。即ち道徳的心情は食物を興ふる如く時を定めて養はるゝものではなく、空氣を呼吸する如く生活の中に不斷に涵養せられ、自然に徐々に成るものであり、性格は自由な空氣の中にのみなるものである。古來道徳教育では感化といふことが特に重んぜられてゐるが、感化とは自然のしかも

絶えざる環境の影響を意味する。

(1) 校風 家風がよければ兒童は自然に善良となり、不良なれば悪影響を及ぼす如く健全な校風に包まれ絶えずこれに浸つてゐる兒童は自然によく育つ。殊に感化を受け易い兒童にあつては校風の及ぼす影響は極めて大である。故に健全な校風の樹立といふことが先づ大切である。昔の私塾の教育がよいといふのも厳格な師道の下に道徳的な空氣が熟全體に漲つてゐたからである。

(2) 模範 次に校風を中心に立つ教育者は一刻も道徳的修養を怠つてはならぬ。躬を以つて自然に範を垂れるやう心掛けねばならぬ。教師自ら示す模範では唯表面上行爲の形式を模倣するのみでなく心情までも覺醒する。模範が命令や訓諭に勝る有效な方法である所以はそれが「自然」に「進んで」模倣せしめ、しかも内心にまでも影響し道徳的心情を覺醒し得るところに存する。セネカは「命令による時はその道長く、示範による時はその道短くして且つ有力である」と言つてゐる。示範こそは訓育の第一要義である。改善案根本方針第五項にも次の如く指示してある。

教師自ら道徳ノ行者トナリ率先垂範儀表タルノ本分ヲ全ウスベシ。

(3) 儀式 學校にて行はれる儀式は祝日、祭日、皇室の慶弔、國民記念日等に於て舉行するものであるからその種類は極めて多い。何れも國民的精神、愛校心、社會的感情、宗教的情操の涵養に絶好の機會である。凡て儀式にはそのいはれを説いて忠君愛國の志氣を鼓舞し、或は生徒の心得を論じてその奮勵を求めると各々適切な訓告を興ふべきである。特に式場には莊嚴なる空氣が漲り自然に兒童の感激を促すに足るものでなくてはならない。

(4) 娛樂 娛樂の種類は頗る多く、下等な娛樂もあれば高等な娛樂もある。悲壯なもの、無邪氣なもの、滑稽なもの等千差萬別である。そして高等な娛樂は自ら性情を高潔にする。多くの娛樂の中特に道徳教育と密接な關係を有つものは藝術の享樂である。高尚な藝術に接して起る體驗には外から迫られるといふ感じは少しも伴はない。それは我々の精神の藝術への自然的

反應である故に、生徒の環境をなるべく藝術的にし、これに依つて自然に道徳的感化を與へるやう仕向けねばならない。抽象的な教訓を附加するは多少なりとも迫られたといふ感じを伴ひ、それだけ効果を傷ける。

(5) 遊戯 これは自由な愉快な活動の外に何等實際的目的を有しない身體及び精神の自發活動である。であるから全力をあげてこれに集中し心身の全部が一體となつて活動するといふことはその最大特色である。シルレルは「遊戯に於て人は始めて全人である」と言つてゐる。遊戯が訓練に及ぼす効果は道徳的修養をなす機會となるといふことである。快活、細心、勇氣、努力、克己、果斷、自信等の個人的道徳から服従、誠實、正義、協同、遵法、同情、公憤等の社會的道徳に至るまでの諸徳一としてその中に養成せられないものはないと言つてもよい。又、反社會的な有害な本能的傾向を善良な方向に轉換し純化するにも役立つ。

(6) 作業 一定の目的を豫想しこれを達せんがために努力する活動である。従つて作業は遊戯程自發的でない。けれども若し作業に對し大なる興味を有しこれに没頭して他を顧みない境界に對すると作業と遊戯との間には殆んど區別がなくなる。かく全我を傾注し、しかも興味を以つてこれに當るといふ態度が具はらなくては大きな仕事は出来ない。作業は兒童を遊戯の世界から職業の世界に導き入れる橋渡しとなり規律的な勤勞に耐へ、困難に打ち克つ意志を養成するものとして調育上特に重要な任務を有つ。

〔九〕團體訓練の機會と方法

學習が主として個人的な作業であるに反し共同作業による團體的調育を施す機會も少なくない。共同作業とは一つの大きな作業を兒童が手分して完成するものであるが唯勝手に手分しただけでは共同作業の意味をなさない。それには全員がすべて自分の責任を自覺し、互に他を尊重し合ひ自分に課せられた仕事をいつでも全體の目的に照して統制し行くことを要する。そこには他を支配しようとか、他を利用しようとか責任のがれをしやうとかの卑しい心や策略が、微塵ほども交つてはならぬ。一

言にそれは全員が有機的に活動し、全員が連帶責任を有する作業であらねばならぬ。若し共同作業がかゝる精神に従つて行はるゝならば、それは恐らく社會的精神の養成に對する最良の施設であると言ひ得られる。

學校に於ける共同作業は校内外の掃除、學校園の手入れ、動植物の飼育培養、運動會、學藝會等數々あるが、これ等は何れも前述の共同作業の精神を休して指導せねばならぬ。又自治會、少年團等もよく手段方法を考へて效果的に取扱はねばならぬ。改善方案には次の如く指示してゐる。

團體的訓練ニ意ヲ致シ、以テ社會的人格ノ陶冶ヲナスベシ。

學校學級ヲ共同社會的ニ組織化スルト共ニ、團體訓練ノ機會ヲ特設シテ、遵法、自治協和ノ精神ヲ涵養スルコト。

〔十〕結果の検討と主要施設の例

學習や養護と同様に訓練も亦その結果の検討をなし、指導の力全を期し、效果的なるやう注意すべきである。次に主要施設の一例を示しておかう。

(イ) 儀式訓練 森嚴第一、儀式事前事後の教育、校長の勅諭奉讀訓示の慎重、家庭の儀式化。

(ロ) 朝會訓練 一層の工夫をこらしてその本質を發揮すること。

(ハ) 皇大神宮參拜 卒業兒童全員參拜或は代表參拜。

(ニ) 掃除の意義を深化し、性格陶冶の聖業とすること。

(ホ) 自由遊戯時間の指導。

(ヘ) 服裝の整正。

(ト) 貯金の奨勵及び道徳と經濟との調和的發展。

- (チ) 作業班の設定。
- (リ) 非常時訓練。
- (ヌ) 継続作業による意志鍛錬——冷水摩擦、日誌記載等。
- (ル) 少年團訓練と校外訓練の徹底。
- (ヲ) 郷土的諸行事への参加。
- (ワ) 映畫、演劇の觀覽取締。
- (カ) 父兄姉妹の再教育。
- (ヨ) 靜的態度の訓練。

第五章 養 護

〔一〕 養護の目的

教育の最後の目的は正しいと信ずる所を實行し、人としての使命を完全に果さしむるにある。正しき意志も實行せられないときには用をなさない。然るに大凡そ實行は身體の活動によつて成り意志は身體を通して始めて實現せられる。身體が意志の命するまゝに動き健全で力強く實行に必要な動作に習熟してゐる時一言に言へば身體が意志の忠僕であるとき始めて道德的活動は完成せられる。この意味に於て身體は道德的活動に欠ぐべからざる一要素である。次に健全な身體が精神の健全な發達に對し欠ぐべからざる一條件であることは知れ亘つた事實で健全な身體を有する人は精神も自然に爽快であり、活氣に充ちてゐるが、弱い人は自然沈み勝ちで元氣も衰へ自信の念も薄らぐ。身體と精神とはかくも密接な關係を有してゐるから二者が一體となつて活動し、内なる正しい意志が身體によつて滞りなく實現せられ、翻つて外なる健全な身體が内なる精神の健全な發達を助くるやうに導くことは教育の重要な一つの任務である。かやうな身體を作り上げる爲に行ふ教育作用を養護と言ふ。更に詳しく言へば

- 1 身體の自然の發育を助長して健康と體力を増進し、
 - 2 各種の動作に習熟し活動を自由ならしめ、精神の健全な發達に資すると共に意志の忠僕として有用な活動を正確にし、
- も機敏に營み得るに至らしむること。
- にある。ルツ1の言をかれば哲人の如く思索する頭と農夫の如く耕す身體の持主こそ最後の勝利者である。

〔二〕 養護の方法

養護は便宜上二方面に分かつことが出来る。その一は健康と體力を保護増進する強健への教育であり、その二は動作の習熟に向けられた熟練への教育である。

(1) 強健への教育

身體の強健は旺盛なる精神活動と適度の榮養と運動と休養とによつて得られる。そして多くは家庭の任務とする所なるも學校に於ても常に之に注意し、家庭と協力して養護への良習慣の育成につとめねばならぬ。然して養護の方法は一般に身體の保護にむけられた消極的方面と、健康と體力の増進にむけられた積極的方面とに區別せられる。改善方案にも次の如く示してある。

兒童身體ノ發達段階ニ留意シ、消極、積極兩方面ヨリ自然的、合理的ニ體位ノ向上ヲ圖ルベシ。

(イ) 身體の保護 これは又疾病の治療と、その豫防とに區別せられる。疾病の治療が家庭の任務であることは言ふまでも

ないが學校に於ても學校醫、學校看護婦によつて一定の程度までこれに關與することは生活指導の上に極めて肝要なことである。殊に教師は一通り救急療法その他について心得てゐなければならぬ。今日の教師には一般に醫學的素養が足りないので改善方案にも次の如く示してある。

學校醫、學校齒科醫トノ連絡提携ヲ密ニシ、且ツ養護ニ對スル保護者ノ理解ヲ深クスベシ。

養護ノ研究ニ努メ、教師ノ之ニ關スル識見ヲ高ムベシ。

豫防の方面は空氣、日光、榮養等に對する注意を始め、身體及び衣食住を適正にし、傳染病を豫防し、校舍校具等を衛生的ならしむる等その範圍極めて廣し。最近榮養に對する關心強まり學校給食の施設が普及し始めたことはまことに喜ばしい。更に普及徹底につとめ且つその教育的意義を自覺するやうにしたい。改善方案に次の實施を督勵してある。

通風採光温度湿度ノ適正。

學校給食ノ普及。

服裝検査等は明かに訓育に對すると同時に養護の任務を帯るものである。

次に健康に適切なる環境をつくることを重視せねばならぬ。改善案にも次の如く示してある。

學校設備ノ改善充實ヲ圖リ、健康ニ適切ナル環境ヲ作ルベシ。

即ち病弱兒童や都會の小供に對する林間學校、臨海學校、休日殖民等の施設を初めとしてすべて適切なる環境に於て自然の良好な影響を目論むこと頗る肝要なり。最低限度の施設として校庭の綠化と給水設備の完備をあげておく。

校庭ノ綠化。

給水設備ノ完備。

(ロ) 身體の鍛練 身體の鍛練は養護の方法中特に重要な位置を占め、それは又自ら豫防の目的にも合するものである。抵抗力の強い身體には病氣の進入する門戸がない。鍛練には體操、遊戯、登山、駈歩、遠足、水泳、武道等の運動により主として體力を増進するものと皮膚摩擦の如く主として抵抗力を養ふものとある。何れも兒童の體質、男女の性別、發達の程度等に應じて適宜に奨勵すべきである。改善案には次の如くあり。

駈歩、登山、遠足、水泳、武道（高等小學校ニ限ル）等ノ施設ヲナシテ剛健ナル心身ノ養成ニ努ムルコト。

この中體育運動につきましては特に次の三點より留意點を述べておく。體育運動はその根本的態度として「體を通して行ふ修身であり、健康指導である」との自覺のもとに行ふこと最も肝要なり。而して

- (1) 身體を自由にしておくこと。
 - (2) 外氣日光によくふれさせること。
 - (3) 明朗快活安心して行ふこと
- 等は準備として極めて必要な注意であり、このためにはまた

(1) 運動場の整備。

(2) 服裝の改良 等が考へられねばならない。

運動中の注意としては

- (1) 小學校令施行規則第十條を十分會得して行ふこと。
- (2) 各運動の特性を知悉すること。

- (3) 疲勞程度。
 - (4) 應變の處置をとること。
 - (5) 出来る限り午後に行ふこと。
 - (6) 女子に關しては特に注意すること。
- 等である。更に最後の整理を十分にすることを忘れてはならぬ。尙雨天時の體操には一層研究工夫することを要する。次に選手制度につきてはその弊害を矯め、全廢するを原則とする。萬一その必要あるときは選擇上次の諸點に留意せねばならぬ。

- (1) 學校醫の検査をうけること。
- (2) 健康相談日を設定し繼續的觀察に努むること。
- (3) 無理なき練習をさせること。
- (4) 一種目に専心せぬこと。
- (5) 榮養に留意すること。

は極めて必要なことである。併し原則としては之を全廢し體育運動の普遍化を圖り以つて國民全體の體位の向上を企圖せねばならぬ。

選手制度ノ弊ヲ矯メ、體育運動ノ普遍化ヲ圖ルコト。

次に武道にありてはその身體の發達上より見て最も妥當なる高等科より行ふことに留意すると同時に一般課外運動の教育的普遍的取扱に留意せねばならぬ。

課外運動ノ教育的、普遍的取扱ニ留意スルコト。

(ハ) 自制力の養成 以上は鍛鍊の方面であるが、これに對し自制力の養成も亦忘れてはならぬ。自制力とは困難欠乏に堪へ得ることを指す。口腹の慾にかられず粗衣粗食に甘んずるには少なからざる自制力が要る。飲酒喫煙の惡習慣もかゝる自制力によつて防がれ清貧に甘んじて動かない高風もこれによつて養はる。そして之等は困苦欠乏に堪へ得るやうに身體を慣らすといふ點に於て一種の體育であると同時に訓育でもある。

(2) 學習作業と疲勞と休養

教授衛生ニ意ヲ用ヒ、特ニ學習疲勞ノ輕減恢復ニ對スル方策ヲ講ズベシ。

と改善方案中にあるが、凡て養護は兒童生活の全野に於て行はれなくてはならぬ。而して學校に於ける最も多くの時間をとる生活は學習作業である。故にこの學習作業中に於ける養護は養護の本道をなすものである。故に本來の性質からは(一)の(イ)保護の部に入るべきものなるもかく迄重要な部分をもつが故にこゝに大きく一項目として掲げておく。

學習を最も効果的ならしめ、一點に意志を集中するためには、その妨害となるものを除去しなくてはならぬ。これ養護である。故に學習訓練と同じものになつてくる。さて主なる注意事項としては

- (イ) 姿勢の是正―教師の態度によること多し
- (ロ) 空 氣―溫度湿度の適正
- (ハ) 有毒瓦斯の排除
- (ニ) 教室環境の整備―これは國民精神涵養の道場としても教室の前半はあまり雜然とせぬこと
- (ホ) 異常感覺の除去
- (ヘ) 時限の配當―午前は思想的學科、午後は技能科

(ト) 眼の疲労防止—書寫文字の大きさ、地理附圖使用に際しての照度、強烈な色彩、日光の直射、眼の休養、照明等につき留意すること。

(チ) 短時間内に於ける精神力の變化

兒童の疲労は年齢（八歳—十三歳—十六歳は最も差あり）性、空氣、季節、日時、健康等によりて異なる。故にこれが防止には種々の面より種々に考へられる。然し乍ら徹底的の恢復はこれを睡眠にまたなくてはならない。睡眠の適當な時間は色々の説はあるが先づ六歳—十一時間、七—九歳—十時間、十一—十二歳—十一—九時間、十三—十四歳—九—八時間、十五歳以上—八時間を必要とする。要は覺醒後疲労が恢復しきつてゐることが必要である。

兒童の疲労の問題として宿題がある。これは課せざるを原則とする。もし課する際は學科、年齢、環境等を考慮して課さねばならぬ。今注意點としてあげれば次の通りである。

- (1) 過勞防止。
- (2) 家庭作業の個別的指導。
- (3) 自律的訓練につとむること。
- (4) 學習状況の調査。
- (5) 分量の平等（いつの課題も過不足なく）。
- (6) 休日は出さぬこと。

尙注意すべきは疲労と疲労感の區別である。これが注意は教師に於てよく考慮するを要す。

休憩時間は疲労軽減、注意轉換上より設けられたるものなればこれが指導上種々留意しなくてはならぬ。それにつけても低學年の遊び場と校庭の綠化とは最低要求として必ず實行せねばならぬ。

身體的並に精神的異常兒童の養護には特に留意し、養護學級の編制とか、養護時間の特設とか、健康相談日の設定とか、養護室の完備と相まつて、合理的に個別的指導に留意せねばならぬ。殊に目や耳や鼻の疾患から強健さうに見えても疲労し易く、又それが原因となつて成績の悪くなるものもある。かゝる生徒にはこれを責むるよりも先づ根本の原因をさぐり、一日も早く治療の道を講じなければならぬ。鼻の疾患から注意散漫で成績も悪かつたものが治療によつて良い成績をあげるやうになつた例も少なくない。

養護學級ノ編制等、其ノ他適切ナル施設方法ヲ講ジ、虛弱兒童ノ特別取扱ニ一層留意スルコト。

特別兒童（脊柱彎曲、扁平足等）ニ對スル矯正運動ヲ研究シ、之ガ矯正ニ努ムルコト。

養護時間ノ特設。

健康相談日ノ特設。

養護室ノ完備。

(3) 熟達への教育

先にも述べた通り養護の主要な目的は身體を意志の忠僕たらしむるにある。意志の忠僕たるには身體は先づ強健であらねばならぬ。これと同時に身體は又意志のまゝに動き得るやうに動作に習熟してゐなくてはならぬ。動作に習熟してゐてこそ始めて意志の望むところを完全に實現することが出来る。

熟達には凡ての筋肉を意のままに支配し正確に豫期の活動を果す方面と環境の變化に容易に順應し得る方面と二面ある。何れも練習によりて達せられる。練習を外にしては熟練は得られない。筋肉の支配は模範を與へ正しくこれに摸倣せしむることによつて得られ、順應力は今迄に得た熟達を他の作業に應用し運動の比較的長い系列を自力で、しかも豫期の結果を來すやうに遂行することによつて養はれる。

練習には筋肉運動の練習と感覚機關の練習とがある。大きい筋肉運動は體操、遊戯、登山、水泳等の鍛鍊によりて行はれるが、微細な筋肉練習は圖畫、手工、書方、裁縫等の技能科による實習にまたなくてはならぬ。この意味に於て技能科の教授は同時に養護の任務を分擔するものである。凡て筋肉運動の練習に於ては一部分の筋肉に偏しないで一切の筋肉の均齊な發達を目指さねばならぬ。之は一般陶冶を目的とする小學校の性質からみて當然の要求であるのみならず、生活上必要な仕事は全身の協和的發動によつて始めて果されることを考へても明らかなることである。

次に感覚機關の練習は多くの場合筋肉の練習と結合して行はれ、筋肉の練習は自然に感覚機關の練習ともなるが、反對に又寫生に於て實物を觀察せしめて後描かしむる如く、感覚機關の練習が先行して筋肉練習のこれに附隨することもある。感覚機關の練習には圖畫に於て全体を觀察せしめ、全体としてこれを描かしむる如く綜合的なものと、これとは反對に部分々々を觀察しその一々を描かしめ、然る後これを全体にまとめるものと二つの方法がある。以前は分析法が行はれてゐたが、現今では綜合的に始まり次に分析し、最後に再び綜合する法がよい。この感覚機關の練習も亦一方に偏しないでなるべく凡ての機關に互り多方的にあらねばならぬ。そしてこれ亦一般陶冶の上からみて當然の要求である。

〔三〕 衛生教授並に訓練

身體の強健は一の道德である。孝經にも「身體髮膚之を父母に受け、敢て毀傷せざるは孝の始めなり」とある。又西洋の學者の中にもワグナーの如く、康福を價值に加へてゐる學者もある。如何に忠孝を云々するも、身體なくしては實踐できぬ。強健なる身體となつて各自の職業に精進することこそ忠孝である。これを身體のみに又精神のみに分けて考へることは出来ない。「健康は道德なりである。勉強出来るやうに體をきたへませう。忠義の出来るやうに體をきたへませう」は、教師の兒童に望む態度であらねばならぬ。全人陶冶といふ時、必ず健康なる身體を考へねばならない。これ小學校令第一條に明記してあるとこゝろで、兒童の「健康への意志」を奮ひ起すことは、真理への意志を奮ひ起すと同理である。そしてこゝにも、自發性は不動の

原理となる。そして之等の指導は修身を中心としつゝあらゆる教科學習に即して、又機會を捉へての指導に依らなくてはならない。

養護ハ教授訓練ニ即シテ教育ノ全野ニ擴充シ、健康ノ道德的意義ヲ體得セシムベシ。

次に健康教育要目を設定して、これが實施につとむることも有意義なる方法である。兒童の降校時二三分宛の注意にて足りる。今健康教育要目の設定並に實施について注意点をあげると(1) 一般教材よりとること。(2) 健康教育の立場より教材を見直すこと。(3) 偶發事故の活用。(4) 地方の個性を採り入れること(トラホーム等)。(5) 教師の活模範。(6) わざとらしくせず知らぬ間に習慣のつく訓練すること等である。

次に訓練について考ふるに兒童が健康の歡喜を味ひ、そこより自律的になるやうにすることが先づ以つて肝要である。その他注意点としては(1) 機會を利用して反省せしむること。(2) 健康環境に依る健康への訓練をなすこと。(3) 例外の時をつくらないこと(個別的指導と混同してはいけない)。(4) 個別的に行ふこと。(5) 普遍的になすこと等である。

常ニ機會ヲ捉ヘテ、保健ニ關スル知識ヲ與ヘ、衛生訓練ニ意ヲ用ヒ、健康意識ノ涵養ニ努ムベシ。
健康教育要目ノ設定。

〔四〕 養護と訓練と教授

身體と意志とは最も密接な關係にある。立たうと欲しなければ立つことは出来ぬ。歩かうと欲しなければ歩くこと出来ぬ。それ程までに意志と身體とは一体となつて活動し、身體は意志の支配下に立つ。故に養護の方法を構するに當つては、同時に意志の任務を明にせねばならぬ。

(1) 病をこはがりすぎることは一種の精神の病である。意志によりてある程度まで病を治癒してゆく。故に意志の鍛鍊と密接に關聯する。

(2) 健康を喜び、健康にならうとする意志「健康への意志」を起すことが必要である。健康への意志に導かれて運動もし飲食もする。健康への意志は運動によつて、又は節制によつて得た快感即ち健康の喜びから起る。これには父兄や教師が児童の健康を我が事のやうに、共に喜ぶことが特に肝要である。

(3) 凡て学習が自己学習によつて成る如く、養護は意志の共働を必要とする。そしてこの共働は保護的方面よりも鍛練的方面に於て著しく現はれ、強い意志のこれに伴ふものなくして一切の鍛練なるべくもない。この意味に於て養護は、意志による養護であると言つても過言ではない。

(4) 凡て身体の習慣は習慣によつて得られ、一切の練習は意志による練習である。動もすれば怠りがちな心を鞭うつて練習を持続するには強い意志が伴はねばならぬ。

(5) 身体 of 鍛練は弱て意志に影響し、意志を強からしめる。特に意志の集中力を強める。精神を快活ならしめ、剛毅ならしめ、忍耐力を養ふなど、何れも身体 of 鍛練より得られる調育上の効果である。

實に身体 of 教育は精神的肉体的健康であり、それが同時に調育であることを忘れてはならない。これが又教授と密關をもつことは既に述べた通りである。こゝに教授訓練養護は分析出来ぬ一全体教育であることに氣付くのである。

児童ヲシテ自己ノ體位ヲ自覺セシメ、體育ノ趣味ヲ養成シ、健康ヘノ自律態度ヲ馴致スベシ。

〔五〕 結果の検討と方法の是正

養護ハ其ノ結果ヲ常ニ統計ニ表ハシ、效果ヲ檢討シテ、將來ノ改善ニ資スベシ。

身體検査、體力調査等ノ正確ヲ期シ、其ノ結果ヲ整理省察シテ不斷ノ活用ヲ圖ルベシ。

第六章 各科教授上の留意點

各科教授にあたりては先づ第一に教授要旨を確實に把握すること、第二に教科書の編纂趣旨を明瞭にすることが肝要である。かくして始めて、各教材の本質に觸れることが出来る。(以下各科の教授要旨のみは掲げておくから、編纂趣意書は各學校に於て必ず一部備へつけて熟讀せられたい) 第三にはこれ等教科を學習する對象即ち児童の心理を研究せねばならない。この三者が一緒になつて正しき、しかも力強き指導觀が確立するのである。

かくして各科の本質を十分徹底せしむると同時に各科を通じての國民精神の啓培に留意すべきことを忘れてはならない。以下各科に亘つて掲げた留意點は多方面よりみて、殊に反省しなくてはならぬ緊急なものを掲げることとした。

(一) 修身科

イ、小學校令施行規則第二條

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハシコトヲ努ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハントコトヲ注意スヘシ
修身ヲ授クルニハ嘉言善行及ビ諺語等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメントコトヲ務ムヘシ

ロ、指導上の留意點

項目第一は大體に於て修身教育の理想目標に就て述べ、第二、第三、第四は修身教育の方法に就て述べたものである。然かも本縣の本科の現狀に鑑みて特に留意し、改善すべき點であると同時に、又一般に本科教育上の缺陷と認められてゐる點でもある。

(1) 忠孝ニ關スル教材及ビ協同社會ニ關スル教材ニハ特ニ力ヲ注グコト

忠孝に關する教材に力を注ぐべき事は今更説明する要を見ないであらう。これは修身科の狙ふところといふのみに非ず、實に日本教育の理想であり、核心であるからである。言ふまでもなく日本教育の理想はよき日本人であり、よき日本人とは忠孝體現の人である。而して諸他の徳はこれが實現の分枝であるともいひ得る。「孝は百行の本」といふ、忠孝は實に日本人の道德の基本である。而して忠と孝とは現行修身書の態度では並列せず。忠は一段上位に置いてある。即ち孝は兄弟の道、夫婦の道、朋友の道等と並列し忠は其の上位にあるべきものとしてある。しかしながらこれを子供の世界より見るときには忠は理想の極致であつて、日常の實踐は孝から始むべきものと考ふるが至當であらう。兎に角忠孝に關する教材には特に嚴肅な態度に於て臨み特別の心づかひを以て教育すべきである。

例へば忠に關するもの、國家教材に關するものなども新しく改訂さるゝ教科書に於ては特に留意して出されてある。新教科書に於ては卷一、卷二、卷三とも一葉の口繪が挿入された。卷一に於ては二重橋前を 聖上陛下 が第二公式鹵簿にて出御遊ばすところであり、卷二に於ては神武天皇が賊を討伐さるゝところであり、卷三に於ては皇大神宮の正面のところである。これ等は唯一葉の繪であるけれども、これが持つ意味は誠に大きなものがある。即ち修身書一冊を蔽ふ心持がするのである。又

卷一に天長節を、卷二に紀元節を、卷三に明治節及び國旗を出したなど國体明徴を狙つたものと見ることが出来る。かく教科書に於てもそれ〴〵微細にわたつて留意されてあるところに深甚の考慮を拂はねばならぬ。又孝に關する教材も家族制度に關する教材も同様にわが國の成立の根本をなす道德で随分重複して提出してあるのを見逃してはならぬ。卷二などには孝行、兄弟仲よく、親類、祖先を尊べ、としよりを敬へ、氏神様等の數課にわたり我が國固有の家に基く道德を教へやうとしてある。殊に外の徳目は小學校八ヶ年間に二回出し、三回出し其の徳目の重要性を考慮して提出回数に加減してあるのであるが、忠に關するもの及び孝に關するものは必ず毎年一回以上觸れる様な仕組みになつて居るのである。こゝ等の點からもこの教材の重要性を肯くことが出来る。

次に協同性、社會性陶冶に關する教材には特に留意しなければならぬ。これは寧ろ日本人道德の缺陷を補いた方面で、歐米人に及ばぬ點と言はれる方面である。前者忠孝を縱の道德とすれば協同性、社會性は各人相互の横の道德と考へることが出来る。即ち日本人道德の缺陷は凡そ責任觀念の薄きこと、公德心の薄きこと、協同性の少なきこと等西洋人の長所としてある點である。これは日本の社會の成立も、國家の成立、歴史が西洋と異るところから必然的に生じた國民性の一缺陷と言つてもよいであらう。こゝに協同性、社會性の強調されねばならぬ所以がある。この横の聯關には積極的に全体のために個人が進んで利己心を去つて服従する面と、何人も他人の厄介になるなといふ消極面とがある。即ち犠牲とか奉仕とか責任とか共同とか乃至公益、公德といった道德面が強調せられ、利己的要求を制して國体の中に没入し、奉仕するといった性情の陶冶が最も大切な要素となつてくるのである。これ等は常に修身科に於てのみならず學校訓育の總べての場面に於て強調されねばならぬこと勿論である。

改正教科書の編纂趣意書にも「現代生活ノ要求ハ億兆一心ノ共同生活ヲ全ウスルニアリ。是ヲ以テ心得ヲ授ケ實踐ヲ導クニ共同生活觀念ヲ基調トスル點ニ意ヲ用ヒタリ」とある。教科書を見ても其の邊の心づかひを充分に見出すことが出来る。協

同、責任、近所の人、公益、公德等については特に留意して扱ふべきである。

(2) 兒童ノ道徳生活ヲ凝視シ、其ノ實情ニ即シテ實踐ノ指導ヲナスコト

この項も次の三項も四項も概言すれば實踐指導に重きを置くべきこと、しかもそれは具体の生活に即してなされるべきこと、又道徳の法則を唯抽象的に教ふるに止めず、すべては兒童の道徳生活を凝視して直接的に具体的に指導しやうとの意圖であること、そしてそれが現今の修身教授の缺けた方面であり、修身教育の學ぶべき正道を示すものでもあることを主張したものである。

何よりも先づ指導すべき兒童を正しく知らねばならぬ。兒童は頗る幼稚な道徳生活をして居り、一日一日道徳的に發達の過程にあるものである。しかも本能衝動のまゝに動く原始的な動物的な部面が少なくない。故に教育者は先づ兒童の日常の生活を正しく凝視しなければならぬ。換言すれば道徳教育上の基礎調査が必要である。何事によらず基礎調査なしの方案は架空である。事實に即せざる指導は兒童の心をうつつ力なく、従つてその効果にも乏し。言ふまでもなくこの兒童の道徳生活の實狀に即するといふ其の實狀の研究には二面あり、一般に其の年齢に於ける發達段階の研究の方面（これは兒童學が教へる）と其の郷土其の地方其の家庭その學級に於ける兒童の生活事實の觀察の方面とである。普通の修身教授に於ては先づ兒童の反省から入るのが一つの方式であるが、この場合の反省なり内省なりは即ちこの兒童の生活の凝視にあたるものである。

併しながらもつと進んで科學的に基礎調査をせねばならぬ、例へば「友だち」といふ教材の指導の際にはその基礎である兒童の交友關係は如何であるかを調査してからの指導でなければ眞の指導とはならぬ。かくして始めて兒童生活の凝視となつてくるのである。一休道徳の發達は環境の影響が非常に大きい。殆んど廣義の環境によつて發達するといつても良い。従つて兒童の道徳生活の凝視には更に其の郷土や、家庭を見ることが極めて大切なこととなる。即ちこの意味に於ては同時に郷土教育とも考へられる。かくて兒童の實地の生活様相を凝視しそこに立脚して實生活を指導する計劃を立てねばならぬ。でなければ

ば兒童の心に喰入つた地についた指導をすることは出来ない。

同じ孝行といふ一課を扱ふとしても唯一般論として孝道を壇上から説くのでは其の効果は極めて少い。兒童一人一人の家庭に於ける父母の狀態―實父母の有無や繼父母關係等を調査して之を扱ふときには其の態度に自らなる差を生じ、しつくりと兒童の心をうつものである。兄弟の徳を扱ふときには兒童の一人一人につき其の兄弟關係を充分に知悉して之に對すべきである。かくて何れの課を扱ふとしても充分に兒童の生活實狀に深甚の考慮を加ふべきものである。

(3) 作法教授ノ徹底ヲ圖ルコト

日常實踐の直接指導は即ち作法教育であるといつてもよい。今日一般に作法教育の不徹底が叫ばれる。調査するところによれば學校を卒業した者が最も痛切に學校時代學んでおけばよかつたといふものは禮儀作法であると告白してゐる。修身教科書も所々に作法の實習について注意を加へてあるのであるが、事實は遺憾ながら充分に行はれてゐない。作法教育振興について考慮すべき方面は

- (イ) 細目を作成して實施すること。細目を編制してはつきり行ふ場所と時間を定めない限り勵行がむづかしい。
- (ロ) 修身書に即すること。教師用書にはよく其の指導の時期が示されてある。
- (ハ) 男兒學級にも實施すること。往々にして作法といへば女兒につきものゝこと考へなきに非ざるも、これ思はざるの甚しきものである。學校を出て直ちに社會に入り、禮儀作法の直接必要なるはむしろ男兒の方が多量である。男兒にも課する必要があることはいふまでもない。

(ニ) 教師の研究。一般に教師の研究不足を感ずる。教師の體驗が原動力であることは言ふまでもない。其の他特に注意すべきは作法の様式が時代的でなければならぬこと、及びあまり煩瑣に流れない事であり、又基礎的のものを反復練習する必要のあることである。作法は知るに非ず、馴れる事が要だからである。

右は作法教育上留意すべき主要點をあげたものであるが、今回の修身書の改訂の要旨にも作法教育を重視するやう注意してある。是非細目を作製して實施せねばならない。

尋常一年生の入學當初の修身は大部分が作法であるといつてもよい。修身書の「よく學びよく遊べ」は教室作法と運動場作法とを教へるところである。教室内の繪を示して、机につく作法、姿勢、立つ作法、擧手作法、對話作法等から教室出入作法まで習練することになつて居り、運動場作法は運動中の作法一切を教へ習練すべきである。次の 天皇陛下のところは天長節と關聯して式場作法を教へべきであり、其の次の先生のところでは朝のあいさつ、放課後のあいさつなどを習練するやうに仕組まれてゐるのである。其の他の課も其の實踐指導は大體作法の形となるものである。然るにどうも一般には唯掛圖や教科書の挿畫を見て、之を客視して、批評してゆくといつた態度にのみなり勝ちである。こゝ等にも作法尊重を呼ぶ所以があるのである。即ち下學年に於ては主として教科書に即して作法教育をなし、高學年となりては細目を編成して系統的に課すべきである。

(4) 郷土資料及偶發事項ヲ活用スルコト

何事も時處位に應じなければならぬ。殊に教育の如き活きた文化活動に於ては其の感が深い。郷土の資料を適當に採るべきは處の原理であり、偶發の資料を適當に採るべきは時の原理である。一体に活きた文化は處により時によりて具体的特殊性をもつ。修身教育に於ても同様で教科書は言はば全國的普遍的に編纂せられてゐるからして、この普遍的理想を達するためにはよく時處に應じて特殊化、具体化をはからねばならない。

郷土資料や偶發事項は最も兒童に直接せる事項なるが故に其の理解も容易であり、又それに感銘する事も深い。この事が教育をしてよりよく兒童に深刻に徹入すると考へられる。これが爲めには先づ其の郷土に於ける適當な資料を蒐集しておく必要がある。何れの地方にも丁寧な研究調査すれば教育上適切な資料はいくらでもある。又日々の偶發事項に留意して教育上有力なものを見逃さない事が肝要である。殊に皇室に關する各種の事項、國家的の事件等は學年の高下を問はず資料として必要で

ある。その他社會の偶發事件及び學校内の突發事項等にて道徳上有益なヒントとなるものは見逃してはならぬ。但しこれが材料選定には深甚の注意を要する。出鱈目にとりて教育を散漫にし、かへつて弊害を多くすることになつてはならぬ。こゝ等に教師の旺盛な指導精神と共に高い識見を要するものがある。

(二) 讀 方 科

イ、小學校令施行規則第三條

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ始メハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ
讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシムンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常ノ見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ

行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書方ニ注意セシメンコトヲ要ス

ロ、指導上の留意点

(1) 國語ヲ尊重シ、國語ニヨル國民的陶冶ニ努ムベキコト

凡そ國語は民族の歴史に於て自然に成つたもので、人為的に構成せられたものでない。それは民族精神のおのづからなる表現として、民族精神の言はゞ運搬者である。我々の語る一語々々が我々の精神の表現であり、我々の精神の運搬者である如く國語は民族精神の表現であり運搬者である。國語によつて民族精神は民族各員に傳へられ、傳へられた民族精神によつて各員は統一的に結合する。昔に同時代の人のみならず、異つた時代の人もそれが同じ民族に屬する限り國語によつて結合する。即ち國語は民族精神の表現であり、民族統一の最も有力な機關である。例へば英語の "union" といふ言葉にはそれ自身個別的平等の意味をもつが故に、如何なる階級の人にも用ふるも不可なし。然るに我々の國語には、相手により用ふる言葉が異なる。差別的平等の言語である。故に思想交換の具に止らないで使用する内に自然に民族性にまで陶冶せられるのである。従つて國語の理解に於て我々は單にその何を意味するかを知るのみならず、更に悟り感じ奮ひ立ちさへする。これは他國の國語の理解に於ては殆んど見られない現象である。他國の國語もその意味を知ることが出来るが、國語に對するほんとうの体験はその國民になり切つてしまはねば得られない。國語は普通考へられてゐるやうに、たゞに思想を交換する道具に止まらないで、同時に又我々を民族精神に導き民族的に統一せしめる。我々の國語教育もそこに意をいたし單に文章の内容上からのみでなく、國語そのもの、眞の意義を十分に兒童に体験せしめねばならない。

かく考へて標準語を愛好し、これが徹底普及には今一段の努力が拂はなくてはならない。

(2) 内容ノ吟味ニ偏スルコトナク、一般國語力ノ修練ヲ重視スルコト

國語教育に於て形式か内容かといふことは、かなり古くより問題となつてきた。然しながら最近に至つてこれら兩主義を止揚して、内容も形式も共に文意に觸れしめる役割を有つものなりとの見解に至つたことは、一大進歩として賀すべきことである。然しながら此の如き考へ方のみを以て直ちに讀方教育の總体なりと観るは早計にして、讀方教育に於ては、文章の讀解鑑賞の能力を練磨すると共に、特に文化の容辭たる言語・文字・語句・語法・文法・修辭法等に關して、將來獨立自由に使用し得るだけの素地を強固ならしめねばならぬ。このことは要旨にも明瞭に示されてある。

文意研究といひ、讀解鑑賞と稱するも、これは畢竟本科の一面たる文章研究を指したものであるから、教師にして特に如上の形式的能力の練磨に留意しなかつたならば、兒童將來の國語活動に著しい支障を生ずることはみ易き道理である。以下特に注意すべき諸点を擧げてこれが説明をしておかう。

第一は言語教授、特に標準語の自由なる使用に向つて充分なる努力がほしい。就中、發音を正確にし、語彙を増殖して、本縣特有の方言、訛音を矯正すると同時に正確なる思想表現の練磨をなすことは特に緊要であつて、殊に低學年期に於て朗讀指導と共に最も重視すべき部面である。

第二は文字教授であつて、特に近時青少年の漢字力の著しき不足は蔽ふことの出来ぬ事實であつて、識者の等しく憂慮する所である。宜しく兒童の好奇心強く、記憶力旺盛な本時機を逸することなく、特に意を用ひて字劃筆順を明確に授け、字象を豊富にし、以つて誤字、當て字等の弊習を未然に防ぐことが肝要である。

第三は語句の解釋及びその應用を自在ならしめることであつて、近時の進歩した文章觀も、指導の根柢である語句的的確なる解釋を外にしては到底文章價值を疏漏なく顯し出すことは出来ない。特に學習したる語句を、平素の思想表現の上に妥當、

しかも圓滑に活用さす方面の努力に至つては尙著しく缺くる點がある。宜しく練習應用の機會を豊富にして、語句の完全なる咀嚼習熟を計るべきである。

第四に文法・修辭法・文章構成等に關しては、兒童の能力を考察し、煩雜な分析や術語の學習等を強ふべきではないが、眞に適正なる理解鑑賞のためには、教師に於いて充分な國語力に基づいた細かな指導案が必要であつて、殊に文法を解せざる教師は國語教育の資格のないことに思ひいたらねばならぬ。

以上國語力の内容として修練しなくてはならぬ諸方面に關して特に注意したのであるが、概して低中學年にあつては標準語及び文字の教育を重視し、高學年にあつては語句法の應用、及び構想の吟味を重んじて文章構成上の知識の一般を學ばしめ、又教材たる文章が一面頗る個性的であり、従つて非合理的要素を多分に持つと共に、他面論理整然たる表現法によつてゐる點を味はせ、以つて思想表現の要領を會得するやうに指導せねばならぬ。

思ふに國語は國民の思想を表現するの具であると共に、國民の思想は國語によつて生長肥大するものである。従つて兒童をして正しい國語の使用をたらしめることは、畢竟國民的精神の健全なる發展に寄與する處甚大なる點に思ひをいたし、今後に於いて一段の工夫研究を期待するのである。

(3) 文章ノ特質ヲ研究シ、之ニ立脚シタ適切ナル指導方法ヲ工夫スルコト

最近の讀方實際界の傾向として、教材たる讀本の吟味討論を忽にして、直ちに抽象的理論の研究に奔らうとするのは憂ふべきことである。これは實に研究の本末を顛倒したものであつて、實踐上の確たる基礎を缺き、その結果教育的效果が甚だ貧弱となることは想像に難くない。

更に實際の指導方法に於ても、近時文章の研究指導法進歩し、讀解過程に關する綿密な工夫研究は行はれたけれどもそれ等は概ね個々の教材の持つ機構表現上の特殊性を考慮しない一般的抽象的方案に終り、眞に個々の文章の特殊性に立脚した必然

妥當の方案の建設されたるもの乏しく、その爲徒らに教授形式を固定させ、方法先入の過誤に陥つてゐる。これでは兒童をして教材の様式に應じた讀みの態度及び能力は練成し難い。

元來本科にあつては、文章の形態に應じた極めて自然的な方法によつて、兒童の理解を容易ならしめ、學習を經濟的ならしめると共に、文の構成表現に對する兒童の識見を養ひ、以て創作に資することが甚だ大切である。

即ち讀本教材は思想上表現上、各種文章の模式的なものを多方的に採用せられたものであつて、散文あり、韻文あり、散文にあつても普通文あり、書翰文あり。普通文も更に分れて自然觀照に屬するものあり、人事活動を叙するものあり、事理を解説するものあり、意見を主張するものあり、仔細に研究すれば等しく人事を叙せるものにあつても、構想上、表現上、各種の姿態の存するものであつて、到底一般化せられた方法のみで、眞に指導の徹底を期し得るものではない。宜しく讀本の編纂趣旨の吟味と共に、文章學・修辭學・美學等の研究によつて自分の文章觀を確立し、これに基づいて讀本文章の綿密な討論をなさねばならぬ。そして各文章の特質に應じた最も妥當な指導態度の確立を計ることに於いて、今後は一段の努力を致さねばならない。

今試みにその一例を擧げると、文を類別して、記事文・叙事文・抒情文・説明文・議論文・勸誘文・書翰文・韻文とするなどもその一方法である。文は其の他種々の立場からも類別することが出来るが、今此の類型に依る文の特質とそれに適應すべき指導態度を擧げると、記事文は、空間的のある特定の具体的事象を描寫することを目的とした文であつて、作者が見たり或は想像したりした事象と同様な空間的のある事象を讀者の心に描き出させることが目的である。そして記事文には空間的事象の觀察方法の如何によつて、科學的記事文と美術的記事文とが生ずる。前者は各部分を綿密に觀察して、それを描寫し報告するところに生ずる文であるから、これが理解にあつては作者の記述しようとする事象が如何に綿密に或は平明に而も良く出てゐるかを吟味させてゆかなくてはならない。後者たる美術的記事文は空間的事象を全体的に印象鮮かに描寫して、その全体的印象を讀者に傳へようとするものであつて、景色を描寫した文の如きはそれである。故にこれが味讀理解に當つては文の特質

に即した兒童の想像力を刺戟して作者の心境に近づけ、以て描寫された印象の鮮かさを味得させる工夫が必要となつてくる。叙事文は、動作或は事件が時間的に推移する状態を描寫する事を目的として出来上るものである。而して叙事文構成の外的基礎となるものは、「誰が」「何が」「何を」「何時」「何處で」「背景」「……したか」と云ふことである。これらの要素があつて始めて、叙事文としての完全なものが出来るわけである。勿論それらのいづれかを缺く場合もあり得るが、完全な場合に於ける外的要素は上述の如くであるから、叙事文の味讀理解に當つては先づそれらを明かにし、又如何に巧に叙述或は表現されてあるかを見る必要がある。そしてそこに盛られた内的要素即ち作者の心境を文そのものの上に探つてゆかねばならない。抒情文は抒情を目的としたもので、描寫文、即ち記事文或は叙事文も感情がその奥にあるが、感情を感情として抒べるのではなくて、これを對象に含めて客觀的に描き出すのである。ところが抒情文は感情をそのまま表現するのであつて、感情を感じ情として取扱ふところに、即ち主觀的であるところに描寫文との違ひがある。然し文の實際を観察すると抒情文はその感情のよつて來るところを表現するのに、記事文或は叙事文を借りる。記事文、叙事文も亦その効果を大ならしめるために、抒情文の力を借りることもあるのである。即ち文の實際では、抒情文と記事文或は叙事文とは相混じてはつきりとは區別し難いことがある。かゝる場合は文の目的が記事或は叙事にある時は記事文又は叙事文といひ、抒情にある時は抒情文といふのである。處で、學說に依つては文の分類上抒情文を叙事文に含めるものもあるが、それには理論上、實際上賛成することが出来ない。抒情文の特質は上述の如くであるから、これが讀解に當つては文に即した想像、或は聯想を充分ならしめて感情の活動を特に活潑豐富ならしめ、以て作者の感情を擲する様にしなくてはならぬ。

説明文は理智に訴へるものであつて、物事の道理、即ち物事の真相を明かにして讀者に報告するをもつて目的とするものである。故に、出来るだけ作者の個人的色彩を排した公平無私のものであるが、場合に依つては個人的色彩を加へることに依つて説明文の効果を一層大にしようとする場合もある。然しその何れにせよその目的が物事の真相を知らせるにあることは同一である。この説明文は餘程記事文に似てゐるところがあるが、記事文は前述の如く空間的な特定の事象を具体的に描寫するところにその特質があるのに、説明文は抽象的な一般概念を説いたものであるところに相違がある。故にその理解に於ては理智の活動を主として、事實内容に關する知見を擴充すると共に、簡潔整然とした説明文の要領を會得させ、以つて事象を説明する場合の論理的訓練をなすべきである。

議論文は説明文と同様に理智に訴へるもので、説明文が、唯讀者に事物の真相を知らしめるのが主であるのに對して、議論文は、或斷定を讀者に信ぜしめることを目的とするものである。然し時には説明文を以て議論文の目的を必然的に遂げ得る事もあり得るであらう。かゝる場合は目的の上から見る時は議論文とも云へるが、形式の上から區別してやはり説明文とする方が妥當である。何故なれば、形式上、議論文は常に「AはBなり」或は「AはBに非らず」といふ様な斷定をするを特質とするからである。然し乍ら實際上説明文と議論文とは頗る密切な關係にあるもので、同一の文中に兩者が混合してゐることは尠くない。蓋し多くの場合に於て、議論しようとする事物を説明する必要は隨所に起つてくるからである。然し乍ら根本的には兩者の區別を明かにして置くことが、理論的にも實際的にも必要である。この議論文の理解に當つても説明文と同様に理智の活動を主とする必要があるが、特に文の理論的中心點を洞察し、これが論證に於ける適切な引例と形式、或は人格を根柢とする文勢、語勢等を味得させ、ひいては實證的態度の養成や思想の論理的訓練を期すべきであらう。

勸誘文は感情に訴へる文であり、以て兒童にある行爲をさせることを目的とした文である。知的には肯定し乍らも、情的に推らなかつたならば、實行には移れない。それ故、この文が内面に誠意と熱情とをこめ、抒情的な表現を用ひるのも、讀者を動かしてある行爲をさせようとする意圖が含まれてゐるのに外ならない。この文は他の文に混在することが多いが、その特質を掴んで、文の讀みに當つては勸誘的な誠意或は熱情の良さを充分味得させることが主眼とならなくてはならない。書翰文は、文をもつてする對話である。他の文にあつては特定の讀者を豫想することはないが、書翰文ではある特定の讀者

を豫想するものである。故に書翰文の形式の特質がそこに生ずるものであつて、特定の個人關係に於ける人格的交歓、或はそれに加ふるに特定の用務を辨する實用的意義がある場合が考へられる。故にこれが味讀理解に當つては特定の個人關係を知つて文の主旨を明かにすると共に、書翰文の目的に効果ある表現的效果或は書翰文獨特の用語その他の表現形式を吟味し、併せて人格的接觸の良き種々相を味得せしむべきである。

韻文は意志よりも大部分作者の感情そのものを具体的に表現しようとするもので、そのためには感情を言語の語感・語調・語韻・高低・強弱・斷讀・抑揚・速度等のあらゆる情的要素の中に融かし、それを表現したものであつて、そこに外的に特に目立つ形式をもつ韻文も出来るし、形式韻文としてなく、内在的なリズムのみを持つ所謂自律的の韻文が生ずることもある。故に前述の如き韻文の本質に合致する限り、形式韻文も自由律の韻文も當然韻文として正しく存在する理由と價值とを持つものである。故にこれが味讀に當つては前述の如き韻文のあらゆる表現的要素、又それらのある者の一層根本的な音節の排列等に留意して、それ等に即する韻文生命の取扱を充分にして、感情の豊富なる修練を企てる必要がある。その爲には特に朗讀を重んじなくてはならぬが、その方法の研究を進めて更に韻律的訓練を充分ならしめるべきである。

こゝに附言して置き度いことは、上述の文の分類の中、文學的表現である場合、それ等は象徴としての文であるとも云へる。即ちそれらの文は單純なものに於ては、例へば「櫻の花」が「大和魂」を象徴すると云ふやうに知的なものが、更に複雑なものになると、文の生命は文の生命として獨立してをり乍ら、その奥に暗示する内容、例へば作者の世界觀・人生觀・道德觀等を含んでをり、一層複雑なものになると、象徴された内容が漠然として、ある捉へ難い、而も讀者の心の深奥に觸れるあるものを包蔵してゐるのである。故に文學的な文の味讀指導にあつては、最も根柢的な象徴的意圖までを洞察せしめる程の指導がなされなくてはならぬ。そこには單純なる象徴から複雑なるものに到るまで種々の考へ方・感じ方がなされ、それに應じる指導態度があるべきである。それ故こゝに警戒すべきことは、象徴的意圖の洞察は常に文の正しき指導に於てのみなされるのであり、それを離れては單

に生命のない知的概念的象徴を知るに過ぎないことになり、眞に象徴されるものを味得し得ないことになるといふことである。以上は作者の目的、或はその目的が要求する形式の差別の上から考察した分類とその根本的指導態度であるが、教師が既に國語教育の本質に徹する限りに於いて、哲學的に考察したる人生的價値の立場より、宗教的・道德的・藝術的・科學的・實用的等の諸價値を含むものに分類し、或は素材的立場より修身的・歴史的・地理的・理科的・實業的・國民科的その他に分類し、或は意志感情の生活が單純で未分化の状態である低學年にあつて説話教材・生活教材・童話教材・韻文教材等に類別して指導の方法を講じることが意味のあることであらう。

固より文の類型を研究することは、各々の文の個性に徹する一階程であつて、嚴密に云へば、文は一篇毎にその個性的特質が異つてゐるから、到底一般化し形式化した方法を以て文意を把握することは六かしいと云はなくてはならぬ。故に右の如き類型的研究の上に、更に各文の個性を把握し、眞に文の特質に即した指導方法を講じることが最も重要なことになつてくる。そこに教師自身の絶えざる修練の道が、展開されるべきものであらうと思ふ。

(4) 朗讀指導ヲ重視シ言語教育ノ徹底ヲ期スルコト

こゝにいふ言語教育とは、言語の誤謬たる方言・訛言を矯正して正しき標準語の使用に熟達せしめることであつて、これが讀方教育の一重要觀點たるは申す迄もなく且つこの目的が、朗讀を度外視し、或は輕視して實現され得ぬことも亦無論である。然して標準語の教育に於いて、單語より句へ、句より文へ、然もその單文より複文或は重文へと論理的・開化史的段階によるべきか、或は既に兒童の現實生活に於いて不完全な使用しつゝある所謂生活描寫の言語をその儘文章として提出し、單にその誤れるを正し、切れたるを繋ぐに止める心理的提出によるべきかの兩論があるのであるが、新讀本は明瞭に後者の要領により、従來の長い範語期を全然廢止して、讀本の最初より文を提出し、且その採擇された文たるや、著しく生活化・實際化され、且又兒童化され現實化されて、彼等平素の卒直な語彙・語法をその儘提出し、極めて自然な會話を導入してその模倣を慫慂

してゐる。文字教育上よりは兎も角、言語教育上、この態度が前者の要領に比して著しく妥當であることは申す迄もなく、斯くて言語教育が新讀本の重大志向である點が付度されるのであつて、これが實現のため、從來に比して朗讀が著しく尊重されるべきはこの上の論證を要せぬのである。

新讀本に關して今一つ擧ぐべきは、教材が著しく長篇となつたことであつて、心ゆくまで讀みひたることの喜び、長文に對する統制的理會力の鍛錬、最後まで讀み通す意志力の練磨に備へてゐることである。

抑々讀方は「讀むことによつて」理會するもので、「考へる」教科ではない。その「考へる」のは、「讀む」ことのみで全文が理會され得ぬ場合の一便法に過ぎぬとも言ひ得るのである。然るに從來の讀方教育ではこの目的と方法とを顛倒し「考へる」ために時間の大部分を費消して、「讀む」機會を著しく減殺してゐるのは眞に惜しむべきであるが、特に右の長篇文に於いて尙斯の如き要領を踏襲することは、時間が許さぬのみか、徒らに兒童の疲勞と倦怠を招き、心理的興味を驅逐して本科を慥惡せしめるのみである。

宜しく朗讀を盛にして「讀むことによる」理會の一途に進ましめ、口と耳とによる感覺的な學習によつて興味を持続をはかり、從來の如き分解吟味によつて陥る時間の不足を調節すると共に、次に擧げる所の効果を發揮せしめたい。

朗讀、即ち巧に讀むことによつて新字新語意が眞に自家藥籠中のものとなることも見落してはならぬ。文字學習に於いて、讀字の心理と書字の心理は異り、讀む場合は字形の概略の觀察で充分であるといふ結論は固より我等の實驗に徴しても眞理と思はれるが、それと共に、反覆して觀察することが益々文字の印象を強化し、所謂「あて字」の弊を救ひ得ることも亦眞理である。特に語意の理解や語句の應用力に於いては、朗讀を最も有効な手段とする。

「前後の關係より語句の特殊的意義を決定させる」とは本科教育の合言葉となつてゐるのであるが、そんなことが事更らしく叫ばれるのは、畢竟「前後の連絡を中斷した」或は「文脈より抽出した孤立的な」語句解釋が現實に行はれてゐる證據であ

つて、朗讀を盛にすれば、事更らしく前後を睨み廻さずとも、一語の意味は辭書の一瞥で直下に理會される筈なのである。

殊に朗讀によつて該語句に屢々觸れることは、聽覺の支援によつて強く把住され、且これが一口調(言葉調子)を完成して常に識域中に潜在し、必要に應じて回滑無礙に再現されることは吾人の經驗に徴して明かなところである。語句の理會力と應用力が、單に視覺と判斷作用に基づく如き考へ方はこの際大いに訂正を要するのであつて、彼の素讀教育隆盛時代の先輩に著しく語彙が豊富であり、今日の進歩したと稱される國語教育を受けた者にこの逆の結果を観ることは、この際何としても猛省を要することではあるまいか。

朗讀は當然正しい讀みを要求するのであるが、朗讀輕視の人々は、その結果として兒童等が案外に誤つた讀みを行つてゐることに氣づかぬ、吾氣づき得ぬのである。そして教師の氣づかぬこれ等不正の讀みが、著しく誤つた理會を與へてゐることは吾等の屢々見聞する處である。

例へば卷十一 瀬戸内海的一句

「朝日夕日を負ひて鳥がくれ行く白帆の影も云々」

に於いて、兒童が次の三様の解釋をしたことがある。即ち

- (イ) 鳥が暮れ行く白帆 二人
- (ロ) 鳥隠れ(に)行く 五人
- (ハ) 鳥(に)かくれ行く 二五人
- (ニ) 分らぬ者 三人

勿論正しいのは(ハ)であるが、尙油斷すれば、七人の兒童は(イ)(ロ)の如き不可解の謎のまゝ學習を終へるかも知れぬのである。次に韻文と朗讀とは最も多くの聯關をもつ。韻律の美を味はずして詩に對するは赤眼鏡して薔薇花に向ふと同じく、得るも

のは單に形骸に過ぎぬのであり、その韻律美を捉へる唯一の方法は朗讀以外には断じてあり得ぬのである。固よりこの點は既に一般の常識に近いに關はらず、授業の實際が今尙一般散文と一樣に一語々々を切離して吟味したり比較したりしてゐる實情を觀て、誠に寂寞を感じしめられるのである。宜しく今後は朗讀・朗誦を盛にし、且成る可く詩はこれを語記語誦せしめ、折に觸れて自由に低唱微吟し得るの境地に導かねばならぬ。蓋し詩の形象は朗誦に即して拓け、詩の想は反覆誦讀する時に益々深いからである。

よくやる文意確認なる取扱で無暗と言説の喋々を要求するよりは、「右の感激を朗讀の中に表現させる」ことを中心と致したい。朗讀者に對しては更に學級的に批評せしめ、兒童を變へては反覆練習をせしめることこそ肝要である。

以上説くところによつて國語教育上朗讀の如何に尊重さるべきであるかを一應述べたのであるが、朗讀の尊重は結核、(イ) 理會のための必要と、(ロ) 國語表現力練習のための必要との二面に歸する。これを一覽的に示せば次の如くなる。

- (イ) 理會のため
 - A 文字・語句・文章を正しく言語に還元すること。
 - B 韻文教材に於ける韻律の味得。
 - C 各種文章に於ける語調の味得。
 - D 文意確認のため。

- (ロ) 表現のため
 - A 新字・新語に對する印象の強化と口調の形成。
 - B 言語教育・特に標準語驅使の習熟。

以上の立場より朗讀の指導にあつては、左の二方面を考に入れねばならぬ。即ち

- (1) 正しき朗讀
 - 發音の正確
 - 單語のアクセント
 - アクセントの正確
 - 連語のアクセント

(句讀・息つぎの正確)

抑揚 イントネーション

緩急 テンポ

斷續 ポーズ

強弱 エンフアシス

の如くなるのであつて、これが研究の基礎としては特に文法學・音聲學・應用言語學等の示教に俟つことが多い。

(5) 課外讀物ノ選擇指導ニ留意スルコト

課外讀物の目的とする所は、練習の機會を豊富にし、自然の反覆によつて讀書の能力を確めること。穩健中正に過ぎて兒童の心情に投じ難い國定教科書一面の缺陷を補つて讀書の趣味と習慣を養成すること、適切な讀物の推奨によつて家庭的讀物の氾濫を教育的に統制するにある。

隨つて、課外讀物の選擇は、極めて細心なる教育的顧慮が拂はねばならぬのであつて、その主要なものを擧げると

- 1、二三の教科の參考たるに偏することなく、科學的・道德的・文學的・宗教的・經濟的・衛生保健的等、各方面に互つて兒童の常識を養ひ、研究心を振作するに足るものを選ぶこと。
- 2、學年の高低の何れにも偏することなく、程度範圍を考慮すること。
- 3、趣味的内容を持ち兒童の心情に適するものとして、童話・童話・傳説・神話・史譚・戰記・傳記・詩歌・天地文・理科物語等は恰好の讀物である。
- 4、比較的平易にして且長篇のものを選び、教科書が學習本位・教授本位なるに對して、これは自學本位・練習本位たるの實を擧げざること。

5、現代文化生活の一般を紹介するに足ること。
 6、國民的・社會的精神の涵養に資すると共に、郷土を理解し郷土愛の情操を啓沃するに足るもの。
 等の諸點となる。

然して右の如き課外讀物を提供し、指導する上に特に留意すべき諸點は、

- 1、學級文庫・兒童圖書室等の設備を漸進的に實現せしめると共に、地方圖書館・巡回文庫等の利用法を授け、自由讀書を奨励すること。
- 2、課外讀物は何處までも兒童の自由時間、家庭生活に於いて利用せしむべきで、これを正課時間に使用することは許されてゐない。只補充教材として正課教材の學習に餘裕を生じたる時に利用するのはよいが、それによつて教科書の取扱を疎略にすることがあつてはならぬ。
- 3、共同的圖書の利用にあつては、その取扱を慎重丁寧ならしめることによつて社會的陶冶を圖ること。
- 4、讀書の結果は學年に應じて適宜検討し、その方法或は收得せる内容について必要な指導と激勵を與へることが大切であつて、或はその内容を話さしめ、括約せしめ、感想意見を陳述せしめるが如き、或は讀書日記を作らせて、梗概や批判感想の記録や、拔萃を行はすなどもよく、或は教師との問答によつて杜撰な讀みの反省をさせ、或は教師の意見を傳へて考察を深め、新なる研究の方法を發見せしめるなどは最も適切な指導態度である。
- 5、課外讀物は常に兒童の興味に基づく自由讀書に屬するから、多くの要求と苛酷なる干渉は慎むべきであるが、徒らに彼等の獵奇本能に阿ねり、恣意を助長するやうなものは力めてこれを排除し、純真にして高級な精神生活に導き得る書籍の提供によつて讀書興味を醇化するは最も緊要なことである。

(二) 書 方 科

(1) 毛筆書方ニ於ケル藝術的陶冶ヲ重シムル共ニ、硬筆書方ノ實績向上ヲ圖ルコト

右の項目は目的論に就いての考察であるが、何を爲すにも目的が第一に必要である。書方科に於ても確固たる目的を打建て、之に向つて精進すべきは當然である。今縣下の現状はかゝる目的考察があまり推究されて居らず、従つて其の方法も亦宙に迷ひその實績を揚げ得ざる状態にある。此の點に關して特に留意すべき二方面、即ち藝術的に進む方面と實用を重んずる方面を掲げて改善要項の一としたわけである。

毛筆書方に於ける藝術的陶冶といふのは必ずしも毛筆のみとは限らざれど概して毛筆の場合はその文字に於て藝術的要素を多分に含むが故にかく述べたもので、其の指導にあたりては正しき文字のみならず美しき文字を書くやう努力させ、尙之と相俟つて書の鑑賞を行ふたならば一層その効果は上る筈である。

故に毛筆書方に於ては美の要素となるべき筆法、字形、配置、墨つぎ等の指導を行ふと共に夫々學年に應じたる鑑賞指導を行ふことによつて書寫能力に一段の洗練さを増さなくてはならない。

今回の高等科の改正書方手本には末尾に支那及び日本の有名な書家の手になれる書が鑑賞用として取り入れられてあり、又尋常科に於ても高學年には同様に鑑賞教材が入る筈である。

次に實用を重んずべき理由は既に在來の書方教育思想に明らかな如く文字それ自身は實用のために生れて來たものである。故に實生活があるべき生活に迄高める助成作用の中、書く事の生活を能率的に向上させて行く事が實用書方の持つべき使

命であつて、之は現在の實狀に於ては硬筆書方が主として分擔すべき處となつてゐる。故に書方に於ても此の方面をも併せ考へ平素機會ある毎にその指導を行ひ、正しく美しく書くのみでなく相當の學年に於ては速く書く様に指導しておくことは、他日實社會の人となりたる場合にも書く事の機會の益々多くなりつゝある現在であるから其の益する所は非常に大きいわけである。

次に硬筆を毛筆に比較した場合毛筆書方が硬筆書方の基礎となるべきものであるから、常に毛筆書方と連絡をとりつゝ指導すべきであるが、立場が實用である點より用具の相違及び文字の書体の能率的な方法等に就いての特殊な研究が必要である。而して文部省に於ても尋常五六年用の書方手本にはペン習字用のものを附録する筈であるから、大いに活用されて此の實績を揚げて貰ひたいのである。

(2) 臨書法ノミニ依ルコトナク、暗書練習等ヲモ課スルコト

書方教授の方法に於て古來最も多く用ひられ、又最も効果のあるものは臨書法である。故に方法上臨書が大切である事は勿論であるが、實施法を誤ると一般に行はれてゐるが如く頗る香しからぬものとなつてしまふ。

即ち方法上の問題は必ず對象たる兒童に着眼し、彼等の程度をよく理解するならば如何なる方法が夫々の時代に最も適するかと分るであらう。

書方の學習にありては初期より直ちに臨書に入る事は困難であり、やはり最初は模書法に依る低き程度の學習に止め、徐々に臨書法の程度の低きものに進め、手本の文字を熟視せしむることに努め出來得る限りそれに近い形の文字が出來得る様に導くならば、基礎の時代としての指導法は成功するであらう。

かやうにして臨書時代に入るわけであるが、此の時代はその手本の書法の型に入る時代であるから、普通行はれてゐることなく手本の見方及び之の書き方に就いて指導すればよいわけであるが、此の場合時々背臨法を行へばその練習は一層生きて來

る。即ち手本を見ずに手本のごとき文字を書かんとすれば漠然たる記憶には依れず意識的練習を行ふ様になるから、その進歩は著しくなるわけである。

かやうに方法上の工夫も學年に應じて行ふ事が必要であることを述べたのであるが、此の場合の暗書練習はあまり程度の高いものを要求する事はたとへ高學年なりとも無理である。これを強いて要求すれば兒童は筆法を無視した我流の筆を走らせるであらう、之は書方教育に於ては戒むべき事である。故に普通の場合に於ては少くとも既習の文字に就いて行ふ程度に止めたものである。

以上の如く此の項は臨書法の不必要を説くものではなく、これをます／＼意義あらしめんがために他の方法を併用する事を力説したまでである。

(3) 特ニ低學年ニアリテハ姿勢並ニ執筆法・運筆法等ノ基礎訓練ニ留意スルコト

以上述べたやうに特に低學年の書方科は種々な方面よりその特殊性を持つものである。

然しそれは低學年兒童の心身の發達状態より生ずる必然的な理由がその最も大きな理由である。――主として一・二年時代の兒童――先づ彼等の身体的な發達状態を見るにその筋肉の發達は至つて幼稚であり、殊に文字書寫の場合に必要な小筋は未だその滑らかな運動を爲すに至らず、たとへ意志が如何に命じやうともそのままに運筆する事は望み得ぬ事である。(主として毛筆書方の特徴である垂直運動をいふ)。次に又彼等の心理發達の状態より見て未だ美的感情に乏しくその理解の程度も甚だ低いわけである。故に此の期の指導にあたりては徐々に之等の發達を促すべく卑近なものよりその基礎となるべきものを築いて行かねばならぬ。

特に此の時代に基礎となるべき條件に就き是非心得おくべき事は形をとほしての精神陶冶といふこと、即ち此の時代の兒童の特性として姿勢・執筆等外形を整正することにより、彼等の精神は自ら緊張し、靜肅な雰囲気を感じ得る事が容易であると

いふ事である。然かもかやうな態度は文字を書く場合に是非とも必要なものであり、「書は心なり」と古人も言へる如く、児童にも最初より此の態度を養ひ行く事は誠に意義深きことである。

其の他、運筆法に就きても新しき印象の時代に正しきものをしつかりと培つておけば、彼等は一生涯己が文字の不得手を歎する必要もなく常に端麗な文字を書く事が出来、又其の上達に於ても基礎となる運筆が正確に會得されて居れば速やかである事は當然である。

以上の如く低學年時代の特長よりその向ふべき方向が那邊にあるかは明らかになつた事と思ふが、今一つ此の基礎付けをしてくれるものは文部省が新たに編纂した所の書方手本である。

現代幾多の思想に基き新時代を培ふべき理想を以つて出現したところの新手本の編纂にあたられたる監修官の言に依ると、「毛筆書寫力の無理とされてゐる一、二學年の児童にも手本を發行した理由は此の時代に於ては用具の正しき使用法及び基礎的なものを養成する意味で課したのであり無理に手本の様な文字を要求してゐるのではない」との事である。この言よりして低學年に於ては無理に整齊せる文字を要求すべきではなく姿勢、執筆及び運筆のとき基礎的な訓練を養成する事に意を用ひなければならぬことが首肯せられる。

(四) 綴 方 科

(1) 指導系統案ヲ作製シ材料ハ各方面ニ涉ルコト

所定の教科書を有する教科に於ては強いて別に系統案を作製する必要もあるまいが、教科書なき教科にありては兎角指導が無系統となり勝ちになるのでは非指導系統案を作製しなくてはならない。蓋し指導の指導たる所以は指導せんとする知識技能

を具案的に系統的に、しかも一定の主義方針のもとに終始一貫するところにある。

所定の教科書を有する教科に於ては教科書の組織を發展的に細密に考究する事によりその系統を知り其の中に一定の主義方針を發見する事は敢て不可能な事ではない。故に或狭い意味より見れば教科書を發展的に研究する事は指導を斷片的、無系統より救ひ、指導を指導たらしめる所以でもある。

斯く考へれば、綴方指導を無系統より救ふ手段として教科書編纂は最も當を得た策と言ふべきであるが、教科書編纂の當然の實際問題になると、種々の難點を生じる事は誰しも認めるところである。その難點と思はれるものは地方的な獨異性(言語風俗、習慣、民情)である。此の獨異性を普遍化する事は容易な事ではない。

綴方は内なる生活体験の外への發表である。然るに体験わけて児童の体験は地方郷土により、その姿態、質量を異にする。あらゆる地方のものが同一の思想を持つてゐるとは考へ得られない。

例へば都會の子供は電車については相當正確鮮明な觀念思想を持つてゐても、田舎の子供は見事な事のない者もある。田舎の子供は電車については綴方は書けないことになる。發表と言ふ立場よりすれば思想は其の要素である。地方的に共通要素を抽象し来た場合に果して如何なるものが出て来るだらうか。かく考へて教科書編纂は至難の業と言はなくてはならない。

然し地方別にその地方に即した、地方の子供の全体験の上にしつかり根を下した独自の系統案を作製する事は此の難點を救ふ一方法であり、又最も當を得たものと言はなくてはならない。(此の場合系統案の主觀的方面、児童の創作意識の發達を科學的に鮮明にしたものに留意しなくてはならないが、これについてはまだ確固たる據るべきものがない)。

- 一、表現能力(表現形式)の發展に留意すること

(例) 童話 → 散文形式

二、生活体験の發展に留意すること

具体的生活→抽象的生活(日の丸→運命)

三、實用的立場を留意すること

手紙文、電文(口頭綴方として電話)

四、文話、鑑賞、表現を適當に按配して指導すること

文話→表現→文話鑑賞

五、人生的價值を考慮して、何れの價值をも適當に伸ばす様に留意し、特に或る價值のみを伸ばすことに偏せざること
右の様根本態度を定めれば材料が一方に偏する事は或程度迄救ひ得る。材料が一方に偏するのは藝術主義の偏重で、小學校の綴方を純粹文學と解する事の誤謬は論ずる迄もなく明瞭である。

(2) 生活觀照ノ態度ヲ教養スルコト

對象と人間とが對立した場合には極めて無意識的な場合と有意識的な場合とがある。觀照とは勿論有意識的な場合を意味する。と言つても此處に石があると云ふ様に只單にこれを存在として見る場合にはまだ眞の意味の觀照とは言へない。
必ず觀照は有意識でなくてはならない。即ち直接に對象そのもの、性質とか内容とかを感受し、しかも何等の主觀的要素を交へないで靜かに思ひ浮べてゐることである。(自己の内なる價值標準に照して價值の對象として物象を觀る事が觀照でなくてはならない。此の場合に最も中心になるものは自己そのものである)

そこで觀照は對象に沈潜した自己を凝視してゐる態度とも言へるし、又自己が對象にたいして純に近づいた境地を意識してゐる態度とも言ふ事が出来る。然らば如何にして此の態度を養ふべきであるかと言へば、一方に於て自然や生活をいかに見てゆくかを指導してゆくことが重大なことになつてくる。換言すれば對象そのもの、見方を修練してゆくことである。(綴方に於ては、取材(着想)が重要な問題となるが、それをするためには直接の自然人生を觀照する態度を養ふことが重要な事項であらう)。又一方既に價值づけられたものは觀照態度の養成に非常に役立つものである。古今の名作等がそれである。然し相手が兒童であるから名作と言ふものより材料を得る事は不可能である。此の場合には一步譲つて世にある優良文の中から材料をとる事を餘儀なくされる。そしてこれは兒童の場合には許される事である。

かく考へて優秀文を味讀ます事に於てのみ初期の觀照態度の養成は可能である。何となれば兒童に概念的に知識として觀照態度とは如何なるものと説明する術はない。だから優秀文を直觀さすより外に道はない。兒童がある文よりその作者の態度を味ふことは程度に應じて困難な事ではなく、その作者の態度と自己の態度とを統合してゆく境地に觀照態度が出来るものと解さなくてはならない。要は他の觀照態度に浸らせ、自己の未だ眠れる萌芽を覺醒させ伸ばしてやるにある。

(3) 作品ノ批正ト推敲ノ指導トニ留意スルコト

批正、推敲といふのは主として表現上の問題であつてその内容として表現手段(文字、句讀點等)、表現方法(主として修辭構想)が考へられる。批正とは正しい立場に立つて一步を進める事ではなくてはならない。従つて正否を問題にする批判と異なる。批判も困難だが批正はそれ以上に困難な仕事である。批正は批判の次に來るものである。故にかゝる高尚な判斷活動は教師の仕事となる。但し教師が補助助力をすれば兒童も批正し得る。これを共同批正と言ふが、此の作業の結果兒童に批正力をつけたと解するは早計で、兒童には對立的な色々な場合に於ける正否の判斷作用を授け得るに止まる。(正否の判斷作用は互に正なるものをより正なるものへと意圖する萌芽たり得る)

然し共同批正は特別の場合で多く教師が朱筆で批正して新しい世界を開いてやるべきである。然しこゝに注意しなくてはならぬことは、あくまで兒童の生活に即して批正しなくてはならぬことである。

次に推敲は兒童の立場も見ることが出来る。推敲の内容としては主として表現手段の誤謬を除き表現方法上の缺陷や、不備

なる點（構想、主想、敘述の進行、修辭）を改めるにある。推敲の一手段として淨書が考へられる。美しく書くことは兒童には間違ひなく書くことを意味するからである。

(五) 算 術 科

イ、小學校令施行規則第四條

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ、生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授ケヘシ
高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ、又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ
算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得、高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシムルコトヲ務メ又圖表復利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシムルコトヲ要ス

算術問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

（但しこの施行規則の内容は今回の新教科書の出現により多少變更されることは以下の説明によりて了得せられたい）

ロ、指導上の留意點

(1) 數量生活ヲ指導スルト共ニ、數理愛好ノ精神ヲ養フコト

算術教育に於ける本質的觀點は日常生活に必要な數量及び圖形、空間に關する知識を得しめ、之を觀察し處理する態度と方法とを會得せしめると共に、數量的生活に對して興味を持ち、之が解決に努力を惜まぬ人、換言すれば數理を愛好する人を作るにある。これを外にしての算術教育はない。

思ふに今次の新算術書の出現は、算術教育に對して正しき新生面を拓き、より完全なる算術教育への建設を目論むものにして、その編纂の根本精神も以上の二点に要約することが出来る。而して之は單に新算術書のみ獨占に委ねべきものではなくて、更に今後の算術教育の目的としての價值方向を充分に明示してゐると見るのが妥當である。是に於て本項は、要するに新算術書の精神否算術教育自體の本質を顯現せるものであり、完全なる本科教育の實現への根本的、第一義を示したるものといふことが出来る。従つてその内容は從來の算術の如く計算主義、求答本位、離間中心による算術教育であつてはならない。宜しく兒童の生活事象を根幹とし、且つ之等の處理に關しても、計算の結果を求めるのでなく、其の過程に重きを置き、測定、調査の方法、及び之等の技術の修練は固より、之等に關する知識を得しめる事に力を致さねばならぬ。

算術教育の目標の一つは言ふ迄もなく、其の内容を兒童の生活に求め、之が實踐指導をなす事によつて生活内容を充實せしめ、豊富ならしめる事である。從來の形式主義の算術に於ては、問題の内容の如きは大した吟味の對象ではなく、問題を解く場合の思考経路や、立式、計算法等が誤りなく出来れば事足りたのであつた。教科書の如きも、先づ計算問題を取扱ひ、其の計算法を會得せしめ、其の算法を應用して解決し得る事實問題を掲げ、之を正しく處理し得る事を目標としてゐる様な組織であつた。故に眞に生活事象を數量的に觀察し、處理し様とする積極的精神活動は望めなかつたのである。斯くして教則に示された日常計算の習熟と、生活上必須の知識の如きも個々の方向を辿り、且思考の正確も漠然と精神陶冶を目指す事と

なり、三者の統一された數量生活の陶冶は不可能であつた。

新教科書が兒童の身邊にある事實や、社會生活、國民生活に現はれる種々の事象を生活に還元し之を數理方面から考察し、處理する事によつて、生活を充實し、豊富ならしめると共に生活を數量的に正しく行はんとする態度を馴致せしめ様とする精神は充分に生かさねばならぬ。これ編纂に當つての根本精神にして、從來示された施行規則にある算術教育の要旨の綱緯を脱して新らしく日常生活の數理的訓練なる言葉を掲げた所以である。

斯る精神を以て編纂された新教科書の特質の一として計算法を授け、之が習熟を圖る前に必らず事實問題を出し之を生活上より吟味し、數理的に處理するの必要感を起さしめ、然る後に之に必要な計算指導をなし計算の練熟を圖り、更に之等の計算が日常の生活事象と如何に結合されて居るかの問題を掲げ處理する様な組織となつてゐる。此の組織の精神は從來の教科書を使用する學年に於ては充分に生かす事に力めなければならぬ。

次に算術教育の目標の一は數理愛好の精神を培ふ事にあらねばならぬ。總て人は眞理を愛好し、且之を追求して喜びを感じる本能を持つてゐる。此の本能が數理に向へば、數理を愛好し、數理を追求する精神となるのである。而して此の精神が發達して、自然現象、社會現象、精神現象等を數量的に觀察し、考察し、處理せんとする精神的態度を持つに至り、更に進んでは自己の生活を數理的に正しく行はんとする精神的態度を持つ事が出来るのである。

從來の算術に於ては、兒童に内在する數理愛好の精神を開發せしめ様とする努力をなさず、一定の形式を注入して、種々の事柄を其の形式に當てはめ處理する事をのみこれ事としてゐたのであつた。其の爲に數理に對する興味もなく進んで研究せんとする努力も伴はず、困難な教科とされ勝であつた。

故に將來の算術に於ては出來得る限り兒童自身の數理思想を開發伸展せしめ、自ら數理を構成し、喜びを以て數理を吟味するの態度を養はなければならぬ。其の爲には前述の如く日常生活に現はれ、且兒童心意の發達に適應する材料を求め、其の

指導法も常に興味を持たしめ、且喜んで心身を働かしめる事に努めなければならぬ。又兒童生活の特質を利用し、時あつては假空の問題も説かしてその數理關係に喜びを感じさせるといふことも必要である。従つて鶴龜算の如き日常生活には現はれざる問題でも數理愛好の精神涵養の立場からはよき教材であらねばならない。新教科書はこの点に深く留意してゐる。尙附言すべきは日常生活の數理的訓練と數理愛好の精神の開發とは概ね同じものの両面と考へなくてはならない。

斯くして始めて算術は日常生活を數理的に正しく行はんとする實質的陶冶が可能であると共に、數理愛好の精神を陶冶し、眞の人間陶冶をなす事が出来るのである。

(2) 幾何形體ノ取扱ヲ重視シ空間觀念ノ養成ニ努ムルコト

人は空間の制約を受けて生活をしてゐる事は今更述べる迄もない事であるが、之に對する理解は至つて不充分であつた。近時算術科の内容として幾何教材が重要視される様になつたのは當然と言はねばならぬ。

現在の教科書には、尋四以上に幾何教材を配し、之等の面積、體積、其他の計算法を吟味する様になつてゐる。勿論それ等教材の注意關各所に、圖形の觀念を興へ、性質を知らしめ、圖形に關する知識を興へるべく指導する様注意してあるが、それも具體的に取扱方法が示してない爲に、指導内容も一定せず實に不徹底のものであつた。

高等科に於ては一通り纏つた幾何圖形の觀察力と知識とを興へん事を期して相當多分の教材が配當してあるが、尋常科に於ける指導の不徹底と、高等科への飛躍がある爲に、高等科に於ける之等の學習は非常に困難を覚え、學習効果を疑はれる点さへもあるのである。

故に幾何教材に對して吟味すべき方面と其の方法とを研究して、之等教材の徹底を期せねばならぬ。

幾何形體に關する主要目的は、空間的觀察力と、之等に關する知識を得しめ、空間に關する概念を正確ならしむるにある。従つて計量的方面のみでなく、それ自身の性質を明らかにする所に大なる使命があるのであるが、從來の教授に於ては計量的

方面のみに力を注ぎ、形、態、的、方、面、は、至、つ、て、閉、却、さ、れ、て、ゐ、た、の、で、あ、つ、た。然、も、計、量、も、只、公、式、を、暗、記、す、る、事、に、よ、つ、て、其、の、目、的、を、達、し、様、と、し、て、實、際、的、に、は、何、等、の、用、を、な、さ、ぬ、事、さ、へ、あ、り、な、が、ら、之、が、容、認、さ、れ、て、ゐ、た、様、な、實、情、で、あ、る。次、に、幾、何、形、體、取、扱、の、着、眼、点、と、も、見、る、べ、き、も、の、を、掲、げ、れ、ば

- 一、名稱と形狀とが常に結合されること。
- 二、空間的性質（特徴、要件等）が理解出来ること。
- 三、量的方面から直観想像の出来る力を持つこと。
- 四、計量知識を持つこと。
- 五、形態を描き又は製作が出来ること等である。

右に掲げたものは幾何教材指導着眼の大要であるが、その爲には實驗に訴へ、實測をなし、作業に訴へて其の効果を大ならしめなければならぬ。

高等科に至つては勿論直観、作業等を重要視するも、論理的證明に教育的意義を見出し、幾何形体に対する性質吟味を中心とする教材も多分にある譯である。故に力めて之等研究法の特質を發揮せしめなくてはならぬ。

新尋一、二教科書には、幾何形体に關する材料が相當多量に組入れられて居る。其の精神は幾何學的圖形に對して不知不識の中に多くの事實を経験せしめ、構成能力を練磨し、幾何學を作業によつて體驗せしめ様としてゐるのである。即ち

- 尋一 上巻 ボタン並べ、棒並べ、色板並べ、皿、箱、色紙
- 下巻 正方形、矩形、三角形、立方體
- 尋二 上巻 三角形、矩形、正方形、直方體、扇形、六角形、球

等がある。三年以上に於ても斯る精神を以て教科書が編纂されるので、空間教材の學習も一大躍進が出来ると思はれるが、年を追ふて出て来る算術書を持つのみでは今の教育の充實は出来ない。少くとも新精神に則つて凡ゆる機會に空間觀念の養成に努めなければならぬ。

(3) 測定、實驗、グラフ、圖解等ノ技術的修練ヲ重ンスルコト

算術の要求が數學全體に關してである以上、其の範圍も從來の計算本位のものから、量、空間方面を重視するは勿論、數量的な處理方法、及び技術的方法、即ち測定、實驗、調査等を重んじ、且表現方法としてのグラフ、圖解等を重視する事が大なる着眼となつてゐる。

測定や實驗は主として計量器其他を使用して、直接に測り、檢べるのであるから、之によつて諸器の使用法を會得せしめ、其の技術の練磨を圖らなければならぬ。

計量器の主なるものとしては、度、量、衡器をはじめ、時計、寒暖計、分度器等がある。之等を使用して測定し實驗する所に技術的練磨が出来るのである。

從來の兒童は計算方面に就いては相當の力を持つてゐたのであるが、之等の作業に至つては殆んど經驗を持つて居ないと言つてもよい位で、眞に自分の體験としての自信を持つてゐなかつた。従つて之等に對する興味もなく、自ら手を下して仕事をなさんとする積極的な態度も養はれてゐなかつた。

然るに實驗に訴へ作業に依る事によつて、自己の力を信頼する様になり、且之によつて得たる結果を算術的に工夫する態度も養ひ得られ、引いては問題として構成し、處理する事も出来る様になるのである。故に之等實施の具體的方案に就いては充分に研究されなければならぬ。

特にメートル法度量衡の如きは、現在社會と學校と分立状態にあつて、其の觀念を得しめる事は非常に困難である。故に努

めて實驗、實測の器具を整備し、兒童自ら測定出来る様にし、量觀念を明らかにし、且之等の使用法を充分會得せしめる必要がある。

グラフは現在の社會生活上非常に重要な位置を占める様になつて來て、一般民衆の關心度も次第に高まりつゝある。即ち自然や社會の諸現象を數量的に一目瞭然たらしめ、數量間の函數關係を簡單明確に知るにはグラフによる表現が非常に便利である事が次第に理解されるに至つたのである。故に從來の教科書の採り來つた態度の様にグラフを読み得る事を目標とせず、進んで描き得る能を得しむる事の必要が次第に認められる様になつた。

新教科書に於ても

第一 上卷 輪投げの成績

下卷 缺席調べ、年齢調べ

第二 上卷 學用品の値段調べ、組の人の生月調べ、計算の誤數調べ

の如くグラフ的教材が多分に組入れられ、之を讀むと共に描く事の指導をなす様になつて居る。之れ固より作業を重んじ、筋肉運動を通じて確實な知識を得しむると共に數量に對する興味を持たしむるに好材料たるが爲でもある。故に上學年に於ては努めてこの精神と態度とを尊重し、グラフ教材を重視し作業に訴へ、技術を練磨し、理解を深からしめねばならぬ。

圖解は問題を具體的ならしめ、解法を易からしめる上に最も便利なものである。分數、面積、体積、角度、時間其他種々の事實問題等は圖解の助を借る事によつて、事實の理解や解法を易からしむる事は言ふ迄もない事である。故に圖解指導に留意すると共に圖解法を會得せしめる事は最も必要な事である。

中には圖解の不必要論をなす者もあるが、自己判斷の基礎をなす点から言つても、他に理解せしめる点から言つても重要な役割を持つ所以を解する必要がある。勿論圖解の必要を強く考へ過ぎるあまり、其の必要もない場合に迄も之に依らんとする

如きは慎むべきであるが、圖解の基礎ともなる場合には例ひ簡單なる問題でも之を利用するが好都合の場合も多々ある事を注意すべきである。

(4) 基本的模式的教材ハ努メテ之ヲ反復練習スルコト

算術の成績を擧げる一つの方法は、基本となる教材を吟味し、選擇して、之を反復練習するにある。何れの教科を問はず反復練習の必要な事は勿論であるが、算術の如く常に基礎を培ひ、其の上に新らしく建設する必要がある教科に於ては特に然りである。

而して基礎教材や模式的教材は如何にして選擇するかに就いて充分の研究を要する。只教科書の題目を追つて重要な教材と思はれるものを抜き出すのみでは、甚だ意味が薄く効果を擧げる事は出来ぬ。宜しく各學年に於て重要な教材であり、且之が次の學年の基本となる様な教材を選定すべきである。それと共に最も重要な事は其の教材が教師によく消化されて居て、常に活用される事を忘れてはならぬ。これあつてこそ初めて眞に目的を達する事が出来るのである。又選擇の方面は計算の系統から見る場合と事實の方面から見る場合とがあるので、此の兩者からの着眼を忘れてはならぬ。

(5) 珠算學習ノ系統的指導ニ努ムルコト

由來珠算教授の必要は知りつゝも、法令の不備、上級學校への準備に珠算を要せざりし事、日々の生活指導上直接珠算の必要感の起らざる事、將來の準備としての珠算の必要なる事の自覺の不充分なりし事、教師の實力の不足なる事等の理由によつて不成績であり、且到達すべき標準もない様な状態であつた。

然るに近時社會の要求其他によつて珠算を重要視し、何れの學校も珠算の系統的指導に一層力を注ぐ様になつた事は喜ばしい事である。

然しながら尙縣下を通じてのレベルは至つて下位にあると思はれるので何れの學校も成績向上に一段の努力を拂ふ必要があ

る。以下珠算教授上の大體の基準とも見られる事項を掲げて見る。

- 一、學年は尋四よりとするか、尋五よりとするかは考へられる問題であるが、一週間の算術の時間が尋四にあつては六時間五六年にあつては四時間の關係上なるべく下學年より課するが好都合と思はれるので、尋四より課するが適當であらう。
- 二、教授時数は尋四は毎週一時間、五、六、高等科は毎週半時間若くは三週間に二時間位の割合が至當であらう、而して其の時間の利用法に就いては亦種々考へられるが、新教授に於ては一時間を割り、他の場合は算術時間の始五分乃至十分位を當てる事が成績向上策として良案かと思ふ。
- 三、各學年の教材配當は、尋四に於ては加法減法を、尋五にては乘法を、尋六にては除法を授け、珠算の基礎を作る事に力を注ぎ、高等科に於ては之等四則の程度を高めると共に、實用的見地に立ち速算、見取算、傳票計算等を課する事が最も好都合である。

右は大體の観点を示したに過ぎないので、各地方各學校に於て之に即する細案を作製して實績を擧げる事に努力せられねばならない。

(六) 國 史 科

イ、小學校令施行規則第五條

國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等

ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマデノ事歴ヲ知ラシムヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ
國史ヲ授クルニハ成ルベク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實情ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

ロ、指導上の留意點

(1) 國體觀念ヲ明確ニシ、民族的使命ノ自覺ヲ高ムルコト

何れの國家も普遍的國家といふものは無くみな歴史的に成立した具體的國家である。各國とも建國の事情が異なり、従つてそれ／＼異つた國體を有つ。

而してこれ等何れの國を見るも國家の發展は各國家の有する本質、即ちその國家にとつて變化改造を許さない絶對的、根本的なるものを發展させて來たものである。その發展は即ち國家の發展であり、その消滅は國家の滅亡である。今我國家の發展につきて見ても隆々と發展し來たりたるその根柢には一貫せる絶對性と根本性を認識する事が出来る。かゝる根柢をなせる儼然たる力を正當に認識し、正當に理解したならば、我が偉大なる國家に對し、臣民として我々の進むべき途、民族的使命も自づと明かになることと思ふ。此の國家の根柢、根本的なるものこそ日本精神の眞髓であり、國體の眞髓であつて古來傳へ來つて今日の特異なる國家をなし、國民團結の基となり國民文化を作り上げる原動力となつたものである。

然らば國體の眞髓とは何か、一言にしていへば我が國家統一の原理である君臣の大義である。即ち國民の我が皇室に對して抱ける忠誠奉公の精神である。これこそ我が國民の傳統的信念であり、國民的感情であり、我々國民の有する國體觀念である。されば此の國民の有する國體觀念、國民精神を益々磨き上げ、堅固に養成せしむることは國民として最も緊要なことであらねばならぬ。

然しながらこの國體に關する觀念については法學者は一般に主權が何處に在るかといふ點から國體に區別を立て、その主權が如何なる形式で運用されるかといふ點から政體の區別を立てゝゐる。これは法學的な立場から見た國體の意義であつて、吾々國民にとつてより以上必要であり肝要である所の國體觀念は單なる法學的、概念的な國體ではなく寧ろ國を具體的全体として見る所から得るものでなくてはならぬ。眞の國の姿は概念的法學的究明では把み得るものではなく、國史を理解することによつて始めて明らかになるのである。國史を無視する所に天皇機關説も生ずる。よしんば概念をつかみ得たとしても決して實踐力とはなり得ない。どうしても具體的歴史のものに依る理會満足でなくては眞に我々の生命となり得ない。従つて實踐力ともなり得ないのである。我々は國史に還り日本精神の深遠なる相嗣無窮の展開たる國史の理念によつて我が金匱無缺の國體を認識し民族的使命を自覺しなくてはならぬ。

然らば國史教育に於て國體觀念を明徴にし、民族的使命を自覺せしむる方法は如何。

之については種々の方法があらうが、先づ次の諸點に考慮すべきであると思ふ。第一は我が建國精神を感得させることで、

其のためには神代史の取扱を慎重にし、殊に建國神話には最も意を用ひなければならぬ。

神話の重要性はそれに依つて建國の精神を感得しうること、新井白石の合理主義に頼ることなく、神話全體を眺めてそこに我が國體思想の具體化せられた姿を窺ふことが大切である。國生みの神話や國造の神話(大國主命の出雲經營)、或は國護神話、天孫降臨の神話等に於て、我が古代人が 皇室に對して抱いてゐた思想を理會することが出来る。第二には北畠親房に依つて喝破せられた「大日本は神國なり」といふ神國思想の源流と其の發展に關する教材を重視することが必要である。之については小學國史教材として取扱ふべきものが甚だ少いので詳しいことは省略する。第三は對外的關係の教材を重んずること、即ち我が國體と外國との比較に依つて一層明確に我が國體の尊嚴なる理由を明らかにしようとするのである。支那の國情、露西亞の成立及び變化、獨、英、佛、伊、米等の政治組織及びそれを生み出した國體の相違等について理會させることになるの

だが、之は勿論地理科の協力に俟たねばならない。然し國史としていふならば、唯に現代のみならず過去に於ける外國との交渉關係、文化の傳來其の他國交に關する教材に依つて、其の目的を達し得るのではないかと思ふ。更に昔の日本と今の日本、昔の外國と今の外國を比較對照して研究させると、教師は語らずとも我が國體の尊嚴は自ら明らかに成つて來るだらう。

以上の三點は要するに教授者が國體の眞諦に徹せる魂を以て兒童を覺醒せしめなくては如何なる教材も所詮死せる教材となるであらう。かくして國史教授者が我が國體に對して確固たる信念を以て兒童に日本人としての魂を覺醒せしめる事が先づ以て根本にならなくてはならない。

蓋し人間陶冶の核心作業は魂の覺醒發展とその魂の上に立つ實踐力の陶冶にある。國史教育が人間陶冶に參劃するものであるかぎり、その目指すところも畢竟こゝに歸せねばなるまい。即ち民族的使命の自覺、日本精神の覺醒と、その自覺覺醒の上に立つ實踐力の陶冶とが重要問題である。所詮は實踐力の陶冶にあるとしても、魂の覺醒をまたすしてはその力を發揮することを得ない。魂の覺醒は實踐に先だちてその實踐の方向を規定しその内面的基礎を確立する。この内面的基礎あつて外的實踐力は威力をもつものである。されば國史教育は魂覺醒の原理と實踐力涵養の原理に立ち、先づ實踐の方向を決定する大和魂を覺醒せしむべきである。國體觀念の明徴。民族使命の自覺こそ大和魂の覺醒に外ならない。

(2) 各時代ノ特質ヲ明確ニ把握セシムルト共ニ之ガ現代ヘノ關聯ニ留意スルコト

各時代の特質を明確に把握させるといふことは、いふまでもなく所謂各時代相を明らかにしようとするので、現代的關聯の重視は過去の歴史を材料として現代を理會し、更に將來への覺悟を定めさせようとの意圖である。「溫故知新」といふ言葉があるが、其の精神を物語つてゐるものと思ふ。

何故時代相を明らかにすべきかといふ點については、歴史成立の條件等の研究に依つて鮮明せられるであらうか、一言にいへば國史に現はれてゐる史實が悉く當時の時代思想の影響を受けてゐるからである。

元來歴史は單に一樣な發展流れをなすものでなく時代々々を劃して夫々特異の相を表はすものである。蓋し之は夫々の時代が主要な生活形相たる政治、經濟、文化の三方面が歴史的社會的に制約せられて獨自な形態機構を内在してゐるからであり、言葉を換へて言へば時代が特異な構造をなしてゐるからである。しかして史上の一人物、一事件もすべて之と密接な關係を有するもので到底單獨に理會される筈のものではない。此の構造關聯を明らかにして時代の特質を把握し、人物を説くにしても事件を説くにしても充分其の眞價を發揮し躍動させなければならぬ。

従つてある史實を正しく認識するためには、其の史實の底を流れてゐる背景的思想を了解しなければならぬ。即ち國史教材の取扱上最も留意すべき點は、各時代々々の思想の傾向を考察究明し、其の特質を明らかにして、かゝる根柢のもとに教授に當ることにあり、唯無暗に史實を詳細にすることではない。

尋常科の國史は人物中心であるといはれてゐるが、然し之も米國等の如き單なる人物讀本や傳記物語ではなく、題目の人物を通じて其の時代を教へることが最も大切であることを忘れてはならぬ。そこで實際の取扱に於ては中心人物を大切にし、副人物は其の中心人物を生かさんかための添景であることを考へたいものである。例へば、尋常小學國史の下巻に出て來る今川義元、平手政秀は、共に中心人物織田信長を説くために出されたもので、次に豊臣秀吉、徳川家康となつてゐるのは、之等の人物と人物との連絡に依つて、時代との連絡を保たうといふのである。どこまでも其の人物がある時代を代表してゐることを考へねばならぬのであるが、更に進んで其の人物が時代の如何なる地位にあり、それが時代の特質と如何に連關すべきかを考へさせねばならぬ。

斯様に考へると自らを省ることによつて歴史が出來ると同時に歴史は將來の鑑ともなるものである。此の鑑によつて先づ教化さるべきは自國意識の覺醒、自己認識にある。自國意識の覺醒とは、つまり精神構造の日本的な人間を作ることであり、自己認識とは自己は全過去、全現在、全未來に屬すると同時に家、社會、國家の一人であり、世界、人類、大自然の一人たることである。

との認識である。その結果は自敬自尊の喚起と自己の所屬する全體に對して責任を痛感する。部分と全體、個人と國家との一體の唯心的存在となる。皇國の一人赤子の一人たるを認識する時一種いふべからざる法悦の神秘感と限りなき誇りを感じ國家君國の至上尊嚴性と皇國國體の勿體なきに浸るであらう。

而して各時代の特質を把握せしめたのみでは満足が出來ない。すべての教育が現在乃至將來を目標としてなされる如く、いかな別して國史教育の要諦は過去の生命に徴して現在を認識し更に將來の國史を創造すべく營爲されねばならぬ。

過去の事實はそれが現在の生の同感と結合する限りに於ては過去の關心ではなく現在の關心に應ずるのである。國史の諸事象を吾々から離れて存在するものと考へるのではなく、生命ある人間關聯の事實として、生き／＼とした姿に於てみるのである。そして現在生活を如何にして展開するかの問題考察にまで立ち入らねばならぬ。過去と現在と相關聯し現代的觀照をなし温古知新する所に國史の妙味があり、更に之を實踐せしめる所に國史教育の眞の使命が存する。

茲に國史を實踐することについて一言しなければならぬ。日本精神の顯現といひ宣揚と云ふは單に知識として觀念として持つべきものではなく、現實に可能なる限りに於て生活の上に實踐することを意味する。時と所と境遇とは懸絶しながらも誠忠正成の精神が家庭生活、學校生活、社會生活に何等かの形に於て具體的には異なつた姿に於て實踐として現はれることである。眞の國史教育は此の要求に立つた史實の理會であり、精神の涵養でなければならぬ。即ち過去の出來事を我がものとすることから進んで我自ら我が行動によつて國史を創造してゆかねばならぬ。之であつてこそ國史を實踐せしめる教育と云はれるのである。

(3) 國史教師用書ノ研究ニ努メ精神ヲ確立スルコト

小學國史教師用書は尋常五六年、高等一二年の四冊の教師用として作られたもので只今までに上巻中巻下巻その一の三冊が既に發刊せられ、あと下巻その二は三月中旬頃刊行せられる筈である。兒童用書の中尋常科の二冊は人物を中心とし、高等科

の方の二冊は事件を中心とし、更に高等三年の一冊は思想を中心として編纂してあることは、既に周知の事である。

次に教師用書編纂の根本方針をみるに、断片的な解説書を作るといふ方針は採らないで、その方は實際家に種々に活用し得る餘地を與へ、むしろ實際家の永久の参考書となるものを作るといふ方針である。だから教師用書は第一に尋常高等の教科書に盛られた材料の原據を示すことに苦心してある。且つ原據を探る方針は國民教育といふ歴史教育の本來の使命を果すために、第一資料のみに據らず第二、第三、第四、第五といふ様な資料をも教育的立場から採用してある。それから原據はなるべくその時代の姿がよく現はれる様に注意してある。

第二に教育者は概括的な時代に對する觀念を持つてゐることが必要であるといふ立場でこれを作つてある。そして普通教育といふ立場からその時代をみるに、その時代の教育教化に觀點をおき、その教育教化が時代思想を生む、時代思想が變ると社會現象が變る、即ち政治、經濟、文化が變りそこにその時代の人文の特質を見ることが出来るといふ觀方を致してある。その時代の教育の如何に依つて思想が變る、それで社會現象も變る、といふことを確かに認識して教へると生きた教育が出来るからである。

凡そ國史の觀方には種々あらうけれども次の如く觀る事も出来る。即ち人間が自己とか、自家とかを非常に強く主張しその結果國家といふことを忘れて了ふ自家主義と、國家を非常に重んじ、自己を制御してゆく國家主義との交替史と見ることが出来る。換言すれば國家主義と自家主義とを中心として歴史を觀てゆくのである。然かもその自家主義も國家主義も共にその時代の教育教化によつて現はれてくるのだと觀てゆく時、如何に教育教化の重要であるかが明瞭に認識せられる筈である。國民教育たる普通教育に於ては殊更かゝる歴史觀が必要である。

例へば上古の氏族制度は自分の氏族を繁榮させるのであるから、勢國家を忘却した自家主義になる筈である。然るに何ぞはからん國家を重んじ皇室中心主義で進んだ。それは教育教化の然らしめたのである。そして教育教化の中心は祝詞であつた。

即ち氏の上は祖神を祭り祝詞をあげる、その詞の中には自分等の先祖がよく皇室に奉仕したことをあげてそれを誇とし、氏族を中心とすると同時に國家を中心としたことがよく顯はれてゐる。教師用書、上卷三八頁の「出雲國造神賀詞」は大國主命を從へて朝廷を中心とする思想がよく現はれてゐる。

ついで奈良から平安にかけては學校教育が思想を生む中心となつた。この當時の教育をみるに、制度とか書物とか悉く支那のものをまねた。即ち紀傳道に於ては史記、漢書、後漢書を中心として、政治家としての素養をつくつた。この他に尙日本書紀の研究をさせた。このため建國の歴史がわかり國體觀念が明瞭にせられ、國體を尊重する様になつた。教師用書上卷、一三八頁「日本書紀の進講」は、宜陽殿にて百官を集めて研究を續けたことを物語るもので、これが即ち教育教化による國家中心主義の隆昌を來たす所以である。

かくの如く平安朝の始めまでは王道の盛であつたことがよく分るのであるが、平安の中期以後はすっかり變つた。それは當時漢文學盛にして、それにかぶれ支那文章を獎勵し、ために文選、爾雅等が好んで讀まれ、さきの紀傳道は文章道と化していつたのみならず村上天皇の時には宜陽殿の進講は中止せられた。といふことは日本の國體研究機關のなくなつたといふことを意味し、國家主義より、自家主義へと轉移したことを意味する。例へば教師用書上卷、一七〇頁の「九條殿の遺誡」を見ると、朝廷守護の大任をもつ者に「大風、疾雨、雷鳴、地震、水火の變の時には早く親を訪ひ、次に朝に參り其の職とする所の官に隨ひ、消災の慮を廻らせよ」と遺誡せるが如きは明かに自家主義になつたことを意味するのである。これ教育の罪にあらすして何ぞ。さればこそ攝政關白が生れて來、また院政が生れて來たのである。院政は皇室中心ではなく法皇政治である。又その次には武家政治が生れて來た。これ等は皆教育の生める思想がなくなつたのである。教師用書中原典をあげたのはかゝる思想を見るためである。そして教師がかゝる方面の修養をつまねばならぬ所に國史教育改善の根本がある。

第三に大勢の遠觀といふことが必要である。國史研究をなすに當つては區々の事を研究するのも勿論大切なことではある

が、教師の方では殊に概括的な時代に對する觀念をもつてすることが必要であることは前に述べた。かくの如く概括的に我國の上代より近世迄の文化が如何なる特質をもつてゐるかを観る必要上各期の分け方も他の方面の分け方とは異つて来る。本教師用書に於ては上巻と中巻とを各三期に分けて

- (一) 上 代——推 古 前 迄
- (二) 推 古 期——平 安 初 期
- (三) 平 安 中 期——平 安 末 期
- (四) 鎌 倉 期——元 寇 迄
- (五) 元 寇 後——應 仁 亂
- (六) 戰 國——安 土 桃 山

としてある。従つて年表もこの時代別に従ひ各時代の終つた後に入れてある。繰返して言へば各時代には教育教化による時代思想が現はれ、その時代思想は共通の特有性として政治にも、經濟にも、文化にも悉く一様に現はれてくる。それ故國史教授に當つてはそのつもりで中心點たる教育教化による時代思想より明らかにしては入る必要がある。

今一例として第三期、平安中期——平安末期の特質を概観してみよう。平安中期は時代思想としては國家を忘れた自家主義の時代である。この特質が政治の上に、經濟の上に、文化の上に現はれると次の様になる。

(A) 政治界を見ると自家中心であるから互に競争をして他の家を排斥した。その結果勝ち残つたのが藤原氏である。藤原氏政治の中心に入りこむや他の悉くの者を排斥した。菅原道真を排斥したのもその一つである。かの菅公を排斥した時平は藤原氏中特に悪いといふのではない。善い所もあるのだ。只他家を排斥した例としてあげてあるにすぎぬ。大變割の悪い役割りである。次に悉く他家を排斥しつくすと、今度は自分の家の中で相互に排斥をやる様になる。甚だしきは親子の間の排斥まで

も引起した。教師用書百七十頁の藤原兼通と弟兼家の間柄。百七十二頁の藤原兼家と子道兼の間柄の争ひの如きは如實にその間の消息を物語つてゐる。

都に於て自家發展の出来なかつたために地方に行つて自家發展をなしたのが武士である。天慶の亂にしても平將門が一族の發展を企圖した結果である。前九年の役は安倍氏、後三年の役は清原氏が各自家發展を企てたのに外ならぬ。地方の武士が院政の際京都にやとはるゝや、果せるかな武士と藤原氏とが正面衝突をやつた。それが即ち保元、平治の二亂である。保元平治の二亂に皇室の御不和を原因としてよくあげるがそれは大した意味のあるものではない。要するに「忠通—源氏—平氏……頼長—源氏—平氏」の争なのである。尙参考迄に申添へると保元平治の亂は保元物語を原本としてみるよりも「愚管抄」といふ書物を見る方がよい。

(B) 經濟界をみると、古往は班田收授の制をしかれ、使用權を人民に與へられて、天皇が統一せられてゐたものである。しかるにこの時代になると自家主義であるために自分が之を領有するに至つた。莊園制度はこの現はれに外ならぬ。武士のものは殊に多く平氏は五百領に及ぶと傳へられ、又頼朝は守護地頭の制を設けてその實權を把握した。

(C) 文化の上より見ると、この時代は一般に華やかな生活を好み、宮殿にては豪華な生活をなし遊藝に耽つたのである。そのために道徳は輕視せらるゝに至つた。他面又女流文學者の輩出したのもこの時代であつた。これは如何なる理由かと言へば當時上流家庭に於て女の家庭教師を必要としたゝめである。即ち藤原氏は自己の利權のため、自己の權威保持のため競つて女を宮中に入内せしめんとし、そのために家庭教師を備つて子女の教育に當らしめた。この入内準備を后がねといふ。かゝる事象は要するに自家主義の結果である。ために學校は衰微し、教師たちは各家學を始めた。之等は多く地方下りをやつた。例へば政所別當となつた大江廣元は明經、紀傳道を始め、三善康信は算道を始め、中原親能は明經道を始めた、之等は後守護地頭となる。武家政治の起つてくるのも自家主義の現はれであり、しかも家學といふ教育の然らしめた所である。要するに當代

は貴族中心であり、いかなる事象も教育による自家主義の現はれであるといふことにつざる。

第四に女性教材を重視するといふ態度で編纂してある。社会の表面には常に男性が活躍してゐる様に見ゆるけれども、その活動の裏面には必ず女性の活躍してゐることを忘れてはならない。のみならず女性の着する服装を見てすらその時代の特質をよみ取ることが出来る。この意味に於て本教師用書には女性教材が相當に多く入れてある。

第五に外國との交渉に大いに力を注いである。凡そ如何なる國にても自國の文化だけで終始してゐる國はない。皆多かれ少なかれ外國文化との交渉をもつ。殊に我國は外國文化によつて發達をとげて來た國である。従つて外國との交渉はよく考慮しなくてはならない。由來本教師用書は前述の如く第一、原據を示し實力養成によりて教育者の信念を養ふこと、並びに研究の仕方の要となるやうにしてあり、第二概括して時代を觀る眼を作ること等に注意してはあつたが、更に外國との交渉に留意し、そのために東洋西洋の歴史を採り入れてある。これは外國の歴史を見ることによつて自國の特質が明らかになり、國體觀念を養成するには缺くべからざるものであるから外國史は是非やらねばならぬ。しかしそれは日本史に關係ある所が主であつて國民一般の普通教育としては西洋東洋そのものゝ歴史を取扱ふ必要はない。併し教師用書は教育者が外國史を習つた後に研究するもの故外國との關係交渉に就いては大いに力を注いであり、又教材も内外より採用してある。従つて風俗や、文字や、書體又は繪畫等支那の材料を多く取つてある。そしてそれは日本と比較して日本文化のよつて來る所を理解し易い様に排列してある。

以上述べた如き方針のもとに本書が編纂されてゐる事を考ふれば本書を充分研究する事によつて、我々は先に述べし第一項第二項の趣旨も自ら達し得られるわけである。

それと同時に本書の中心點が先づその時代の教育教化に重きを置き、その教育教化により時代思想が變ると世の中が變る。政治、經濟、社會の文化が變る。さうしてそこに特質があると云ふ風に書いてある。本書を研究するに當つても先づその時代

の教育教化を見、それから時代思想を見、それから政治、經濟、文化とみて行くといふ風に研究すべきである。かゝる立場を以つて小學教材をみて行く時、我々教師用書のみにも充分これを活用し研究する事によつて容易く且つ多くの時間を要せずして、確固たる信念を以つて正しき教材觀を確立する事が出来るのである。

(4) 防長史ヲ研究シ國史教材ニ織込ミテ適當ニ教授スルコト

一、防長史研究の意義

我が郷土である防長の歴史が誠に優秀であり、國史の各時代に亘つて其の資料(中央史に關係ある意)を有すると共に、教育的價值のある材料の多いことは、既に防長史講話に詳細に亘り述べられてある。

従つて單に郷土教育の思潮があり郷土史教育が問題となるからやらねばならぬといふ外部的事情ではなく、さうした具體的見地から、防長史研究の必要があげられてゐる。

二、國史教材に織込むことについて

そこで何等かの形に於て防長史を取扱ふのがよいことになつて來るが、然し國史料には正定の教材があり而も規定の時間があるので、其の點から考慮して可能の範圍内で取扱はねばならぬ。

即ち實際問題として防長史の特別指導は困難である。矢張り從來郷土教育の問題として叫ばれて來た國史教材の郷土化として通史に適切に織込んで敷衍補説をする程度より外はない。

然し、此の場合に注意しなければならぬことは、唯それを附加して説話するといふだけでは意味をなさないで、それが如何なる意義を有するかといふことを考へた上で、或は此の教材(所定の教材)を分らせるために役に立つとか、或は之をこゝで附加して大いに郷土の先輩が國家のために働いてゐることを悟らせ、郷土精神(防長精神)を啓培しようといふ目標が確立してゐなければならぬ。

従つてこゝに要目或は細目が第一に必要なものである。そして其の細目には防長史の史實附加の目的を明らかにしておかねばならぬ。

三、細目作成の方法上の注意

- (一) 防長史の材料を教科書の教授事項の中に適切に取入れ、別に獨立させておかないこと。
- (二) 但し特別なるものは獨立させて關係ある所に加へ、一時間乃至二時間を其の取扱にあてることがあつてよろしきこと。例へば、八幡宮、東大寺再建の話、壇の浦戦(一時間とる)等の如し。勿論其の郷土を中心としてそれらの資料は選擇考究されねばならぬことはいふまでもなし。
- (三) 傳説と明確なる史實は區別しなければならぬが、何れの場合もそれらの史實の背景をなす精神の所在に注意すること
- (四) 寫真、繪葉書其の他の直視方便物を用意し其の活用をはかること(史蹟等については豫め調査しそれに解説を加へておくこと)

時間、兒童の程度を考慮してさうした細目を各校別に依つて作ることが必要である。勿論特別なものでなく、普通の國史細目であつてもそれらの要項を記入しておかねばならない。

四、防長史取扱の方法

- (一) 尋常科では特に史蹟踏査といふことが最も大切である。唯生氣のない郷土史實を傳達しようとすることは絶対に避けねばならぬ。
- (二) 修學旅行、遠足等校外教授と連絡をとること。
- (三) 前述の直視方便物を作製活用すること。

(縣教育會發行は小學校高等科並に中等學校下學年青年學校用)

(四) 學藝會、展覽會等の機會に適當な發表をさせるとか、其の施設については充分研究の餘地があるだらう。

以上防長史の取扱について其の大綱を略記したが、取扱の目的を誤らず、教師は充分に之が研究をなし、根本方針第二項第二の「防長史ノ研鑽ニ努メ傳統精神ノ眞髓を把握スベシ」を體現して居らなければならぬ。

(七) 地 理 科

イ、小學校令施行規則第六條

地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ状態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

ロ、指導上の留意點

- (1) 一地方又ハ一國ノ特異性ヲ知ラシムルト共ニ、ソノ地域ト我方國及ビ郷土トノ比較關係ヲ明カナラシムルコト

一國又は一地方は自然地理的現象に於ても、人文地理的現象に於ても、それ／＼地理的要素に個性を持ち、その個性が必ずや、或る範圍に於ての共通性を具へて、一つの個性的に統一した地域を形成してゐるものである。

従つて斯うした地域其物を研究の對象とする地理科に於ては、各地域の特異性の顯現に指導者は最も留意するところがなければならぬのである。然るに従來の地理教授を見るに、稍もすれば、位置・地勢・氣候・産業等の地理的要素を掲げての劃一的分析的教授と化し、單なる一般的理法の抽出と、平凡なる地理的事實の斷片的羅列に終つてしまつて、其の國、又はその地方の特異性を認識せしめると云ふ點に於て十分なる努力が拂はれなかつたやうな傾向がある。

これでは一國又は一地方の特異性を明らかにすることは不可能であるのみならず、特異性に即しての現勢を理解せしめることも難事である。然らば斯うした指導上の通弊を是正するには如何なる點に留意すればよいか、次にそれ等の諸點を示すならば、

- 1、教師は教材の研究に當つて先づ、其の地域の特異性如何を十分調査研究して指導に臨むこと。
- 2、特殊の色彩を持つる自然と人文との交互作用を研究し、かゝる教材の有機的取扱によつて特異性の顯現に力めること。
- 3、自然、人文の各々の個性的な景観の直視を重視する意味に於て、挿畫、寫眞等の直視物の活用に一層留意すること。
- 4、地理書教材の地理區的記述に留意して個性的地域（地理區）に即する特異性の把握即ち、地理區中心の取扱を加味して行くこと。

等である。

さて、右の様な諸點に留意してその地域の特異性を認識せしめ、其の現勢を明らかにすることは地域そのもの、理解上、極めて緊要な事に屬するけれども、地理科教育の立場より見るならば、その目的の一半を達したに過ぎない。即ち、日本地理に於ては各地方の地方勢が我が國（又は郷土）の文化發展と如何なる關係を持つか、又外國地理に於ては各國はそれ／＼我が國

（又は郷土）と政治的、經濟的、文化的に如何なる關係にあるかを知悉せしめて、我が國及び郷土に對する認識を深め、以つて、國民的自覺の喚起と愛國心の涵養と郷土意識の啓培とに努める所がなければならぬ。そのためには常に我が國及び郷土の地理的事象を基準として我が國と外國、郷土と日本全體、日本の一地方と日本の全體との比較對照を重視して行くと共に、相互間に如何なる關係があるかの關係的考察を尊重して行かなければならぬ。（比較と關係とは別々のこともあれば又一諸のこともある）

(2) 讀圖力、描圖力ヲ養成シ、地圖中心ノ學習指導ヲナスコト

地理研究の對象が地球表面の自然的、人文的事實である關係から、眞實なる地表を見極めて、その中に現象する凡ての個性の分布關係を考究する直視地理が、地理研究の方法としては最もよい方法でなければならぬ。しかしそれは兒童の直視の範圍である郷土以外には求め得られない事であるから、未見未踏の地方を學ばしめる場合には、どうしても地表の現象を最も誤りなく表現せる地圖（第二次的直視物）が必要になつて來る譯である。地理學習に於て地圖が重視されなければならぬ理由はこゝにあるのである。

然るに従來の地理教授に於ては應々地理書のみが偏重されて地圖の使用が輕んぜられて居た様であるが、之は本末を顛倒せるも甚だしいものであつて、この弊を改めて、地理の理解をして眞に徹底的ならしめるには、従來の地理書中心・教師の説明中の取扱をして地圖中心の取扱といふ地理研究の本源的立場に立ち還さなければならぬのである。而して地圖中心の取扱に徹せしめるためには尋五地理學習以前、又はその初期に於ける郷土地理學習に於て、地圖の觀察を通し、描圖作業を通して讀圖力の基礎を陶冶することが先決要件であり、更に又其の後の一般地理學習に於ては常に地理書附圖を中心として教授用各種地圖と描圖力を巧に活用し、兒童の心意發達に應じたる讀圖力と描圖力の段階的指導に依つてその修練に力めることが肝要である。以上の二點が地圖中心の取扱上特に留意を要する點である。

(3) 地理的理法ノ究明ニカメ、地人相關ノ有機的取扱ニ重キヲ置クコト

地理的事象を構成してゐる地理的要素は一つとして單獨に獨立してゐるものではなくて、相互の關係が極めて密接微妙なる關係にあるものである。従つて或る一地方の地理を眞に知悉せんとするならば、自然現象存在の原理を究めると同時に、地人相互の所謂相關々係を明らかにし、尙一方に於ては人文相互の相關的關係をも考究しなければならぬ。即ち斯うした理法の發見と適用は常に地理的事象の精密なる觀察と比較と歸納と統合とによつて、相互の有機的關係を究める所に成就されるのであるから、地理教授に於ては從來の通弊である地理的要素の離在的、記載的取扱の態度を根本的に改めて、教材の有機的考察による指導に重きを置き、兒童の考察力を磨練する事によつて地理眼の向上發展を圖ることに努力しなければならぬと思ふ。

而して有機的取扱に當つて我々の最も留意すべき點は次の諸點である。

- 1、地理的理法の考察に當つては單に一般的共通的なる理法の抽出に終る事なく、其の地域獨特の特殊理法の發見に着目せしめること。
- 2、理法の考察力は學年の發展に應じ、地理書所載の模式的教材により段階的に指導し、地理眼の堅實なる發展を圖ること。
- 3、理法的説明には確かなる論據がなくてはならぬ。兒童は應々事實に即する考察を忘れて、地理書に記載されてゐる理法そのまゝを發表したり、或は單に既知の一般的法則をそのまゝ適用して説明せんとする傾向がある。それ故理法の發見に當つては出来るだけ各種の地圖(産業分布圖・人口分布圖・交通圖・氣候圖等)を用意し、之等の比較對照による考究、即ち諸圖中心の學習法をどこまでも尊重して行かねばならぬ。

(4) 地理學習ノ直觀化、郷土化、作業化ノ徹底ヲ期スルコト

地理教育に於ては學習を力めて直觀化し、郷土化すると共に、作業化することが肝要である。この三者は互に相關聯する所

があつて判然區別し難い點もあるのであるが、便宜上次の三項に分つて其の概略を説明することにす。

1、直觀化

何れの教科たるを問はず、常に兒童の直觀に訴へて學習し得るものは是非とも直觀せしめて指導すべきは言ふまでもないことであるが、地理科の如く眞實な地表面に自然的、人文的事象を直接の研究對象とする教科に於ては、特に實地實物の直觀が重要視されなければならない譯である。

従つて地理教育の理想的方法是、現在各地の地表面の靜的・動的な姿態を直觀せしめる事にある。けれども其れは兒童の直觀し得る郷土又は或る特定の地域以外に於ては不可能な事であるし、又未見未踏の地方は直觀を基準とせる想像と類推の作用によつて學ばしめる所に地理學習の獨自な立場があるから、直觀を唯一の方法とする必要はないのであるが、實際指導に當つて實地、實現象に近からしめるやう教材の直觀化に努めることは地理研究の本質的立場から見ても、極めて重要な事柄である。即ち從來の抽象的・概念的な説明教授を排して直觀重視の取扱たらしめるには教師は、地圖・模型・繪畫・寫眞・地理書の挿畫・統計グラフ・各種分布圖等の直觀方便物の蒐集と整理につとめ、且之を活用して其の地の景觀を把握せしめ、現勢を明かにして其の地の眞相を明確に知解せしめる様指導することが肝要である。

2、郷土化

地理教授は直觀地理(郷土地理)に出發し、之を基準としての想像地理と、類推地理とに依つて他地方を學習せしめねばならないものである。

即ち一般地理學習に入るに際しては、先づ兒童の日常直觀觀察してゐる郷土の地理的事象を觀察せしめて、出来るだけ、地理的基礎觀念の養成、或は讀圖力、描圖力、理法考察力等の基礎的陶冶をして置かなければならぬ。而して又一般地理學習書に入つては常に其の地方の教材と郷土教材とを比較對照せしめて教材の直觀化と具體化に力め、或は兩者間の相互關係を

吟味せしめる事によつて、該地の理解を容易ならしめることに力を注がなければならぬ。
 斯く地理學習の郷土化は基礎的陶冶の上からも、他地方の理解を容易ならしめる上からも極めて重要な方法原理である。許りてなく、かゝる郷土化の學習を爲さしめる事に依り、兒童の郷土に對する理解を深め、更によりよき郷土建設への愛郷心を養成する事も出来る譯で、郷土を以つて地理教育の歸着點としなければならぬといふ地理科の究極の目的から見ても、誠に意義深いものが存するのである。

以上の様に方法的にも目的的にも郷土化する事は誠に必要であるが、之が實踐に當つて吾々の最も留意しなければならぬ點は、先づ教師自らが郷土そのものに對して、正しき認識を持つことであり、直接的には地理書所載の教材と郷土教材との關聯如何をよく調査し、資料の蒐集につとめ、且之を教授の中に適宜織り込んで活用して行くことに努力しなければならぬ點である。それについても先決の要件となるべきものは、精密なる郷土の調査研究である。

3. 作業化

觀察力の養成、學習興味の誘發、明確なる知識の習得、統計的知識の養成、勤勞精神の涵養等、地理教育の立場からも、作業教育の立場からも、教育的價値を多分に持つてゐる地理作業が最近地理學習に於て重んぜられ、それ等に關する施設が考究されるやうになつた事は従來の講演式受動的學習より作業に訴へての目的々々、能動的學習への轉向を意味するものとして洵に喜ばしいことと言はなければならぬ。然しながら、翻つて作業化の實際に想到する時、吾々は其の必要の高唱されてゐる割合に、それが不徹底に陥つてゐることを甚だ遺憾に思ふのである。

固より此の作業化の不徹底は地理科教授に於ける時間の不足、教材の夥多、或は兒童の状態等止むを得ざる諸種の事情に起因するものではないが、その一面には教師が作業化の地理學習上に於て占むべき地位を眞に理解してゐないこと或は各種作業種目の作業方法に通曉してゐないこと。或は作業の時期、方法、程度、處置等の方法上の問題に對し明確なるもの

を捉へてゐない結果によるものも少くないのである。従つて作業化の徹底を期する爲には先づ教師自らが上述の諸點を明らかにし、事情の許す範圍内に於て、教材に即し、學年の發展に應じたる各種の作業を課して之が徹底に努力しなければならぬと思ふ。

(5) 教材ノ變動ニ絶ヘズ留意スルコト

地理科は常に生々發展しつゝある自然人事界の現勢を研究の對象としてゐる教科であるから、其の教材は常に變動して熄まないものである。従つて小學校に於けるあらゆる教材を通じて、地理科の教材程變動の速か度且つ多いものはない。それ故に教師は常に是等變動教材に對して訂正すべきは訂正して、出来るだけ現状を明らかにするの用意と熱心を持たなければならぬ。

自然地理教材に關する變動は人文方面に比して其の場合が少く、且急激なる變動を爲すために、人の注意を惹き易く、其の報道も正確に知悉し得るけれども人文地理に關する變動は、人口、産業、交通、都市、貿易、政治、國際關係等多岐多方面に及び、しかも其の變動を知る事も困難であり、よし變動を知り得るも其の内容を正確に容易に知悉することは又困難である。それ故、此の種人文地理教材の取扱に關しては、一層變動教材に對する不斷の注意が必要である許りでなく、教授に際しては、官報、各種統計年鑑、新聞紙上の報道、諸雑誌の記事等によつて新事實の正確なる調査をなすことが肝要である。

次に實際取扱上特に留意を要する點を掲げて見やう。

- 1、變動教材の訂正は教授の進行につれ補正を行ふ場合、變動を生じたる場合、即時處置する場合、或は地理科教授を離れて、講話又は揭示等により訂正される場合がある。要は變動教材の重要性と教授の進行とを顧慮して善處すること。
- 2、地理書教材の訂正（記述の變更）は嚴密なる調査の結果、慎重なる態度を以てなすこと。
- 3、地理書所載以外の教材にても、最近著しく變動せる重要な材料は、適宜増補して指導すること。（例へば内海沿岸のレ

イオン工業の接頭、北滿北鮮の大門戸、羅津港の出現の如し)
4、變動教材調査に必要な各種統計資料の整備に一層留意すること。

(八) 理科

イ、小學校令施行規則第七條

理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシテ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理、衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ
理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ
理科ヲ授クルニハ成ルベク實地ノ觀察ニ基キ若クハ標本、模型、圖書等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

ロ、指導上の留意點

(1) 生活ニ即スル指導ヲ重ンジ科學的生活態度ヲ養成スルコト

出来上つた自然科学の世界は多かれ少かれ抽象化單純化せられた概念の世界であつて、自然そのものが種々なる思考過程を経て、極めて簡單な形に謂ひ表はされたものである。従つて概念的に系統だてられた自然は明瞭ではあるけれども、具體的全一體としての自然はさほど明瞭でない。ニュートン力学の示す慣性なども純粹自然科学の立場からは普遍的法則として價値の大きいものであるが、永久に同一方向に同一の速さを以て進行する物體は實在しない。又エーテルの振動數に依つて區別せられた色の世界は、直接我等の具體的生活には交渉がない。我等の向へる事實世界の色は感覺的な赤であり緑である。雑多や障礙物の爲に絶えず速さと方向を變じてゐる具體物の運動である。従つて經驗内容が乏しく、論理的思考力の貧弱な兒童の前にかくの如く抽象化せられた概念や法則を持ち出して理解せしめようと努力しても、自然界の理解は困難であると共に、科學的な生活態度を養成する事が出来ない。

更に純粹自然科学の理解を以てのみ理科教育とする事は我等を仙境に於て霞を吸つて生活せよといふのと同理である。吾等は思想上信念上の安住を得ると共に物質上の安住を得なければならぬ。この物質上の安住を得しめるものが應用自然科学である。かく考へると吾等の理科教育も人生の爲の理科といふ事を考へぬわけにはいかぬ。即ち以上の事からして純粹自然科学の立場に於ても又應用自然科学の立場からも生活化の理科教育を企圖せねばならぬ。更に兒童の作用面からしても、彼等の生活經驗に即せるもの程大きい自發的關心のもとに學習しうる事は明らかなことである。

従つて兒童理科の出發點は既成科學の世界ではなくして、むく／＼と生動しつゝある事實界である。歸結點も又現在生活でなければならぬ。即ち日常生活中に經驗する事物現象を反省し、整理し、比較分類し、或視點を定めて研究の對象を抜き出し、その對象間の關係を見出し、法則化し更に此の法則によつて再び出發點たる事實の世界にかへりて、日常生活を眺める時個々の事象が新に得た概念や法則の一事例として説明せられ、科學的生活の中に入り來ると共に更に新しく生活の改善へと進

展する。かくして始めて正しき自然観の養成と共に生活の科學的向上はなされるのである。

此の如き生活重視の理科教育は兒童の現在の生活を基調とし兒童の現在生活の指導にあるが依然として既成の自然科學的文化を背景とし、人間陶冶の理念を旨とするものである事を忘れてはならぬ。従つて單に應用理科方面のみを偏重して斷片的な知識の堆積を意味するものでもなく、厝や時計による機械的區劃による現在生活のみと局限したり或は郷土といふ空間の機械的限定に基づく範圍内から教材を選擇するといふ様な意味のものであつてはならぬ。即ち子供の生動せる關心に基づいた精神的現在の生活に即するものでなければならぬ。山間の子供であつても食鹽の製法研究は生活に即した學習たり得るし、都市の子供のみがセルロース工業に自發的自律的全我的活動を以てなし得るとはいへぬ。硫酸工業の重要さと共に硫酸自體の著しい化學的反應も充分追求的態度で研究し得るのである。この見地を没却した生活理科は安價な實利主義に流れ、理科教育の本質にもとる。

前述の様な正しい兒童生活に即する理科教育が行はれる時、彼等の科學的生活態度は養成され、雑多な生活事象も當然の事として没却されず、科學的態度で追求され、合法的處理を考察し理論的生活を啓培發展せしめ、人間教育としての理科教育の任務を果し得るのである。非科學的だと言はれる國民の生活態度、生活形式の向上を企圖し實現するものである。

(2) 觀察力、推理力、創造力等ノ陶冶ニ留意スルト共ニ、情操ノ涵養ニ努ムルコト

吾々の理科教育は自然科學的認識を目的とはするけれども、當然其の過程たる自然科學的方法と、この方法を運用する能力を得しめることを目的としなければならぬ。即ち觀察力、思考力、創造力等の養成はこれである。

此の形式的陶冶方面である科學する力は、具體的に考察する時、それが單に獨立的に養成される物ではなくて、具體的事象を通じて養はれるのである。而して正しき自然界の認識の過程と、科學する力の養成とは表裏的關係を有し、相即不離の關係を保ちつゝ併行的に發展するもので兩者は何れにも偏してはならない。

しかしながら現在理科教育は、教材過多、設備の不充分などからして此の尊い反面の陶冶が出来ない現状である。教材過多の弊は、時間の不足を來たし、落ちついた充分の觀察と、思考創造の時間を與へてくれぬ。従つて何事も不徹底で子供の學習作業は他律的目的活動とならぬ。一方材料や器具の不足などの設備不充分から來る當然の弊として、教科書の國語的解釋に終ることが往々ある。これでは形式陶冶としての科學的訓練が出来ないばかりでなく、科學的認識も中途半途のものとなつて了ふ。設備に就いては第五項に述べるから今暫らくおき、時間不足から來る點の救ふべき道を考へねばならぬ。文化の進展と共に理科教材は愈々多くなるに違ひない。そこで我等がかゝる教材の指導にあたり留意すべき點は指導視點の確立にある。各論的に扱ふ各教材の各要項にひとしき重點を置き何れも充分の時間と努力とによつて研究する事はのぞましいけれども、それは到底出来ぬ。子供の程度と教材の特性を把握して力點を確立してあたるべきである。螢は發光部に、こほろぎは鳴くことに、かたばみは種子の散布形式に、しだは繁殖形式にといった様に教材の特性を多方面から見決定しなければならぬ。

第二は教授の經濟化能率化である。周到なる計劃のもとに何れを教師實驗に何れを兒童實驗にといふ様にその手順と方法の工夫改善により觀察、推理、創造力陶冶の時間を見出さねばならぬ。特に長い時間を要する實驗など最深の注意を拂ひ、時間の無駄を省かねばならないものと思ふ。

次に理科教育にありては情操の陶冶を心せねばならない。理科の對象である自然物自然現象は研究すればする程まことに造物主がうまく作ったものであると感歎せざるを得ない。一本一草のはき出す酸素は我等の生命のもととなるし、米や麥、はては岩石まで宜によく我等の生命内容をなしてゐることがわかる。故に單に知るのみでなくこれ等のものに感謝の念が自然わいてくる。水晶の結晶を見ては宇宙の神秘を知る。こゝに自然愛好の念とか、感恩報謝とかの宗教的情操等が培はれる理由がある。従つて理科教育にありてはこの教則に示された「自然ヲ愛好スル」といふ所まで指導せねばならない。

尙この科の學習にありては作業組織團をつくるに最も適するので、かゝる面にも留意して協同社會性の涵養をはからなくては

はならない。

(3) 天文、氣象、動植物等ノ教材ニアリテハ繼續的觀察ヲ重ンズルコト

理科教育が事物現象の世界を對象としてゐるからには、實物、實現象の觀察は理科學習の要素である。觀察は理解の前提であり科學的研究の重點である。然も直接自然物自然現象に子供自身を直面させることが必要である。

ところが教材中には一回の觀察のみでは全體を認識することの不可能なものがありある。例へば天文、氣象、動植物等の教材がそれで、これ等のものにありては是非繼續してその發展の過程を觀察しなくてはならない。殊に習性や生態方面は室内では觀察不可能である。又天文、氣象に關す現象も教室内では到底真相はつかぬ。只抽象的な概念としてのみ與へられる事になる。

然し一回の野外觀察位では生物教材の生命現象の真相は把ぬものが多い。凡て物は變化しつゝある。その變化の状態を知る事によつて生態方面などは理解出来る場合が多いからこれ等に就いて繼續的觀察を行はねばならぬ。天文氣象の教材に於ても變化の状態を繼續的に觀測する事によつて、主觀的、斷片的な經驗が、客觀的統一的になり眞の科學的理解となるのである。

されど繼續的觀察は教師がいつも直接指導にあたる事は困難である。教材園などを利用して研究の方法と態度の訓練をし、兒童が自律的にやる様に努めなければならぬ。

(4) 低學年ニ於テモ適當ナル機會ニ理科的指導ヲナシ、高等科ニ於テハ、實業科家事科トノ聯繫ヲ密ニスルコト

低學年教育に於て、理科的陶冶を行はねばならぬといふ事は理科教育の立場からも、低學年教育自體からも大切なことである。現今の様に理科を尋四からなすべきであるといふ根本的な論議はどこにもない様に思はれる。自然物、自然現象に關する教育は國家や國民文化或は郷土環境といふ様な外部的立場からも必要であるといへるし、又可能でもある。更に内部條件、即ち科學性の發達や自然物自然現象に對して働きかける心の作用の方面からも、高學年の理科のそれとは、その質や量に於て、

その態度や目的に於て、相當の相違があるとしても、自然界に關する教育の可能と必要は認め得るのである。今詳述するだけの餘裕をもたないが、兎に角法令に依る教科過程といふ様な、形式的な問題は別として自由な態度で子供の自然科學教育として理科的陶冶を企圖しなければならぬ。

然し次の様な留意點を考慮する必要がある。即ち第一に未だ依るべきものないので、目標、方法、材料等具案的計劃的に樹立してあたらねばならぬ。第二は尋四以上の理科教育と密接な連絡があり、直接の基礎となるものであるが、高學年理科の延長と解してはならぬ。従つて形式陶冶情操陶冶を主とするがよい。第三は教授時間を特設すると否とに關せず常に他教科と協力して行ふべきこと。但し觀察考察を主とする場合は不徹底にならぬ様にすること。第四は未分化兒の取扱ひといふ根本態度を忘れないこと。殊に校外遠足等はつとめて利用するやうにしたい。

高等科の理科教育は、高等科兒童の姿の上に立てなければならぬ。即ち義務教育を終了し、若干の中等學校進學者を除いては、卒業後直ちに實務に従ふものである。科學的な訓練もかなり遂げられた兒童である。従つて實業科、職業指導の重視されるこの學年の理科教育はもつと應用理科方面の指導を重視せねばならぬ。人生のための理科の本質をつかまねばならぬ。この意味からして實業科、家事科の教材を具さに研究し、該科擔任の教師と聯繫してあたらねばならぬ。理科の鹽素と家事の漂白とは餘程緊密な連絡をとらねばならぬ。理科は鹽素の一作用として漂白作用を知らして晒粉として日常使用されてゐる事を述べ、家事は漂白といふ實地作業を主體に指導するのであるが、理科の鹽素の漂白作用は實際の漂白作業迄やる事に依つて人生にはたつき、家事の漂白作業は理論的背景があつて始めて科學的なものとなる。こゝに於て合法的な科學的生活態度も遂げられる。然し第一項で述べた如く、理科の本質である自然科學的認識は忘れてならぬ。この意味に於て高一の最初に出る動物の分類學的研究も兒童の科學的體系を組織するといふ重要な意味を以てゐるのである。

(5) 實驗觀察ノ材料器具ノ整備ヲ期シ、之ガ活用ニ努ムルコト

理科教育は事實に基礎を置き、實驗觀察思考を以て唯一の研究方法としてゐる。實驗や觀察は實に理科教育の中核であり焦點である。故に實驗觀察に要する設備は當然のものであつて、理科教育に於ける設備の研究は根本的本質的なものである。市町村經濟の豊かでない時であるが、國民教育上理科教育の重大を思ふ時、當事者のこの方面への努力を願つてやまぬ。左に設備上の二、三の留意點を述べやう。

- 一、設備は氣まぐれや思ひ付きではない。教育の本質、教科の本質から爲と考へ、時勢の趨向を考慮して有効健實に企劃すべきこと。
- 二、設備は一方に偏してはならぬ。高價な物理器械は購入するが、礦物や動物の觀察材料は購求せぬ。或は化學の器具のみに偏するとかいふのはよろしくない。
- 三、兒童實驗觀察材料の充實をはかること。
觀察材料としては實用と質との兩面を直觀し得るもの（これを標品と言ふ）を利用することが大切である。水晶のかけらをおがませるやうでは不可、その實際に使用せられてゐる器具、若しくは部分品等を用意する必要がある。又いつも教師實驗のみでは、到底子供の研究態度も出来ねば眞の理解もなされぬ。
- 四、初設備より維持が重要である。完全な維持が出来てこそ意味がある。初設備は年を経れば破損もすれば消耗もする。維持する經費と努力とを考へねばならぬ。
- 五、教師が簡易器械を作成したり、標品をつくりたりすることは大切である。然し現在の小學校教師に余り大きな期待をかけることは時間や努力の上から困難である。併し乍ら大切なことがある。それは實驗法の工夫に依り特殊な實驗器具を使用せずとも有り合せのものを組立て實驗するものもあればこゝに意を用ひて教育的効果を大にせねばならぬ。
例へば電解の實驗に高價な電解器を購入せずとも鉛板と銅板（或は古乾電池の炭素棒）と試験管とで容易に組立てられる

し、又斷線電球を利用することも出来るの類である。

六、活用に留意すること。

購入は經費さへあれば容易である。然し運用には數倍の研究と努力とを要する。活用してこそ眞に設備の効果がある事を考へ活用方法の研究をせねばならぬ。

(九) 圖 画 科

イ、小學校令施行規則第八條

圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ボシ實物若クハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情况ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及ヒ兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントコトニ注意スヘシ

ロ、指導上の留意點

(1) 特ニ形體ヲ正確ニ看取、描寫スル能力ノ養成ニ努ムルコト

自由畫の洗禮を受けた近時の圖畫教育界は非常なる進境を示したことは事實である。しかしその進境の一面には個性偏重に

陥つたり、藝術的になつたり、或は面白い繪、奇抜な繪といふやうなものを獎勵する様な弊も認められる。藝術的に傾く結果は遂に正確な描寫と云つた點よりも畫的効果を重く見る様になることは否定出来ない。一般に藝術的に、専門的に美術教育を行ふ結果は實用とか或は科學的とかいふ實際生活に役立つ觀察力、描寫力が邪道視される弊を伴ふものである。藝術的陶冶は重要ではあるが一面科學的陶冶の場合を忘れてはならない。主觀的な創造表現も大切ではあるが客觀的な正確描寫を無視してはならないと云ふのである。従つて今後一層注意したいことは形體を正確に描寫する能力の養成にあると思ふのである。正確に描寫する爲には正確に看取する能力を必要とする。故に自在畫に於ける寫生畫はどこまでも精密なる觀察力と正確迅速なる描寫力の陶冶を主體とせねばならぬ。正しく觀、正しく描く能力の養成こそ今後一層努力すべき點である。

尙觀察は從來兎角輕視され勝ちであつた爲め物を觀る訓練を缺いてゐたが、此の觀察こそ圖畫教育の最初に来る重要な仕事であつて構成或は表現の根基をなし、之が適否は其の結果に著しい關係を及ぼすものである。だから對象の形狀、大小、割合、遠近、明暗、色彩等を十分能く觀察させることを忘れてはならない。このことは寫生畫の時は云ふまでもなく、思想畫、臨畫、用器畫の全野に亘つて常に留意しなくてはならないことである。

(2) 創作力ノ啓培ニ努ムルト共ニ一層鑑賞力ノ陶冶ニ意ヲ注グコト

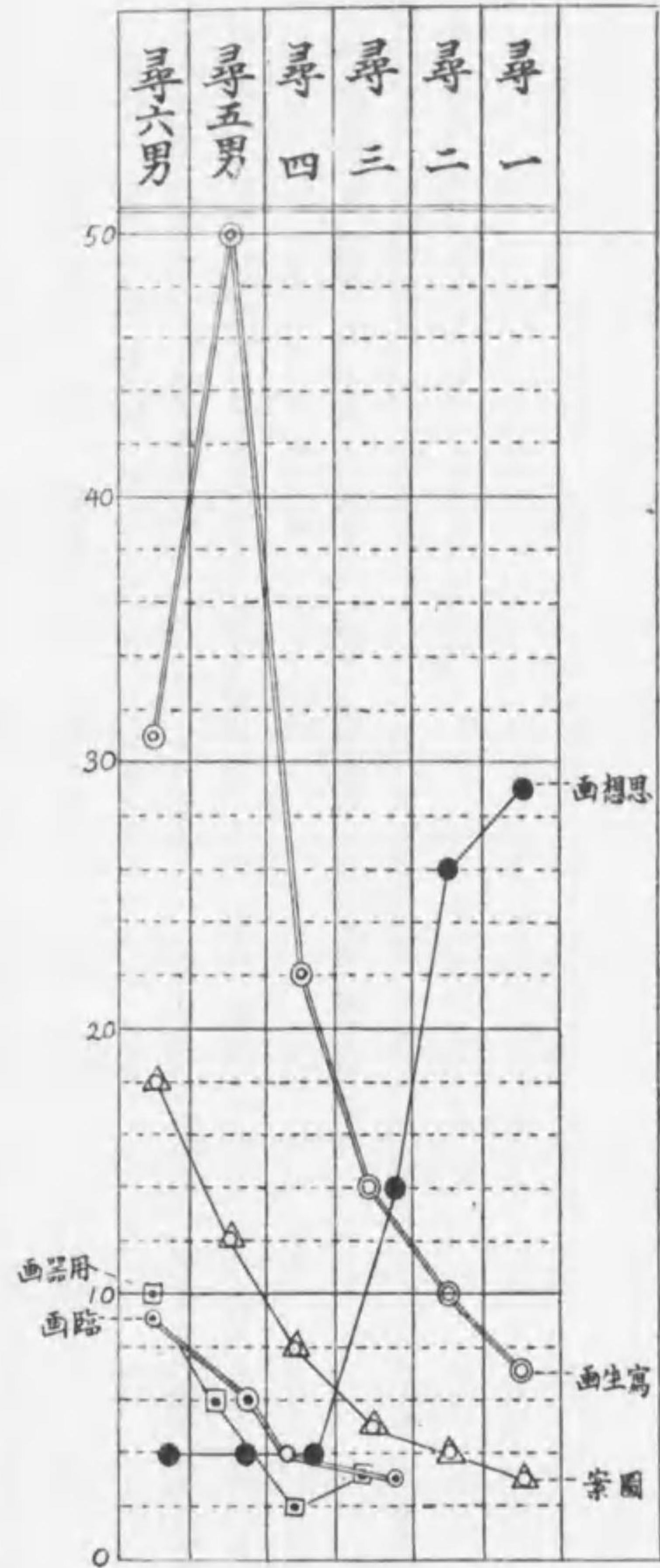
鑑賞教育の實際を見るに、明らかに二つの方面がある。その一つは創作を通じての鑑賞教育であり、他は鑑賞の爲の教育である。吾々は兒童を皆繪かきにしやうとして圖畫教育をしてゐるのではない以上最後の目的は鑑賞能力、美感の養成にあると云ふことも言ひ得る。創作には創作独自の目的もあるが、又一方には鑑賞への目的も多分に有つのである。又鑑賞能力が十分にあつてこそよりよき創作も出来、創作の體驗をもつことによつて一層鑑賞眼が發達するのである。創作を通じての鑑賞教育といふことが美感の養成、鑑賞眼の教育に如何に大切であるかは繪を描いた經驗をもつ者には確實に了解されると同時に鑑賞眼のすゝむにつれて創作が深まり、鑑賞教育が創作に深い關係に立つてゐることも理解出来る。都會の子供に優れた創作があ

ると云はれるのも彼等が鑑賞の機會を多くもつことに因を發する。かく創作と鑑賞は唇齒輔車の關係を有し、鑑賞によつて創作力は進み、創作によつて鑑賞の力は一層深化されるものであつて、創作と鑑賞は圖畫教育の二大使命であるが、兎角創作を圖畫の樞軸をなすものと考へ主力を注ぐ爲め鑑賞教育が副次的にされ勝ちである。茲に吾々は反省すると共に鑑賞それ自體の爲にも特殊の教育を必要とし益々此の方面にも意を注がねばならぬ。

鑑賞教育に當つては先づ第一に兒童の鑑賞能力の發達を認識してそれに即した教育經營でなければならぬ。と同時に鑑賞材料を豊富に用意することが必要である。従來は主として藝術作品又はその複製を利用してゐたやうであるが鑑賞の仕事は決してそのみに局限されるべきではない。兒童自身の描いたものも鑑賞材料にすべきである。その良い部分については線でも、形でも、色でも、筆使ひでも、構圖でも悉く部分的の鑑賞の對象となるのであつて非常に有効であるから、日常の兒童作品より蒐集して兒童鑑賞畫集をつくり鑑賞材料として活用することは望ましい。又單に繪畫だけでなく日常生活に關係のある一切のもの即ち調度、衣服等色と形に關係のあるものは悉く鑑賞材料であつて鑑賞の態度で見させること、接せしむることが必要である。

(3) 思想畫、寫生畫ノミニ偏スルコトナク、圖案、用器畫等ノ指導ニ留意スルコト

低學年に於ては思想畫が中心に立ち學年の進むにつれて寫生畫が之に代つて大部分の時間を占めることは左表(小學圖畫に示された各學年教材の時間數一覽)を見れば了解出来る。



従つて此の思想画、写生画が圖畫教育の樞軸をなすことは當然であらう。しかし小學校に於ける圖畫教材の種類は教科書の示すところに依ると表現材料、鑑賞材料、説話材料とあり、表現材料が更に自在画、用器画、圖案と分類され自在画が更に思想画、写生画、臨画と分類されてゐるやうに各種の方面から採用されてゐる。そして各教材ごとに特殊の陶冶價値を持つてゐる譯であるから一方にのみ偏することは一考を要する。殊に近時の國情は圖案、用器画等の素養ある人材を要求してゐる。一例を圖案にとれば、圖案教育の消長は國家の工藝美術の消長に重大關係をもつものである。單に工藝美術の進歩發達を工藝美

術の専門家にのみたよらんとするは誤りであつて、むしろ彼等を指導するものこそ一般需用者たる國民の頭にあるのである。兒童の將來は社會のあらゆる方面に伸びやうとするものである。生活の基礎陶冶としての圖畫教育は廣く社會的要求に立つて教科内容を見つめる必要がある。近時工藝的陶冶を重視し、圖案教育の徹底を絶叫するものゝある所以は、美と實用との一般生活の上に圖畫教育を生きて働かせやうとする主張に外ならない。圖畫教育も美的訓練が日常の實際生活に適切に働いて行くところに普通教育の一教科としての存在が確認されるわけである。而して圖案教育は形と色の構成陶冶であつて、實生活のあらゆる方面に直接に働きかけるから圖畫教育の實際的方面として最も重要視すべきである。

(4) 圖案、工作圖、用器画等ヲ手工藝等ト連絡シテ事實ニ即シタル指導ヲナシ應用化、實用化ニ努ムルコト

圖案を一例にとつて説明することにする。圖案指導の教育的目的は、觀察力の養成、描畫力の涵養、創作力の啓培、美觀の養成等圖畫教育の目的は當然ならつてゐるのであるが更に實際に應用して始めて達せられるのである。その所以は圖案の意義及び繪畫との相違點を吟味するならば自づと明らかになると思ふ。圖案の本務は専ら、線、形、色等の調和、均衡、節奏等即ち形式美を整へるにあるので、圖案と繪畫とはその性質に於て又其の目的に於て異なるべきが當然である。繪畫は繪畫それ自體に目的があるのであるが圖案は他に適合することが目的なのである。繪畫はその畫面中に於て獨立したもので如何なるものを描いても、一個の畫面中に於て如何に美的に表現するか目的であつて、他に外物との關係などを考慮するの要はないけれども圖案となれば形象が或る器物、或る裝飾に適合されなければ何の意義もなさぬ。換言すれば圖案は或る實用品、又は或る裝飾に使用されて初めて價値をもつのである。斯様に考へてくると小學校の圖案指導も最後は實用の見地に立たねば意義をなさぬ。無論過程に於ては種々の方法種々の途を歩むとしても結局は實用にまで行くのが當然である。實用にまで行くには單に畫紙の上に模様を描かして居るのみでは何日までたつても不可能である。唯畫用紙を與へて風呂敷の模様を描きませうと事實實物を假想的に定めて行はすのみでなく、實際の布に圖案して絞染、或はローケツによつて風呂敷を製作せしめてこそ圖案指

導の目的が達せられ得るのである。絞染やローケツは手藝であり、年賀状の版畫を刻ることは手工科の分野となるのであるからそこに手藝、手工との聯繫が大切になつて来る。斯くの如く他教科との聯繫を密接にし實際に製作し、裝飾してぐんぐん児童の生活にまで踏みこんで行かねば眞に圖案指導の目的は達せられないのである。工作圖、用器畫も亦同じである。

(十) 唱歌科

イ、小學校令施行規則第九條

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得
歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

ロ、指導上の留意點

(1) 國歌並ニ儀式唱歌ノ徹底ヲ圖ルコト

國歌並に儀式唱歌は國家的のもので、國民的情操陶冶の上から、はた又國民思想統一の上からみても非常に重大なる意味を持つ。

然るに現今一般的に之が教授は徹底を缺き、甚しきになると誤りを歌つてゐるのさへみうけられる。將に卒業せんとする學年に於ても、國歌君が代が満足にかけず、その完全な意味を理解してゐる兒童は極めて少數だといふ現状である。宜しく國歌

並に儀式唱歌の持つ意味使命を再認識して、その徹底を期すべきである。

指導時期は大體

國歌……一年

勅語奉答・一月一日・紀元節……二年

天長節・明治節……三年

が適當であらう。最もその意味の理解、正しい唱誦は四年からでない無理である。

(2) 文部省著作ノ教科書ニ依據シテ、教材ノ選擇ニ留意シ、指導系統案ヲ作成スルコト

唱歌教材は唱歌科の目的を達する爲の材料で、この材料を通してのみ唱歌教育は成立するのである。従つて教材の良否は、直ちに教授の教育的効果に影響を持つ。よりよき教材の選擇よりよき結果は生る。教授者は先づ以て唱歌教育の目的觀を確立し見識ある教材選定の態度をつくつてその選擇にあたらなければならぬ。

今日唱歌教材として許されてゐる範圍は先づ第一に文部省編纂の教科書・次に文部省の檢定を経た唱歌・今一種認可された唱歌である。

文部省編纂の教科書は、歌詞歌曲共にそれ／＼専門家の手に依つて充分の考慮のもとに、幾回かの審議を経て作られたもので、文部省の根本方針を示してゐる。多少の批評の餘地はあるとしても、教育的にも、藝術的にも、最も價値あるものと言はねばならない。我々は之に依據して、地方に依り、兒童に依つて適當に考慮を加へ、許された範圍内より、教育的將又藝術的に價値ある教材を選擇してゆくことが大切である。

今その標準を列挙すれば

1、兒童の美的情操を陶冶し得るもの

- 2、児童の詩想及び樂想を豊富にし得るもの
- 3、國民的情操陶冶に適切なるもの
- 4、郷土的特色の豊なるもの
- 5、歌詞と歌曲との調和融合せるもの
- 6、児童の心身の發達程度、學習能力に應じたもの
- 7、學年に應じて性別を考慮すること等である。

さて選擇された教材は如何に勝れたものでも、その配列が無系統であれば充分な價値を發揮することが出来ないから、

- 1、児童心身の發達程度及び學習能力を考へて
 - 2、平易快活なものより漸次高尚優雅なものへ
 - 3、季節及び他教科との關係を考へて
 - 4、本語指導の體系を顧慮して
 - 5、同種の形式・内容を持つ歌曲に偏しないでの如き點に留意して、系統的に配列しなければならぬ。
- かくして出來上つた教授細目により唱歌教育が進められる時、始めて児童の音樂美的情操はすく／＼と伸びてゆくであらう。

(3) 發聲指導及リズム訓練ニ一層留意スルコト

1、發聲指導

一時發聲指導については随分叫ばれた故か、近時非常に児童の發聲のよくなつた學校もあるが、まだ／＼不十分な學校が多い様である。發聲指導は唱歌教育上大切な一面であるから今後大いに留意して欲しい。

如何に導くべきか、その重要な點を擧げてみると、先づ第一「自然的發聲」であるといふ事である。自然的發聲とはあのドナル聲でもなく、又消え入りそうな聲でもない。無理のない兒童らしい聲のことである。日常の會話の延長とみたらよい。

第二に「美しい聲」である。美を對象とする教科であるから、美しい綺麗な聲程望ましい。然しこれは先天的に負ふところ多く恵まれた児童も、恵まれない児童もあり一樣にはゆかないが、その子としてより美しく指導してゆけばよい。

第三に「自由な聲」である。これは専門家の如き發聲を言ふのではない。一年は一年として、三年は三年として、五年は五年として、その教材を自由にこなせるといふ意味である。

第四に「發聲を明瞭に」といふことである。歌つてゐる歌が、何を歌つてゐるのか分からぬ様では面白くない。口をよく開かせて明瞭な發聲を指導すべきである。

以上四點、何れも各學年共目標とすべきものであるが、實際指導に當つては學年に應じて適宜な考慮を拂はなければならぬ。高學年になるほど、音樂的要求は加はつて來る筈である。發聲指導に於ても低學年より高學年に漸次發展的に取扱つてゆくことが大切である。

2、リズム訓練

人間の持つ藝術。殊に詩と音樂と舞踊はリズムを生命とする。リズムを除いて音樂は成立たない。音樂の生命が我々の内面的なリズムと共に波打つ時、音樂の美的直觀が出来るのである。音樂の目的が音樂を奏唱し、鑑賞することに依つて児童に音樂美を體驗せしめることにありとすれば吾人の目的達成の爲、そのリズムを感受し得る児童のリズム感陶冶の缺ぐべからざる大切な手段たるに着目しなければならぬ。リズム訓練とは結構リズム感を陶冶することになるのである。

我々は生得的にリズムを感受し、之を表現することが出来る。このリズムに對する我々の感覚をリズム感といふ。音樂のリズム感といへば音樂のリズムに對する我々の感覚で、時長感・強弱感・形式感の三つに分けることが出来る。實際に於ては三つの感覚は同時に働くのであるが、指導の上から三つに分けて考へる方が都合がよいからである。リズム感とは個人々々によつて、その感受力、度合に相異がある。この相異が同一の音樂をきいて、或る者はリズムの面白さに共鳴し、或る者は旋律の美しさにより心をひかれる結果を齎らすのである。兒童のリズム感とは彼等の音樂性の伸びるに伴つて深まつてゆく。我々はこゝに兒童のリズム生活の特徴を理解し、兒童のリズム感に應じて取扱ひをなすと同時に、より發展深化してゆく方法をとらねばならぬ。

以下各學年に應じた取扱ひ（方法）を簡単に述べてみよう。

低學年……この期の兒童の感受する音樂的要素は大部分リズムミカルな面白さである。

- 1、リズムミカルな唱語をさせる。
 - 2、リズム意識を音樂的に導く方法として、簡単な肉體表現に訴へる。
 - 3、リズムのアクセントを會得する爲に拍子に合わせてリズムツクに拍手させ、強弱關係を體驗させる。
 - 4、強弱を具體化する。
 - 5、附點音譜の面白味を感得させる。
- 中學年……低學年をうけて、リズムに對する感覺的興味を持續して居る。漸次より高いリズム生活に導く。
- 1、本學年の兒童は、リズムの形式に對して目覺めてくる。従つてリズム形式の美しい歌曲を扱ふと同時に、目覺めかけた兒童のリズム感陶冶を怠らぬこと。
 - 2、リズムは拍子によつて、特有の美しさや感じを持つ。この拍子特有の氣持ち、特徴を感受させると同時に唱語せしめ

る。

3、強弱關係の具象化（リズム線）

これを體得すれば兒童が歌曲を視たり聽いたりする時、歌曲の旋律につれて内面的にリズムの波が構成されてくる。

4 時長の記號化——音譜化

高學年

- 1、拍子の特異性……中學年で取扱はれたものを本學年では更に深めて指導。
- 2、中學年より進んだリズムの美しさ、多くのリズム形式が統一されて出來てゐる多樣美の感得に導く。
- 3、各音譜の時長關係を中學年より複雑にして、拍子にまとめ又音譜化する。この練習を重ねて音譜に表はされたリズムを視て直ちに内面的リズムの流れが構成され、筋肉を通して表現され得る迄を目標。
- 4、リズムの強弱感……新らしく六拍子を加へる。弱聲部より起る變格小節のリズム的變化の指導、切分音のリズム的變化の妙味。

(4) 音程觀念ノ養成ニ努ムルト共ニ、學年ニヨル取扱ヲ工夫スルコト

視唱に入つてその價値を發揮し、學習を積極的にして、音樂生活を充分になさしめる爲音程觀念の養成は缺くことの出來ない重要な陶冶面である。

音程觀念は急に出來上るものではない。低學年からだん／＼と培つて漸次深めてゆくべきで、こゝに學年による發展の取扱ひが工夫されなければならない。

實際指導に當つては

- 1、どこまでも基礎を音階練習におくこと。

正確な音階練習によつて明瞭な標準的認識を意識的に把握して後、始めて完全な音程練習が行はれる。

- 2、聽音練習と連絡をとつてなすこと。
- 3、系統的であること。
- 4、到達すべき標準線を文部省教科書におくこと。

(5) 學年ニ應ジタル鑑賞教育ヲナスコト

音樂教育に於て鑑賞教育の必要なることは、今更申すまでもない。抑々小學校の唱歌教授は、歌手を養成するのではない。であるから歌ふ方面と同時に鑑賞する方面をも重視し、審美感の養成を企圖せねばならない。この兩面の達成が小學校の唱歌教育の任務である。併しとかく従來は、歌ふことのみ偏したうらみが少なくない。今後はもつと鑑賞教育を加味せねばならない。然しこゝに留意すべきことは、各學年に應じた鑑賞教育をしてゆくことである。學年に依つて兒童の音樂生活はそれ／＼特徴を持つ。我々は眞に價値ある鑑賞教育をなす爲には兒童の生活過程に準じ、兒童の生活姿態に即して適當な材料を選択し、排列しなければならぬ。又學習の形式も考慮しなければならぬ。

兒童の發達過程を追ふて鑑賞を考へ、材料を配列してみると、

- 1、感覺的なもの（リズムを主とすることになる）。
- 2、表象的内容をもつもの。
- 3、旋律を主とするもの。
- 4、形式美に富むもの。
- 5、感情的内容。

となる。

低學年ではリズムに於ても、旋律に於ても、その感覺的な面白さに興味を持つ。この興味を充たしてやることは彼等の音樂性を伸ばす上から非常に大切なことで、音樂鑑賞の上で重要な指導部面である。

中學年になれば感覺的なものから、表象的なもの、鑑賞に進めてゆくべきである。これは音樂の内容を説明して貰ふことに依り、或は標題や歌詞の内容を基として音樂的意味を感得する。かやうにして始めて、本當の鑑賞の過程になつてくるわけである。尙この學年は旋律美に目覺める時期であるから、旋律を主とするものも鑑賞させなければならぬ。

高學年となれば更に進めて、表現形式を通してその特殊な美的價値を味はしめる。この鑑賞は他の助けを借らず音樂そのものによつゝかつて、個有的美を把握するので、純粹な音樂鑑賞である。最初は局部的な旋律・發想の相對關係などより次第に全體的形式に及ぼしてゆくとよい。かくして兒童の鑑賞が深まつてくれば鑑賞の到達點——いろ／＼な音樂表現を通して、音樂の生命に觸れしめる——に迄導いてゆく。こゝまで進んでくれば感情的内容を持つものを鑑賞させるのである。

この境地まで兒童の鑑賞を深めるには、兒童の生活姿態に準じ適當な材料を適當に排列して、鑑賞教育を進めてこそ望むべきで、氣の向くまゝに施す鑑賞では決して効果を擧げることとは出来ない。

(一一) 體操科

イ、小學校令施行規則第十條

體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戯及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ

別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ
 高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外
 ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ
 體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

ロ、指導上の留意點

(1) 學校體操教授要目ヲ研究シ、地方的ニ活用スルコト

大正十五年學校體操教授要目を改正されてより既に十ケ年、其の間要目の體操は全國的には相當普及して來たのである。而して其の要目も時代の進展、我國體育の現状等を考察されて今や再び改正の機運に向つて來た。當局は既に改正委員を選定し殆んど原案の作成を終り近く發令さるゝ事になつて居る。

さて翻つて本縣下の状況を觀るに要目の體操は相當普及したものの、近年に至つては新らしき體操の勃興と共に要目活用の名に於て眞の要目の精神を體せず各自思ひ／＼の形式を採擇し混沌たる状態に立ち至つてゐるかの感が起る。かゝる状態では改正要目の出現を見るも體育の効果は危ぶまれる。此の際本縣下斯道教育者は大いに覺醒して舉縣一致新要目改正の趣旨を充分に體得し要目を徹底的に研究する事が本科の成績を擧ぐるの急務中の急務である。

新要目は種々な點に於て面目を一新することと思ふ。即ち運動が動的化され總合化された種目が多くなり、低學年に於ては兒童の心理に即せる模倣運動を多くし、又女子本來の特質より女子特有の種目が相當多くなる事と思はれるが、抑々要目は大綱を示すものであるから、如何に綿密なものが出來たとしても恐らく取扱上の微細な點までは表現不可能では無いかと思ふ。尙また全國的なものを掲示するものであるから其の種目全部が各地方々々の學校に即したものはならないのである。故に之が實際指導者は地方的に活用することに努めなければならぬ。

要目活用上留意すべきことは、先づ要目に示された種目が其の地方、其の學校の兒童への適、不適、及び各學校の設備と種目との關係を考慮して、其の學校に即したものにしなければならぬ。

今地方による特殊性を掲げるならば大體次のやうな事が言へるだらう。

都 市

- (イ) 筋肉薄弱の矯正と軀幹の發育を重視すること。
- (ロ) 沈着心と嚴肅味、眞剣味の養成の必要。
- (ハ) 剛健持久性の養成。

農 村

- (イ) 不良姿勢の矯正を重視すること。
- (ロ) 機敏、巧緻的訓練を重視すること。
- (ハ) 正しき歩行の指導に留意すること。
- (ニ) 進取的氣象の重視。

漁 村

- (イ) 規律的訓練の徹底。
- (ロ) 沈着心、嚴肅味、眞剣味の養成。
- (ハ) 禮儀作法の訓練。
- (ニ) 衛生的方面の重視。

次に實際授業に際しては出來るだけ兒童をして愉快に運動せしめること、充分な運動量を與へることを根本原理とし、効果

の上から見て要目中の基本的な教材を主として反復練習すること。徒手運動に於てはなるべく部分的運動も結合して、総合的に扱ふこと、尙同一運動に於ても弾力的に振動的に種々其の取扱を變化させ其の速度も児童其のもの、速度に於て種々變化させて取扱ふべきこと。器械器具使用の運動に於ては飛躍的な取扱を避け、なるべく自然的過程を辿ること。體操をリズム化する。尙遊戯化競技化すること等に留意すべきである。當局が如何に理想的に要目を改正しても、之を採用する實際家お互が目覚めて、要目の眞精神を體得し、理論、實技の兩方面より研究し、之を活用しなければ何の役にも立たない。

(2) 規律協同ヲ重ンジ、剛毅果敢ナル意氣ノ涵養ニ努ムルコト

本項目は體操科教授要旨中にも明記されてゐる事項である。規律協同と云ひ、剛毅果敢と云ひ何れも日常の生活に於て養成すべき機會は乏しくないのであるが、最も簡單にしかも有効に其の機會を作り得るものは體操科であるので、かゝる有利な機會を逸すること無く之を修練することに努めなければならぬ。規律的態度、協同的精神を養成して置くことは個人生活上よりも社會生活上よりも極めて肝要な事柄である。秩序もなく、規律もない至極亂脈な指導は最も忌むところである。更に協同の精神は社會精神とも云ふべく社會生活をなすべき人類の最も重んずべき徳目である。特に現在の如き非常時に際しては協同精神の訓練は忘れてならないことである。故に指導者は體操科の凡ゆる機會に協同精神を涵養すべく考慮しなければならぬ。體操科に於ては共同は二つに分けて考ふる事が出来る。即ち合同體操等に於て一號令の下に何百何千の児童が同一の體操を一糸亂れず行ひ、其の間に養はれる共同と團體競技等を合理的に實施して養はれる共同との場合である。前者を殊に劃一的共同と言つてゐる。兩者共に必要な協同精神なれば技術を指導すると共に精神をも鍛錬すべく努めねばならぬ。

今方形ドッチボールについて見るに、ボールを一児童が受取つたとする、其の場所が投球すべき位置として適當でない場合には、例へば中央線なり、側線から相當離れてゐて自分よりもより適當な位置に味方の者がゐるやうな場合には協同一致の精神から云へば當然其の味方に送球し、彼をして投球せしめねばならぬのであるが、それにも係らず自分が投げたいと云ふ欲望から不利な位置を自覺しつゝ萬一の僥倖を庶幾して投球する児童が多い。自分で投球したい、そして自分で相手を倒したいと云ふ心は人間共通の本能である。然るに之を抑制し味方の成功の爲に、團體の爲に、他の味方に送球し自己の欲するところを他兒に興へ、彼をして成功させると云ふ没我的の精神こそ協同一致の中核をなすものであつて、教育上其の涵養に努力すべきであるに係らず其の指導が等閑に附せられてゐるのは眞に遺憾である。其の他用具の出し入れ等の場合にも協同的訓練が出来る。

剛毅果敢な意氣は本縣人に欠けるところで、特に之が氣風の作興に努力しなければならぬ。剛毅とは意志の確乎として物事におち、ひるまざることを、即ち精神の威力の健かなることを云ひ、果敢とは決斷強く物事をおしつけてなすことを云ふ。而かも果敢な動作は人を剛毅にするものである。

體操科は唯わけ無く面白くおもしろく児童の欲するまゝに遊ばせるのみでは其の目的は到達出来るものではない。勿論興味を持たせて實施せしむることは重要であるが、それと共に他面強意志を修練して彼等に毅然たる態度を興へることに留意しなければならぬ。かゝる機會は遊戯、競技、器械器具使用の體操等によつて殊に多く見出せるのである。

(3) 兒童ノ體格體質ヲ顧慮シ、個別的取扱ニ留意スルコト

指導の形式とか方法上の事柄は何れも方便であつて、児童各自が力量相應な修練と最大な能力を發揮すべく行はるればそれでよいのである。兎角體操科は其の性質上一齊的指導の弊に陥り、命令的、劃一的、壓迫的指導に終り勝ちである。團體的、共同的に同一の運動を實施動行せしめることは前述の如く現今の時代相より考へても重要な事柄ではあるが、それと共に大切なことは児童各自の身體、精神の發達状態を顧慮してそれに應ずる取扱をすることである。

普通體格、體質は判然として考へられてゐないが嚴密に云へば、體格は體質の中に包含されてゐるのである。即體質とは遺傳物質によつて定まる人間の心身の特質が生後環境と一定の關係を保ちながら常に或る平衡状態を維持してゐる統一された全

體を云ふのであつて、其の中には形態も機能も精神も肉體も又先天的の性質も獲得性の性質も悉く包含されてゐるのである。随つて年齢や性による心身の差異も體質の變化に外ならぬ。體質の中で外形として現はれてゐるものを體格又は體型と云ひ其の運動能力や疾病に對する抵抗力として現れるものを體力と呼ばれてゐる。

體育運動の練習には其の體質により能、不能、適、不適の有ることは體育指導者の存知して居らねばならぬことである。況して疾病素因が體質と密接な關係にある事は體育運動指導者の特に留意しなければならぬ點である。故に先づ身體検査や體力テスト等を時々行ひ、兒童の體質を判定し、自己の體力を自覺せしめ、體操及遊戯競技の種目を選定自覺的に體育運動を實施せしめ、各個人的の本性を發揮せしめると共に之が指導上に充分な注意を拂はねばならぬ。然しながら現在の小學校に於ては普通四十人乃至五十人の兒童を對象としてゐるので充分な個別指導は出来ないと云ふ。我々實際家の仕事はどこまでも實行可能なることを限度として行はねばならぬのである。

例へば同一種目の教材を課しても體質の劣れる者には回数減じるとか、懸垂、倒立等の如く強運動は省き又は他の教材を課するとか、跳躍運動の如きは能力に應じて器具に高低を付するとか云つたやうな取扱をして個別的に指導をすることは經驗上可能である。其の他能力による班別指導等も大切な事である。

要するに指導者が工夫すれば相當なところまでは個別的指導が出来る。

(4) 設備ヲ整備シ、各種教材ヲ合理的ニ按配シテ體育ノ效果ヲ大ナラシムルコト

體操科指導に於ける練習能率増進の最大にして而も最良の方法は運動場、雨天體操場（體育館）機械器具の整備である。如何に知識が豊富であつても、又如何に良法が工夫されても、更に實技が優秀であつても唯それのみでは身體練習能率の最大の發現は仲々容易でない。設備は經濟との關係で充分には出来ない所もあるが少くとも要目中に指示されてゐるものだけは常に行ひ得らるべく是非整備しなければならぬ。運動場のなき小學校は少なきも雨天體操場なき學校は相當に多い。本縣の大部分

は余り雪のため運動の出来ない事は少ないが、雨は相當多く、冬は寒さのため戸外の運動の無理なる時間が相當に多い、故に本縣に於ては是非雨天體操場の設備を痛感す。設備の完全と共に體育の効果を大ならしめる上に重要なことは學年相當の發達程度に應じて機械器具に對する訓練、即ち設備された用具を完全に使用すべく兒童に良く躡けることである。例へば、肋木に低鐵棒の所に、跳箱にと命すれば直ちに其處に集合し得る如く、各區分を明確にし、何々の運動始めと告諭すれば直ちに實行出来るやうにすることである。

尙如何に設備の完全を見、之を使用の訓練が出来てゐても材料の配合を合理的にしなければ體育の效果は半減されるのである。一時間の指導に於て餘り器械器具使用の教材を多く配當する時は多大の時間を消費することになるのである。而も器械が室外の廣い場所に設備され、加ふるに何の考慮なしに運動場の彼方此方に散在して建てられてゐたのではやり切れない。かくの如く器械器具を多く使ひ過ぎれば時間を浪費し、遊戯競技等の重要教材を除去しなければならぬ結果に陥り易いので適當に制限するがよい。又各種の教材が適當に按配せられない場合は總體として體育の効果を減することになる。

さて斯くの如く設備の整備は極めて緊要な事であるが經濟には限りのあるもの故、中には器械器具其の他の設備が十分に出来ない學校もあると思ふ。若しもかゝる場合には種類は同一で無くとも類似の器械は出るだけ同時に利用するのがよい。例へば跳躍の指導に於て、先づ二箇のバツクの練習を終つてから後跳箱の練習に移るやうな指導法は嚴に避けて、バツクと跳箱との練習を同時に開始するやうにするのである。

(5) 行進遊戯ヲ教育的ナラシムルコト

輓近行進遊戯は非常な勢を以て普及されて來た。本縣下に於ても毎年暑中休暇には數へ切れ無い程行進遊戯の講習會が開催されるのである。然しながら此等講習會に於ける材料について觀るに随分非教育的なものがある。中には全く賣名的なものもあるやうである。教育者は今少し教育的なる體育的見地に立脚して眞に兒童の爲の行進遊戯を建設せねばならぬ。さて然らば

如何にすれば教育的体育的ならしめることが出来るか。

第一に材料の選擇、第二に指導法の研究をなすことである。材料を選擇するには次の事柄に留意するがよい。

- 1、調和的身體の發育をはかるべきもの。
- 2、健康な身體を養ふべきもの。
- 3、身體の美的表現をなすべきもの。
- 4、リズムの修練になるべきもの。
- 5、爽快な精神を養ふべきもの。

次に指導の根本態度としては系統的訓練を重視しなければならぬ。何れの教科に於ても教授目的を達成するには系統的に訓練することが肝要であるが、特に技能科に於ては其の必要を認めるのである。行進遊戯に於ても指導者が徒らに新奇を求め何等の系統も無く思ひつきに材料を探し出しては之を兒童に課すると云つた調子では技能の發達は勿論、行進遊戯の本質的使命たるべき靈肉一致の極地に到達させることは出来ないのである。故に教材を配當するにも豫め横の聯絡は勿論縦の系統にも充分な考慮が拂はなければならぬ。

指導に際しては行進遊戯は歩法とリズムより構成され、之を兒童に實施せしめることに依つて優雅な感情を養ひ以て藝術を理解させ、教養の程度を高めるものなるに依り、先づ其の構成分子たる基礎的歩法及動作を充分に知らさねばならぬ。次には示範を充分に説明を簡單にし、反復練習の機会を多く與へ常に矯正することを忘れてはならぬ。尙指導の際の呼稱（カウンテイング）は一種誘發的心理要素を含むことが大切である。

以上の點を考慮して指導し、一通り行はれるやうになつたら伴奏を付けるのであるが、此の際伴奏者は充分兒童の速力を辨じて不自然な動作に陥らせないやうにしなければならぬ。行進遊戯が運動會の當時のみ運動場に姿を現はし、平素體操時間に其の姿を消してゐるやうな指導法は禁物である。

(一一) 裁 縫 科

イ、小學校令施行規則第十一條

裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及ヒ裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方繕ヒ方等ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲス、メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方ヲ授クヘシ
裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及ヒ衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

ロ、指導上の留意点

(1) 單ナル裁チ縫ヒノ手技ニ偏スルコトナク、服装生活ノ指導ヲモナスコト

裁縫教育と言へば従來はともすれば單なる裁ち縫ひに止まつた傾があつた。之は教則に「裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及ヒ裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」とある事が禍ひしたと考へられる。

衣食住の生活は人間生活の基調として重大な關係を持つものであるが、殊に衣類は古來より各時代の生活様式にしたがつて生活能率を擧げ得る様相當に努力工夫されてゐる。將來は我國民性に最もよく適合した合理的な衣類が生活にあらはれなければならぬ。人間活動に大きな影響を與へる衣類を進歩させて行くことは單に衣類の進歩のみならず、人類生活の進歩向上のためにも重大な使命を持つものである。刻々に進んで行く現在兒童は進化した文化を呼吸してゐる。之等の兒童を裁縫科として如何に指導して行くかといふことは非常に重大な問題であつて、單に衣服の裁ち方、縫ひ方だけの偏狭な指導に陥つてはならない。兒童が近き將來に於て直面する衣の問題を正しく解決し得ることが出来る能力を啓培して行く様に、服飾文化全般を教

育の對照として指導しなければならぬ。當教則には「裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用法材料ノ品類性質及ヒ衣服ノ保存法洗濯法等ヲ授クヘシ」とあり、また教授書の凡例五に「實生活との關係を緊密ならしめる爲め縫ひや繕ひ方を教授するに止めず、材料の選擇法（性別、年齢、體格、容貌、用途等による地質、色彩、柄合、價額等の見分け）着付、保存、手入、廢物利用等に至るまで、苟くも人間生活に於ける服裝文化一般に就ては夫々高い鑑識の眼を養ひ、時にふれ處に應じて自由にあり得る様教育すべきものである。この項は從來の裁縫教授が一面に過ぎなかつた事に對する警告と見るべきである。

(2) 時代ノ要求ト地方ノ實狀トヲ考慮シテ教材ノ選擇ヲナスコト

之は教材選擇上の極めて大切なる注意要項で、時代化と地方化との必要をのべたものである。總ての文化は常に時代と共に動くべきものである。今日は社會の流行や風俗の變化より來る影響や或は又生活改善とか服地廣中物の宣傳といふ様な社會の衣の問題に對する要求が、學校裁縫に改善を促して來てゐる。故に裁縫科指導に當つては之等の點を度外視することは出来ない。即ち流行は追ふべきものではないが服裝教育の立場としては、實際指導上十分留意して行くことを怠つてはならない。又廣中物の切實制度がだん／＼市場に現はれてゐることを考へると裁ち方教材を重視しその指導を徹底させねばならぬ。又學童の服裝としても年と共に男女とも洋服となり、女兒童の袴は漸くすたれて行くが如き、又一般の労働服もだん／＼洋服式に傾きつゝある状態であるから今後は洋裁教材を十分にとり入れる必要がある。

また地方の實狀を考慮しなければならぬことは明らかな事である。都市と田舎、海邊と山村、富裕と貧困等地方の狀況、兒童の境遇によりて、教材を考慮しなければならぬ事は云ふ迄もない。教授書も其の方針で作られ、地方特有のものも幾つか例として挿入されて居る。例へば東北地方のモンペ、また或地方の半纏の如きが之である。特に留意すべきは比較的富裕でない

地方等で、常に新材料を要求する等は考へなければならぬ事であらう。

(3) 教材技術トモニ程度ノ高キヲ要求セス、基礎ノ徹底ヲ期スルコト

本科は小學校の教科の中でも最も實用的であり、結果が直ちに見ゆるが故に、ともすれば結果主義に流れる傾向がある。従つて出來榮に捉はれ過ぎて自ら程度が高くなり易く、教材に於ても亦技術に於ても自然に無理をする結果となる。加ふるに時勢の推移に順應するためには考へたい新しい教材は日に日に生じて來る。したがつて社會に協調をとることを重視して、兒童の心身の發達の程度に不適當な教材をも學習させてゐる状態である。かくの如く兒童の能力や所要の時間數の制限等に對する研究不足から、言ひ換へれば、兒童の發達の研究不足から、自づと程度に合はないものを無理に學習させることが少なくない。殊に創造主義教育の高潮が禍ひして、教材に於ても技術に於ても技術末節に力を入れる弊を生じて、基礎の不徹底を來すことが多い。

一般に技能教科に於ては基礎が不徹底だと云はれて居る。本科に於ても前掲の如く程度を高くして基礎の徹底を缺ぐ恐れがある。小學校に於ける裁縫は裁縫屋とは其の全機構を異にしなければならぬ。學校はあくまで人間教育の場所で、裁縫科をとほして人間陶冶をする部面を常に意識してゐなければならぬ。製作衣服が大切なのではなくその過程に於て陶冶される力を重視しなければならぬ。此の意味に於て基本にして普遍的な教材を選擇し結果と共に製作過程に重きを置き、基礎の徹底に充分の力を至さねばならぬ。これを要するに小學校八ヶ年に於ては、兒童が獨立して自由に裁ち縫ひするの技術を得る事は不可能である。卒業後の練習に結果を俟たねばならぬ。學校時代は極めて教育的な教材を選定して、充分に基礎の確立を計る事が望ましい事である。不徹底なる基礎の上には健全な技術は到底出來るものではない。此の事は手工科に於ても圖畫科に於ても書方に於ても同様の原理であらう。

(一二) 家事科

イ、小學校令施行規則第十二條

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又
實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

ロ、指導上の留意點

(1) 特ニ科學的數量的方面ニ留意スルコト

從來の家事科に於ては科學的方面及び數量的方面に於て著しく缺けて居つたのであるが、文化の進展と共に一層此の方面に
留意する事が必要となつて來た。此の度家事科の教科書が改訂編纂されるに當つて最も力を入れられた改訂上の要點は、科學
的といふ事と生活改善といふことである。一般にこれ迄の家事科は經驗的で常識的であつた。勿論經驗も大切だし常識も大切
であるけれども、家庭生活を指導啓發して行くべき當面の責任をもつてゐる家事科指導が單に傳統的經驗的な指導であつたな
らば、いつまでも家庭生活の進歩を見る事はむづかしい。茲に科學的とは現在の諸基礎科學の教ふる原理を應用するの謂であ
る。例へば料理一つにしても營養學の教ふる食品分析表を參考にして營養價を考へるが如き、漂白にしても昔ながらの經驗の
みによる事なく、化學の示す原理を參考とするが如き之である。

次に數量的にするとは不正確を正確にといふ事を意味する。聞くところによれば西洋では浴湯にも寒暖計が備付けられて、
一人々々に自己の適温があると言ふことである。勿論日本では斯くまでの要求はしないとしても、其の精神は取りたいもので
ある。御飯を炊くにしても米と水の分量の加減が普通は出鱈目であるが故に、時々によつて出来に良否がある。然るに一定の
割合が數量的に研究されて居れば失敗はない筈である。或は洗濯液を作るにしても洗濯物の重さによつて割合が確定して居る

が故に、勞力も簡單だし不經濟にもならない。其の他食品にしても人數と分量とが數量的に考へられる事が必要である。この
様なことが家事教育をなす本質的使命の一であると考へてよからう。殊に數量的にすることは無駄を省く事であつて、一家の
經濟から言つても極めて必要である。

(2) 地方ノ民度生活ノ様相ヲ研究考慮シテ教材ヲ撰擇シ、實際生活ヲ指導スルコト

本科は最も兒童の生活に近い實用の教科であり、兒童は家庭に於て日々目撃してゐる事であるが故に、一面教育が容易であ
り、一面困難な點がある。初等教育に於ける家事教育殊に農村に於ける家事教育は有閑的な贅澤な家事學習であつてはなら
ぬ。國民全般の立場を堅持し、どこまでも地方の實情に即した普遍的な根本的な指導を怠つてはならぬ。即ち本科は
其の地方の實際生活を指導しなければならぬものであるが故に、其の地方の民度、生活の状態等を密に調査研究して、その地
方に即した指導とならなければならぬ。従つて先づ郷土調査から出發すべきものである。茲に郷土調査とは其の地方の經濟狀
態、生活状態から年中行事、風俗習慣の如き事までも一應考慮に入れて見なければならぬ。都市に於ては都市に合ふ様に、山
村に於ては山村に合ふ様に、また富める地方と貧しき地方と夫々に合つた指導をしなければならぬ。現在の家事教科書は、
大体に於て田舎の町で中流又はそれ以下の家庭を標準にして編纂されたものである。實際取扱に於ては取捨撰擇を自由にする
事が望ましい。

茲に注意すべきは卒業生の將來の行衛について考慮を加ふべき必要である。卒業生の大部分が其の土地に留る場合と、卒業
後大部分が工場にでも行く場合と、大部分が都市に出て就職する場合等につれて、夫々の指導に手心を加へなければならぬ。
即ち卒業生調査といふことが先決の一大要件となる。

教育に於ける郷土化の必要は今更言ふまでもない。教材を郷土に即させる事が即ち郷土化の現れでなければならぬ。根本方
針にも「教育ノ地方化、實際化、生活化ニ努ムベシ」とあり、又教授の一般方針にも「教授ノ直觀化、作業化、郷土化、協同

化ニ努メ確實ナル知識技能ヲ習得ヲ圖ルベシ」とあるも皆これである。かくて地方に則したる家事指導は、やがて地方の生活を一段と向上せしめ、地方を實際的に指導することとなるべきである。

(3) 實習ニ重キヲオクト共ニ、設備ノ充實ヲ圖ルコト

大體に於て家事教育は理論と實習とが並行すべきものである。實習抜きに理論は空論であつて實際に運用の出来ないものである。嚴密な意味に於て理解するとは理論を理論のまゝで知る事ではなく、體驗をとほしたものでなければならぬ。體驗なき理論は空虚である。御飯の炊き方を口で教へる事も出来る。然し其れでは實際に炊く能力とはなつてゐない。繙本の巻き方もたゞ模範で示す方法もある。然しそれでは實際には巻けない。總て必ず體驗をとほさねばならぬことは近代の教育學が示して居る。現在の家事教科書の教材の中で實習の要なきものは「女子と家事」「敬老」「家庭生活の合理化」等數課を除きては全部實習をともしなふ事になつて居る。

實習の必要は常に理解を目的にするのみにとゞまらず、實習そのものが持つ道徳的訓育的意義の大なる事を忘れてはならぬ。教則には「……兼テ節約利用秩序清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」とあげてある。勿論是等の徳の養はれる事は言ふ迄もないが、更に時代的意義とも言ふべき協同精神、及び犠牲的精神が涵養さるゝ意味を見逃してはならぬ。事實に於て家事の實習に於ては教師はかゝる方面に充分の考慮を加ふる事を怠つてはならぬ。兎角準備の煩雜の爲に實習ぬきの授業が多いことは歎かはしき事と言はねばならぬ。

一般に家事科の設備はよくない方である。前にも述べた様に必ず實習しなければならぬにも拘らず、設備の不完全なために實習が不足することは、教育上由々しきことと言はねばならぬ。勿論完全な設備を要求することは種々なる理由でむづかしいが、出來得る限り努力することが望ましい。但し設備が不完全を理由にして實習を怠る事は慎しまねばならぬ。不完全ながらも實習に工夫することは、更に望ましいことである。

(十四) 手工科

イ、小學校令施行規則第十二條

手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ
手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類、性質等ヲ教示スヘシ

ロ、指導上の留意點

(1) 教材ノ選擇ニ留意シ、指導ノ實際ニ當リテハ努メテ創作的ナラシムルコト

(イ) 教材の選擇に留意すること

小學校の手工科はその實施にあたり、教科の性質上幾多の難關がある。其主なるものを擧ぐれば、第一にこれを経営するに相當の經費を要すること、第二に、其儘適用し得る國定教科書或はそれに準すべき参考書が少いことである。第三に、教師は他教科以上に準備と整理に時間と努力とを要し、其制に實績のあがらないこと等で、従つて其結果は教育の理想に反し至極不振の状態にある。

右の如き立場にある手工科を實施するには、先づ第一に其學校に適切なる教材を選擇、配列し、教科書に準すべき教授細目を編纂しなければならぬ。而して教師は其細目に準據し、研究的態度を以て實施し、結果の檢討に努め、以て教授細目の擴充改善を圖るべきである。

文部省は去る大正十五年教授要目を發表して大體の據るべき方向と程度とを指示してはるが、これは全國的のものにして

其まゝ、實行すべきものではない。吾人はこの要目を参考にして、各地に最も適切なる教材を選択しなければならぬ。左に教材選擇上の要件を列記す。

- 一、手工教育の目的並に主義方針を實現するに適切なるもの。
 - 二、地方的環境を精査し（殊に産業の精査が肝要である）これに適應合致するもの。
 - 三、兒童の構成本能を啓培し、兒童の生活に關係深きものたること。
 - 四、創作力を養成するに適するもの。
 - 五、基本的指導をなすと共に勤勞の習慣を養ふに適するもの。
 - 六、材料が郷土的といふの餘り一方に偏することなく、多方面よりの材料を適當に配合すること。
 - 七、兒童心身の發達程度に適用するもの。
 - 八、工業及び工藝常識を向上せしめ、其趣味を漸養するに適するもの。
 - 九、他教科との連絡を密接にし、総合的發表教科たらしむるに適切なるもの。
 - 十、上學年に於ては男女の性別を考慮し、女兒は手藝のみに止めず家事的手工を學習せしむること。
- 右の要件を検討して夫々地方的色彩濃厚なる教材を選択配列し以て目的達成の第一歩となすべきである。

（□）指導の實際に當りては力めて創作的ならしむること

手工教育に於て創作力を養成することの重要なことは云ふ迄もないが、指導の實際に當りては極めて難事である。

手工科の指導で模倣か創作かと云ふことは永年討議された問題であるが、模倣の爲の模倣でない限り模倣は創作への母であると云ひ得るのである。

現在小學校に於ける指導の實際は、大體二大別出来る。即ち或人は兒童の個性を尊重して創作から創作へと進み、又或人

は教師の示範指導を中心として、模倣から模倣へと進む兩極端があるやうに見受けられる。兩者共極端にして、教育上宜しくない。

一般に兒童期は創造力旺盛なればそれを利用して各自の個性を伸ばし、發明發見への基礎を培ふべきであるが、天才的藝術家の如く無から有を生ずるが如きことを要求するのは無理である。特に基本的なる教材や基礎となるべき部分の指導に當りては、しつかりした教師の示範を模倣させ、而して次第に創作的部面を多くなすべきである。即ち「模倣より創作へ」である。

又下學年は模倣性も強く、如何にしてよりよく模倣しやうかと懸命に工夫するものである。特に中以下の能力所有者に對しては再三懇切なる模倣的指導をなすことに依つて學習興味が起り、自發的に創作へと進むものである。

結局、創作的なる指導をなすには、教材の如何にも依るが、教師が其教材について各方面から研究し、なるべく多くの教鞭物を準備し、兒童と共に標本を破壊し或は構成して其構成組織を發見せしむべきである。粘土細工の如きは創作的指導をなすのに適切なるものであるが、兎角系統的なる指導が缺け勝て行詰りを生ずることが多い。

最後に女子の手藝的教材は概して機械的なる模倣に傾き易い傾向がある、故に努めて創作的なる指導をなすべきである。

(2) 工具ノ性能ヲ知ラシメ、ソノ取扱手入等ノ訓練ヲナスコト

手工科では種々の用具を使用し、合理的なる構成をなさしめるのである。その用具は一見簡單なるやうな感じがするが、永年の經驗と現在迄の科學の粹の集積されたものであつて、それ／＼の性能を有するものである。故に用具の使用に當つては其性能を充分認識せしむるやう指導すべきである。而して各用具の使用法並に手入法に關しては正確なる模範を示し、機會ある毎に反覆練習せしめ以て正しき基本的指導をなさねばならぬ。若しこれらの指導を怠りたる場合は作業能率は上らず、時としては不慮の負傷を生じ、結果は計畫的に進展せず、従つて學習興味が減殺され、結局行き詰りとなるのである。用具の使用法、手入法の指導は主として教師中心に行はれるものであるが、兒童の體驗を重視し相互研究をなさしむることも必要であ

る。
縣下小學校の現状は作品の完成を急ぐ爲、兎角前記の如き基本的指導を缺き、甚しいのになると児童に小刀の研磨を要求しながら、刃物研磨場らしきものもなく、又如何に研磨することも決して完全な切味を發揮し得ない刃物を購入させ、又其手入は児童に任せてゐるやうな氣の毒な學校が相當あるやうである。

特に共用具については使用も亂雑になり勝の傾向がある。特に教師としては充分留意すると共に丁寧に感謝しつつ、使用し、使用後は必ず責任を以て所定の場所に整理する習慣を養はねばならぬ。

(3) 工具及ヒ材料等ノ整理、保管ニ一層留意スルコト

手工科に於ては前記の如く幾多の用具を使用するがその整理、保管も亦教育の適切なる一面をなすものであり、若しそれを缺けば次の如き結果となる。即ち第一に折角施設した共用具も其壽命を短かめ又破損甚だしきこと。第二に、紛失し易く時としては児童に對して面白からぬ行爲等をなさしめる導火線となることがある。第三に、實際使用上不便を感じ、従つて利用價值を減退せしむること。等である。更に重大なことは公的訓練の絶好の機會であることを忘れてはならぬ。かく考へて相當厄介な仕事ではあるが本科の實績を高める上から、將又社會人としての訓練をする上から、児童の自治的なる整理を重視しなければならぬ。

保管は主として教師がなすべきであるが、あまり嚴に過ぐれば折角の施設が死物となつて戸棚の奥に納められたまゝ利用價值を減じ、自由に利用せしむれば前記の如き欠陥を作ふものである。故に原則としては教師の指揮の下に出し入れし、児童の訓練が出来るに従つて當番制度により、責任を持つて始末をなさしむべきである。

次に材料の問題であるが、之も原則として教師が準備し、上學年は教師の指揮を受け當番制度にて、準備の手傳をさせることも一案である。尙自由製作等の場合は児童の計畫を教師が検討したる後、各自に準備せしむることもある。しかしこの場合

には教師は特別の個別指導を加へないと失敗に歸し、非教育的なことになり勝である。

又廢物利用等の教材を課し利用厚生の方法を研究せしむると共に、かゝる良習慣を養ふことは結構であるが、家庭の事情等にて直接な材料を見出し得ない児童の爲には、機會均等を欠かざるやう特に注意しなければならぬ。尙材料は手近に比較的安値に求められるものとし、農山村等にて遠隔の地より高價なるものを購入するが如きは愚の至りである。

(4) 設備ノ充實ヲ圖ルコト

手工科に於て設備の重要性は今更論する迄もない。しかし實際に直面しては經濟的關係上其充實は至極困難である。尋常科の指導は普通教室でも何とか出来るが、高等科の手工は教材の性質上思ふ存分製作し得る特別教室を設置することが必要である。教室の増築となれば一朝一夕の事ではないが廊下の片隅でも、又は物置を整理した土間でも宜しいのである。教室内には簡易な削り台、次に木、竹、金工等の児童を中心とした主要工具を購入し、決して人見せの設備をしてはならぬ。

用具の購入に當りては經費の許す範圍内で相當良質なるものを小數遊び、年次計畫的に數も増し内容を充實すべきである。而して設備は充分活用し以て實績の顯揚に努めなくてはならない。

尙設備の内容については近く縣より標準設備を指示する筈なれば、それに準じ、各校にて最も適切なる設備が完成されることを念願して止まない。以上の如く手工科は相當難關が多いが、結局教育者其人の如何によつてすべては解決されるものと信ずる。

(一五) 實業科

イ、小學校令施行規則第十三條

農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得セシメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
 農業ハ土地ノ狀況ニ依リ農事若クハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授ケヘシ
 農事ノ土壤、水利、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ狀況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クベシ
 水産ハ漁撈、養殖、製造等ニツキ其ノ土地ノ適切ナルモノヲ授クヘシ
 農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二

工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉細密ニシテ且創作工夫ヲ重ズルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
 工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ狀況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法並ニ工具ノ使用及保存法ヲ知ラシムヘシ
 工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムコトヲ努ムヘシ

第十四條

商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重ズルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理解シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

ロ、指導上ノ留意點

小學校に於ける實業科は之を分ちて農業、工業、商業科の三科目とす。而してこれ等の科目は土地の情況に依りて適宜その一を選択して實際に取り扱うことになつてゐる。

抑々農業科、工業科、商業科等の實業科目が高等小學校に置かれた理由は全く高等小學校の本質より來るものにして、高等小學校は一般陶冶をその中核としつゝ、他面實業的陶冶を施して實際社會に連接せんとするものである。今日高等小學校は尋常小學校卒業者中、中等學校に進まざる者の大多數を收容して教育してをり、其の卒業者の多くは直ちに實社會に入りて夫々實務に従事して國防上、産業上その他我が國民の一大中堅を組織するものである。

従つて高等小學校に於ける教育の成果如何は國家の發展上將又産業の能率上影響する所が至大であると言つても過言ではあるまい。斯かる立場より觀て今日高等小學校の實業科は重大なる意義と價值とを有つものである。宜しく職業指導と相俟つてその充實と向上とを圖らなくてはならない。

(1) 勤メテ實習ヲ重ンジ勤勞愛好ノ精神ヲ養フコト

勤勞的精神が人類總てに必要不可欠であるといふ考方は近時特に強調せらるゝ所にして、現代ほど勤勞といふことが貴ばれる時代は蓋し少いであらう。これ一に時勢の進運に伴ふ人間觀の改訂と、そこより來る社會組織の進展の産物と言ふの外はない。實に如何なる階級に屬する人と雖も勤勞の精神なき人間は人間としての生活ではないといふ考へを有つに至つたことはその特質にして、極端に言へば何等勤勞を爲さずして暮らすことは一つの罪惡とすら考へらるゝに至つたのである。

斯かる人間観、社會観より兒童教育上一般陶冶を施すと同時に實業的陶冶と勤勞愛好の精神の教養とが重要な意義をもつに至つたのである。勤勞的精神の最も力強く養はれるのは何としても勤勞そのものを爲さしめ、殊に勤勞そのものに興味を有たせ、勤勞そのものに喜びを感じさせ、不勤勞に一種の感謝の念を持たせることに依りて教養せられる。

されば仕事に肉体的の勤勞を伴ふ作業を爲さしめることが何より大切であらう。封建時代に於ては勤勞は寧ろ卑賤の者のなすものゝ如く考へられてゐたが、現代はそれとは全く反對に如何なる階級の人と雖も苟くも國家の一日たる以上は強健なる身体を有ちて、何等かの職業を持ち、何等かの勤勞を營むに非ざれば人間として價值が無いといふやうに考へらるゝに至つた。斯かる時代思潮は必然に兒童に出来るだけ勤勞せしめ、作業せしめ、かくすることに依つて勤勞愛好の習慣を練成せねばならぬことを要求する。而も勤勞は尊いことで勤勞することに依つてはじめて人間の喜びは感じられ、遊惰の生活に依つて不安と苦痛とが感ぜられること。従つて只勤勞の中にこそ緊張したる生活が常に澁刺として芽生へて行くのであることを體驗させねばならない。

さて我々が日々仕事をしてゆく態度には生命維持のためとか、妻子養育のためとか種々あるが、就中最も大切なのは報徳の態度であらう。地上の一粒の米も天の我に賜へる生命の根源なることを思ひ、これを粗末にしてはならない、むしろ敬虔の心を持ちてこれを培養して天地の恩恵に感謝する態度こそ最も望ましい勤勞の精神である。實業科中就中農業に於て殊に然り。かゝる精神的態度の教養は幼時より大切なことゝ言はねばならぬ。

勤勞愛好の精神は上にも述べた如く實際に作業させて涵養するのを最も上策とする。然して作業せしめるに最も適當な教科は實に實業科と手工科とを省いてはない。又他回實業科の眞の價値は理論に非ずして實際にある。即ち實際の勞作々業に依りてのみ實業科それ自身の効果は得られる。かく考へて實業科にとつて實習程大切なものはない。實業科教師はよくこの點を考へて先づ以て實習を尊重せねばならぬ。殊に先づ實習をしつゝ理論を加へてゆく態度が望ましい。

更に實業的陶冶を通しての一般陶冶を考察するに單に物を作るといふだけでなく、製作以外の作業に於ても本當に勤勞の習慣を養ひ、眞實に心の満足を得るやうに仕向けて行かねばならぬ。動もすれば製作することそのことには興味をもつて盛んに活動するが、さてその整理、整頓、或は掃除といふことに對して怠るならばそれは眞に勤勞の習慣が養はれて居るとは言へない。この點もよく考慮しておかねばならぬ點である。

(2) 地方ノ實情ニ即シタル教科、教材ヲ選擇シ、實際的效果ヲ擧グルニ努ムルコト

近時教育の郷土化が頻りに唱へられてゐるが、就中手工科、實業科等の科目に於ては特にその土地の情況、環境等に依據せねばならぬ點が多い。故に先づ該地方の實情如何を洞察し、それに即して實際を考慮すべきであることは云ふまでもない。

殊に高等小學校に於ける實業科三科目中の何れを實施するかと云ふことについては相當考慮すべき重要問題で、土地の産業状態、卒業後の就職方面等を慎重に考慮し、此等の種々の點に立脚して適當なる科目を選択すべきである。尙此の他學校經營の方針等よりも適當に斟酌さるべきものであらう。

次に實際に取扱はるゝ教材に關しても該地方の實情を相當考慮すべきものであることは教科目選擇の場合と何等異ならないが、特に經濟的方面、材料等の問題とは密接な關係があることを忘れてはならぬ。若し教科書を採用した場合には特にその郷土化、實際化を圖らなくてはならない。

今教材選擇上留意すべき點を擧ぐれば

- (イ) 成るべく代表的にして基礎的のもの
- (ロ) 創作力を養ふに適するもの
- (ハ) 用具の用になれると共に技巧を練磨するに適するもの
- (ニ) 實際生活に適し兒童の興味、趣味に合致するもの

(ホ) 工業或は農業、商業各々の一般的知識の養成に適するもの等である。

而して此等の教材の取り扱ひ即ち實際指導に當たりても眞に血となり肉となりて通り一遍の形式に流れざるやう努めて、實際的效果の顯揚に努めねばならぬ。實際的效果と言ふは實業科を單に人間陶冶の手段としてのみ考へず、その外に現はれた結果が客觀的にみて價值あるものであることを望むのである。その時間數も一週五時間も設けてあるから此の點も併せて考慮して以て益々その實績を擧げるやう努力すべきである。

(3) 設備ヲ充實シ之ガ活用ヲ期スルコト

實業科三科目の何れを問はず夫々の設備を要することは論ずるまでもないが、何れも理想的の設備をなすことを目標として、當局と密接なる聯關を保ち經費の許す限り充實せる設備を企圖せねばならない。殊に年次的に充實せしむる方針で常に計畫的に目論むのを上策と信ず。

但し設備と雖も唯形式的に所謂見せ物的に止まり、折角の立派なる設備が活用されることなくば、寶の持ち腐れとなる。大いに之を活かし以て意義あらしむるやう特に努むべきで、しかもこれは教師の責任である。

昭和十年六月

初等教育改善方案

山 口 縣

山口縣訓令第二六號

市町村長
師範學校長
小學校長

本縣夙ニ初等教育ノ充實振興ヲ期スル爲メ主要獎勵事項ヲ定メテ之ヲ指示スル所アリシガ現時ニ於ケル社會ノ趨勢ト縣下ノ現狀トニ鑑ミ初等教育上改善刷新スベキ事項尠カラザルヲ認メ茲ニ左記ノ通り本縣初等教育ノ根本方針ヲ樹立シテ嚮フ所ヲ瞭ニセリ
尙是ガ實現ニ關シテハ別ニ指示スル所アラントス
職ニ在ル者須ラク其ノ眞意ヲ體認シ各校ノ實情ニ應ジテ一層有効適切ナル具體案ヲ設ケ協心戮力是ガ達成ニ努メ以テ教育ノ効果ヲ全ウセンコトヲ期スベシ

昭和十年六月七日

山口縣知事 菊山嘉男

初等教育根本方針

畏クモ 天皇陛下曩ニ 勅語ヲ下シ賜ヒ國運隆昌ノ淵源ハ實ニ小學校教育ニアルコトヲ宣ハセ給フ洵ニ恐懼感激ノ至ニ勝ヘザルナリ

惟フニ小學校ハ國民的人格ノ基礎教育ヲ施ス所ニシテ徒ラニ時流ヲ趁ヒ舊套ニ泥ムベキニアラズ特ニ教育尊重ノ傳統ヲ有スル本縣ニアリテハ其ノ歷史的使命ト現實的要求トニ立脚シテ堅實中正ナル百年ノ大計ヲ樹立スルヲ要ス

茲ニ初等教育ニ關スル五大方針ヲ確立シ舉縣一致之ガ實現ニ邁進セントス任ニ在ル者須ラク其ノ眞意ヲ體認シ至誠一貫所期ノ目的ヲ達成シ以テ教育報國ノ實ヲ顯スベキナリ

一 聖旨ヲ奉體シ國民道德ノ振作ヲ期スベシ

- 一、國體觀念ヲ明徴ニシ忠君愛國ノ志氣ヲ振起スベシ
- 一、敬神崇祖ノ念ヲ培ヒ孝道ノ顯現ニ努ムベシ
- 一、社會連帶ノ意識ヲ高メ共榮扶助ノ精神ヲ涵養スベシ
- 一、敬虔報謝質實剛健ノ美風ヲ發揮スベシ

一 先賢ノ宏圖ヲ溫ネ防長精神ノ體現ヲ期スベシ

- 一、沒我奉公ノ氣魄ヲ啓培シ百万一心ノ美風ヲ發揚スベシ
- 一、防長史ノ研鑽ニ努メ傳統精神ノ眞髓ヲ把握スベシ
- 一、先賢ノ事績ヲ稱揚シ景仰追慕ノ念ヲ篤クスベシ
- 一、郷土教育ヲ尊重シ郷土建設ノ精神ヲ培養スベシ

一 時勢ノ進運ニ鑑ミ實際的教育ノ伸展ヲ期スベシ

- 一、教育ノ地方化實際化生活化ニ努ムベシ
- 一、勤勞教育ヲ重視シ研究工夫生産創造ノ能力ヲ養成スベシ
- 一、本縣ノ地理的地位ニ鑑ミ進取發展ノ氣風ヲ養フベシ
- 一、兒童ノ個性ヲ尊重シ職業ノ人格ノ陶冶ヲ圖ルベシ

一 縣民體位ノ實情ニ考ヘ健康教育ノ振興ヲ期スベシ

- 一、身體ノ鍛鍊ニ努メ剛健ナル心身ヲ養成スベシ
- 一、衛生訓練ヲ重ンジ健康意識ノ涵養ニ努ムベシ

- 一、學校體育ノ本旨ニ鑑ミ運動ノ普遍合理化ニ努ムベシ
- 一、教授衛生ヲ重視シ健康保持ニ留意スベシ

一 教育ハ師表ノ德化ニアルヲ念ヒ教師ノ人格向上ヲ期スベシ

- 一、教師ハ自己ノ全人格ヲ竭シテ職務ニ專念シ教育報國ノ誠ヲ輸スベシ
- 一、教師自ラ道德ノ行者トナリ率先垂範儀表タルノ本分ヲ全ウスベシ
- 一、自主積極ノ研究氣風ヲ作興シ獨自性ノ發揮ニ努ムベシ
- 一、常ニ健康ノ増進ニ努メ明朗ナル態度旺盛ナル意氣ヲ養フベシ

(昭和十年六月小學校長會議ニ於テ指示)

一、教育ノ實際

(一) 學校經營及ヒ學級經營

(イ) 一般方針

- 1、本縣初等教育方針ニ依據シ、地方及ビ學校ノ實情ニ應ジテ學校經營ノ方針ヲ確立シ、適切ナル施設ヲ講ズベシ。
- 2、學級經營ハ學校經營ノ方針施設ニ基キテ立案シ、有機的關聯ヲ保ツベシ。
- 3、教育ニ關スル思潮ハ常ニ之ヲ研究シテヨク其ノ眞髓ヲ捉ヘ、確固タル信念ヲ以テ、學校教育ノ本質的企畫中ニ統合スベシ
- 4、經營案ハ毎年之ヲ改訂シ、年度計畫ヲ明ニスルト共ニ、前後一貫セル發展の統一ヲ保ツベシ。
- 5、施設事項ハ其ノ本末輕重ヲ明ニシテ精選ヲ加ヘ、事務ノ刷新ヲ圖ルベシ。
- 6、學校經營及ビ學級經營ノ立案様式ハ本縣制定ノ標準案ヲ參酌スベシ。(附録、學校經營、學級經營ニ關スル研究參照)

(ロ) 經營上ノ留意點

(學校及ビ學級經營ニアタリテ、次ノ諸點ハ特ニ重視スルヲ要ス)

- 1、學校學級ヲ協同社會的ニ組織化スルヤウ經營スルコト。
- 2、郷土ノ政治的、經濟的、社會的事象等ヲ詳ニ調査研究シテ、之ニ相應ズル經營ヲナスコト。
- 3、兒童心身ノ發達段階ト個性境遇トヲ研究調査シ、之ニ基ク經營ヲナスコト。(附録、個性調査ニ關スル研究參照)
- 4、高等小學校ノ經營ニ於テハ、特ニ實業科ノ内容ヲ充實シ、併セテ職業指導ヲ重視スルコト。

(二) 教授

(イ) 一般方針

- 1、教授ハ常ニ訓練養護ヲ伴フ教育的教授タルベシ。
- 2、特殊ノ教科目ヲ偏重スルコトナク、各教科目ノ教授要旨ニ則リ、ソノ本質的價値ヲ發揮シ、以テ兒童人格ノ調和的發展ヲ圖ルト共ニ、特ニ國民精神ノ涵養ニ留意スベシ。
- 3、教科書ノ編纂趣旨ヲ了得シ、教材ノ本質ヲ究明シテ、正シキ教材觀ノ確立ニ努ムルト共ニ、各教材ノ本末輕重ヲ較量シテ之ヲ單純化ヲ圖ルヤウ工夫研究スベシ。
- 4、教材ノ系統的聯關的研究ヲ精確ニシ、周到ナル準備ノ下ニ指導能率ヲ増進スベシ。
- 5、教授ハ精神科學的教材、自然科學的教材、技能的教材ノ各方面ニ應ジ、適切ナル取扱法ヲ工夫スベシ。
- 6、兒童心身ノ發達ニ應ズル指導方法ヲ攻究スルト共ニ、一層個別指導ニ留意スベシ。
- 7、教授ノ直觀化、作業化、郷土化、協同化ニ努メ、確實ナル知識技能ノ收得ヲ圖ルベシ。
- 8、自學自習ノ態度ヲ養成シ、工夫創造ノ能力ヲ陶冶スベシ。
- 9、教材ノ主要事項ハ常ニ反復練習シテ、應用自在ナラシメンコトヲ期スベシ。
- 10、學習ノ過程ヲ重視スルト共ニ、成績考查法ヲ研究シ、結果ノ省察ニ意ヲ用ヒ、學習指導ノ改善ニ努ムベシ。(附録、兒童成績考查ニ關スル研究参照)

(ロ) 各科教授上ノ留意點

(各科ノ教授ニアリテハ、本縣ノ現状ニ鑑ミテ 特ニ左記ノ諸點ニ留意シテ、ソノ改善ヲ圖ルベシ。)

修身科

- 1、忠孝ニ關スル教材及ビ協同社會ニ關スル教材ニハ、特ニ力ヲ注グコト。
- 2、兒童ノ道德生活ヲ凝視シ、ソノ實情ニ即シテ實踐ノ指導ヲナスコト。
- 3、作法教授ノ徹底ヲ圖ルコト。
- 4、郷土資料及ビ偶發事項ヲ活用スルコト。

國語科 (讀方)

- 1、國語ヲ尊重シ、國語ニヨル國民的陶冶ニ努ムベキコト。
- 2、内容ノ吟味ニ偏スルコトナク、一般國語力ノ修練ヲ重視スルコト。
- 3、文章ノ特質ヲ研究シ、之ニ立脚シタル適切ナル指導方法ヲ工夫スルコト。
- 4、朗讀指導ヲ重視シ、言語教授ノ徹底ヲ期スルコト。
- 5、課外讀物ノ選擇指導ニ留意スルコト。

國語科 (書方)

- 1、毛筆書方ニ於ケル藝術的陶冶ヲ重ンズルト共ニ、硬筆書方ノ實績向上ヲ圖ルコト。
- 2、臨書法ノミニ依ルコトナク、暗書練習等ヲモ課スルコト。
- 3、特ニ低學年ニアリテハ、姿勢並ニ執筆法、運筆法等ノ基礎訓練ニ留意スルコト。

國語科 (綴方)

- 1、指導系統案ヲ作成シ、材料ハ各方面ニ涉ルコト。
- 2、生活觀照ノ態度ヲ教養スルコト。

3、作品ノ批正ト推蔽ノ指導トニ留意スルコト。

算術科

- 1、數量的生活ヲ指導スルト共ニ、數理愛好ノ精神ヲ養フコト。
- 2、幾何形體ノ取扱ヲ重視シ、空間觀念ノ養成ニ努ムルコト。
- 3、測定、實驗、グラフ、圖解等ノ技術的修練ヲ重ンズルコト。
- 4、基本的模式的教材ハ、努メテ之ヲ反復練習スルコト。
- 5、珠算學習ノ系統的指導ニ努ムルコト。

國史科

- 1、國體觀念ヲ明確ニシ、民族的使命ノ自覺ヲ高ムルコト。
- 2、各時代ノ特質ヲ明確ニ把握セシムルト共ニ、之ガ現代ヘノ關聯ニ留意スルコト。
- 3、教師用書ノ研究ニ努メ、教材ニ對スル指導精神ヲ確立スルコト。
- 4、防長史ヲ研究シ、國史教材ニ織込ミテ、適當ニ教授スルコト。

地理科

- 1、一地方又ハ一國ノ特性ヲ知ラシムルト共ニ、ソノ地域ト我方國及ビ郷土トノ比較關係ヲ明ナラシムルコト。
- 2、讀圖力、描圖力ヲ養成シ、地圖中心ノ學習指導ヲナスコト。
- 3、地理的理法ノ考察ニ努メ、地人相關ノ有機的取扱ニ重キヲ置クコト。
- 4、地理學習ノ直觀化、郷土化、作業化ノ徹底ヲ期スルコト。
- 5、教材ノ變動ニ絶エズ留意スルコト。

理科

- 1、生活ニ即スル指導ヲ重ンジ、科學的生活態度ヲ養成スルコト。
- 2、觀察、推理、創造力ノ陶冶ニ留意スルト共ニ、情操ノ涵養ニ努ムルコト。
- 3、天文、氣象、動植物等ノ教材ニアリテハ、繼續的觀察ヲ重ンズルコト。
- 4、低學年ニ於テモ、適當ナル機會ニ理科的指導ヲナシ、高等科ニ於テハ、實業科、家事科トノ連繫ヲ密ニスルコト。
- 5、實驗、觀察ノ材料、器具ノ整備ヲ期シ之ガ活用ニ努ムルコト。

圖畫科

- 1、特ニ形體ヲ正確ニ看取、描寫スル能力ノ養成ニ努ムルコト。
- 2、創作力ノ啓培ニ努ムルト共ニ、一層鑑賞力ノ陶冶ニ意ヲ注グコト。
- 3、思想畫、寫生畫ノミニ偏スルコトナク、圖案、用器畫等ノ指導ニ留意スルコト。
- 4、圖案、工作圖、用器畫等ヲ手工、手藝等ト連絡シテ事實ニ即シタル指導ヲナシ、應用化、實用化ニ努ムルコト。

唱歌科

- 1、國歌並ニ儀式唱歌教授ノ徹底ヲ圖ルコト。
- 2、文部省著作ノ教科書ニ依據シテ、教材ノ選擇ニ留意シ、指導系統案ヲ作製スルコト。
- 3、發聲指導及ビリズム訓練ニ一層留意スルコト。
- 4、音程觀念ノ養成ニ努ムルト共ニ、學年ノ發展ニヨル取扱ヲ工夫スルコト。
- 5、學年ニ應ジタル鑑賞教育ヲナスコト。

體操科